

株式等振替制度対応に関する説明会



平成20年6月

株式会社 証券保管振替機構

＜目次＞

1. 株式等振替制度への制度参加手続について

- (1) 機構加入者、間接口座管理機関、指定株主名簿管理人等の制度参加手続
- (2) 発行代理人及び支払代理人の制度参加手続
- (3) 資金決済会社の制度参加手続
- (4) 制度移行に関する留意点等

2. 株式等振替制度におけるTargetを用いた手続について

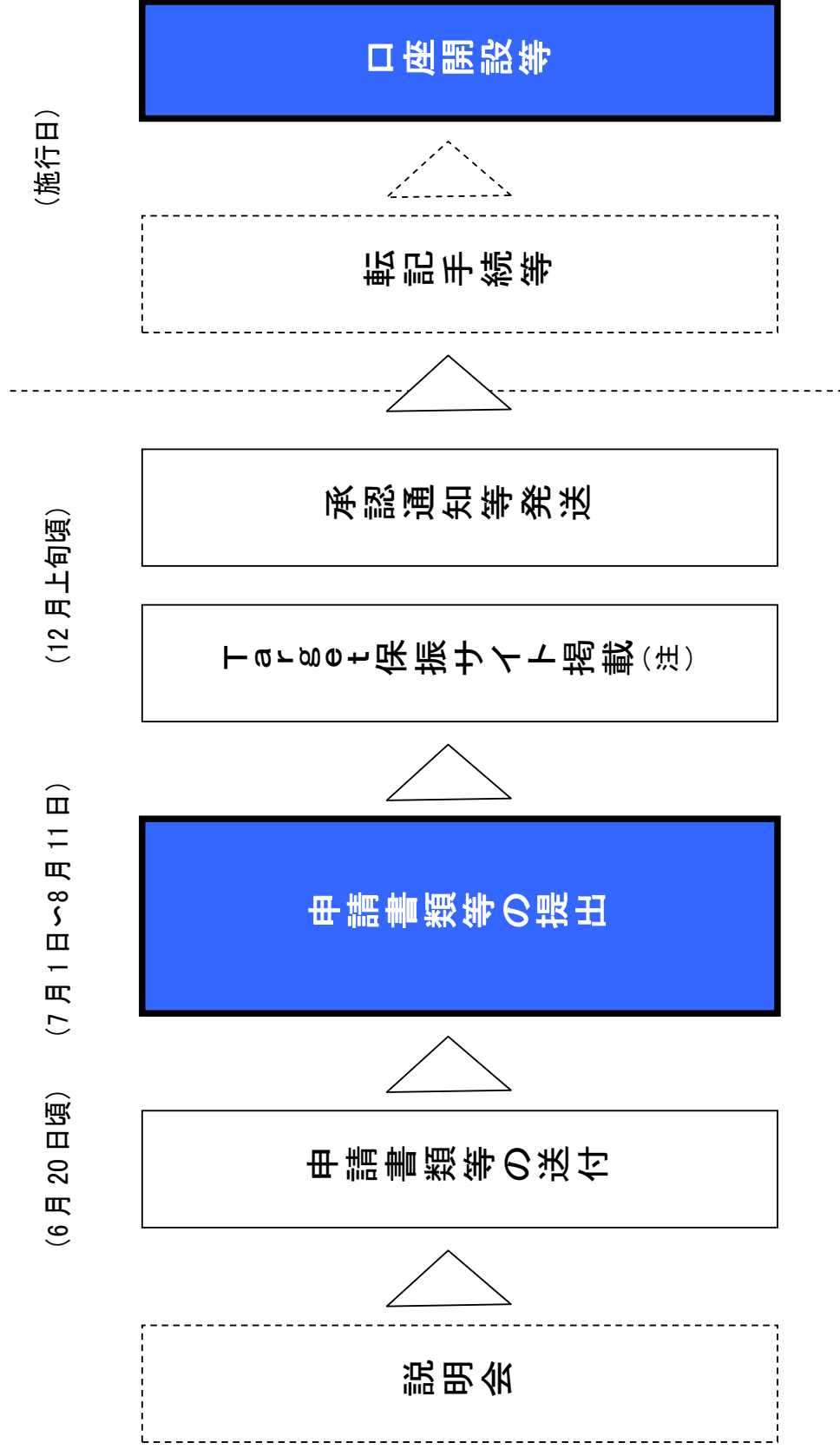
3. その他

1. 株式等振替制度への制度参加手続について

**(1) 機構加入者、間接口座管理機関、指定株主名簿管理人等の
制度参加手続**



株式等振替制度への参加手続(日程イメージ)



(注) 「区分口座開設状況」や「業務担当者の担当部署とその連絡先の情報」を掲載する予定である。



株式等振替制度への参加手続(手続のポイント)

項目	内容
1 提出期限	○ 参加形態にかかわらず、「8月11日(月)」までとします。
2 送付方法	○ 届出書類については、(総合テストで届出された参加形態に基づき)参加形態毎に郵送(配達記録)させていただきます。
3 提出方法	○ 届出書類の送付に際し、返信用封筒(切手添付済み)を同封しています。当該返信用封筒を利用して参加形態毎に郵送(配達記録)してください。 ○ なお、届出書類の確実な授受を行う観点から、届出書類のご提出(返送)は「配達記録郵便」の方法とさせていただきます。そのため、お手数ですが、「郵便局の窓口」で郵送手続をお願いいたします。 ※1 例えば、「機構加入者」及び「間接口座管理機関」で参加する場合、①「機構加入者」に係る届出書類一式と②「間接口座管理機関」に係る届出書類一式をそれぞれ提出していただくことになります。なお、複数の参加形態で参加される場合には、「登記事項証明書」「印鑑証明書」については重複して提出する必要はありません。 ※2 各種申請にあたっては、総合テストで申請した内容に限られます。 ※3 施行日まで、届出書類に変更等がある場合には、再提出をお願いします。
4 区分口座開設日等	○ 区分口座開設日は、「施行日」になります。 ○ 現行制度において区分口座の開設を希望される場合には、本年8月1日までに申請(口座開設日は8月末予定)を受け付けることとしております(注1)。 ○ また、現行制度における(施行日前の)口座廃止手続(注2)に係る期限等の詳細につきましては別にご案内いたします。 (注1) (ご参考)「株券等保管振替制度等における新規区分口座開設申請について」(保振業務20第17号、平成20年4月22日)を参照願います。 (注2) 例えば、移行に伴い、参加者自己分について他の参加者の備える顧客口座簿上で管理する予定の参加者が考えられます。



株式等振替制度への参加手続の提出書類

■「機構加入者」となる場合の提出書類

提出書類		添付書類
1	口座開設申請書	参考1-1 (1) 登記事項証明書(※1)
2	「自己口」の属性区分毎の詳細情報	参考1-1-1 (2) 代表者の印鑑証明書(※1)
3	「顧客口」の属性区分毎の詳細情報	参考1-1-2 (3) 口座開設の任にあたっている担当者の本人確認書類(※2)
4	約諾書	参考1-2 (4) 「自己口」における登録配当金受領口座方式の指定又は「顧客口」における株式数比例配分方式を取り扱う場合において、配当金の受領を他の者に再委任する場合には、その委任の事実を証する書面(※4)
5	株式等振替制度参加に係る届出書	参考1-3
6	業務責任者及び業務担当者連絡先届出書	参考1-4
7	手数料請求先等に関する届出書(※3)	参考4
8	TargetIDの利用に関する確認書 又は Targetシステム利用申込書	-

■「間接口座管理機関」となる場合の提出書類

提出書類		添付書類
1	間接口座管理機関承認申請書	参考2-1 (1) 登記事項証明書(※1)
2	約諾書	参考2-2 (2) 代表者の印鑑証明書(※1)
3	株式等振替制度参加に係る届出書	参考2-3 (3) 株式数比例配分方式を取り扱う場合において、配当金の受領を他の者に再委任する場合には、その委任の事実を証する書面(※4)
4	業務責任者及び業務担当者連絡先届出書	参考2-4
5	手数料請求先等に関する届出書(※3)	参考4
6	TargetIDの利用に関する確認書 又は Targetシステム利用申込書	-

※1 3ヶ月以内のものを提出してください。

※2 既に保管振替制度、短期社債振替制度、一般債振替制度、投資信託振替制度、上場投資信託(ETF)振替制度等で区分口座を開設している場合には不要となります。

※3 既に保管振替制度、短期社債振替制度、一般債振替制度、投資信託振替制度、上場投資信託(ETF)振替制度のいずれかに制度参加されている場合、又は決済照合システムの利用者である場合には、提出が不要となります。なお、今回は該当する会社へ送付します(送付されない会社はご提出の必要はありません。)

※4 委任契約書の写し等です。

(注) 提出書類や届出事項については、今後の法律改正や実務検討等により変更される場合があります。



株式等振替制度への参加手続の提出書類

■ 「指定株主名簿管理人」となる場合の提出書類

提出書類		添付書類
1	指定株主名簿管理人指定申請書	(1) 登記事項証明書(※1) (2) 代表者の印鑑証明書(※1)
2	株式等振替制度参加に係る届出書	
3	業務責任者及び業務担当者連絡先届出書	
4	手数料請求先等に関する届出書(※2)	

※1 3ヶ月以内のものをご提出ください。

※2 既に保管振替制度、短期社債振替制度、一般債振替制度、投資信託振替制度、上場投資信託(ETF)振替制度のいずれかに制度参加されている場合、又は決済照合システムの利用者である場合には、提出が不要となります。なお、今回は該当する会社へ送付します(送付されない会社はご提出の必要はありません。)

(注) 提出書類や届出事項については、今後の法律改正や実務検討等により変更される場合があります。

保振業務 20 第 17 号
平成 20 年 4 月 22 日

業務取扱責任者 各位

株式会社証券保管振替機構
業務部長 齊藤 宗孝
システム第一部長 佐藤 勝彦

株券等保管振替制度等における新規区分口座開設申請について

当機構は、新たに株券等保管振替制度における区分口座の開設をご希望する参加者につきましては、既に本年 3 月からの株式等振替制度（株券電子化）に係る総合テストに参加している業務代行者（計算会社）に、振替や権利処理に係る業務を委託する場合に限って、本年 8 月 1 日まで口座開設申請を受け付けることといたしますのでご案内申し上げます。なお、この申請に基づく参加者口座及び区分口座の新規開設は、8 月末を予定しております。

株券等保管振替制度における区分口座開設申請を予定されます皆様におかれましては、かかる状況をご理解頂き、お早めに当機構までご連絡頂きますようお願い申し上げます。

なお、他制度への参加につきましては、次のとおり、既にご案内させて頂いておりますので、ご参照下さい。

決済照合システム 一般振替 D V P 制度	http://www.jasdec.com/news/20071026.html
一般債振替制度 短期社債振替制度	http://www.jasdec.com/download/cp/hofurishafuri19dai554gou.pdf
投資信託振替制度	http://www.jasdec.com/fund/sanka_01.html

（注）株式等振替制度（株券電子化）移行後における各種制度への参加申請につきましては、平成 21 年 1 月からの株式振替制度及びシステムの安定運営を見極めた上で決定する予定でありますので、その詳細につきましては追ってご案内いたします。

【本件に関するお問合せ先】

業務部 口座担当 03-3661-1836
システム第一部 総務企画担当 03-3661-7061

以 上

**（参考） 機構加入者、間接口座管理機関、指定株主名簿管理人等
に係る届出書類**

（注） 提出書類や届出事項については、今後の法律改正や実務検討等により変更される場合があります。

提出日 平成 年 月 日

株式会社 証券保管振替機構 御中

会社名

代表者役職名

氏 名

(口座管理機関コード (5 桁) :

印

)

口座開設申請書

(株式等振替制度)

当社は、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）第 12 条第 1 項及び株式等の振替に関する業務規程（以下「業務規程」という。）第 18 条第 1 項の規定により、業務規程第 2 条第 2 号で規定される株式等を記録する口座として、下記のとおり口座の開設を申請いたします。

記

口座種別	属性区分	区分口座数
自己口	保有口	
	担保専用口	
	信託口	
	質権口	
	質権信託口	
顧客口	顧客口	
	外国人株式記録口	

(注) 開設申請をする区分口座については、①「自己口」を開設する場合には (ST20-1-1)『「自己口」の属性区分毎の詳細情報』を、
②「顧客口」を開設する場合には (ST20-1-2)『「顧客口」の属性区分毎の詳細情報』をご記入のうえ、本申請書と一緒にご提出ください。

以 上

- 当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、利用させていただきます。
- 当機構の取り扱う個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ (<http://www.jasdec.com/>) に掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

機構使用欄		

株式会社 証券保管振替機構 御中

会社名
代表者役職名
氏 名
(口座管理機関コード (5 桁) : 印)

「自己口」の属性区分毎の詳細情報
(株式等振替制度)

1. 「保有口」の詳細情報

区分口座 コード	担保専用口への振替	利用目的
	☐ する ☐ しない	
	☐ する ☐ しない	
	☐ する ☐ しない	
	☐ する ☐ しない	
	☐ する ☐ しない	
	☐ する ☐ しない	
	☐ する ☐ しない	
	☐ する ☐ しない	
	☐ する ☐ しない	
	☐ する ☐ しない	

2. 「担保専用口」の詳細情報

区分口座 コード	特別株主管理事務委託状況 報告データの通知の他の機 構加入者への委託の有無	振替株式等の全てについて 信託財産の表示	利用目的
	☐ する ☐ しない	☐ する ☐ しない	
	☐ する ☐ しない	☐ する ☐ しない	
	☐ する ☐ しない	☐ する ☐ しない	

3. 「質権口」の詳細情報

区分口座 コード	利用目的

4. 「信託口」の詳細情報

ST20-1-1

区分口座 コード	担保専用口座への 振替	信託財産名義の取扱い		利用目的
	☐ する ☐ しない	☐ する (☐ 個別 ☐ 包括 ☐ 1つの名義)	☐ しない	
	☐ する ☐ しない	☐ する (☐ 個別 ☐ 包括 ☐ 1つの名義)	☐ しない	
	☐ する ☐ しない	☐ する (☐ 個別 ☐ 包括 ☐ 1つの名義)	☐ しない	
	☐ する ☐ しない	☐ する (☐ 個別 ☐ 包括 ☐ 1つの名義)	☐ しない	
	☐ する ☐ しない	☐ する (☐ 個別 ☐ 包括 ☐ 1つの名義)	☐ しない	
	☐ する ☐ しない	☐ する (☐ 個別 ☐ 包括 ☐ 1つの名義)	☐ しない	
	☐ する ☐ しない	☐ する (☐ 個別 ☐ 包括 ☐ 1つの名義)	☐ しない	
	☐ する ☐ しない	☐ する (☐ 個別 ☐ 包括 ☐ 1つの名義)	☐ しない	
	☐ する ☐ しない	☐ する (☐ 個別 ☐ 包括 ☐ 1つの名義)	☐ しない	
	☐ する ☐ しない	☐ する (☐ 個別 ☐ 包括 ☐ 1つの名義)	☐ しない	
	☐ する ☐ しない	☐ する (☐ 個別 ☐ 包括 ☐ 1つの名義)	☐ しない	
	☐ する ☐ しない	☐ する (☐ 個別 ☐ 包括 ☐ 1つの名義)	☐ しない	
	☐ する ☐ しない	☐ する (☐ 個別 ☐ 包括 ☐ 1つの名義)	☐ しない	
	☐ する ☐ しない	☐ する (☐ 個別 ☐ 包括 ☐ 1つの名義)	☐ しない	
	☐ する ☐ しない	☐ する (☐ 個別 ☐ 包括 ☐ 1つの名義)	☐ しない	
	☐ する ☐ しない	☐ する (☐ 個別 ☐ 包括 ☐ 1つの名義)	☐ しない	
	☐ する ☐ しない	☐ する (☐ 個別 ☐ 包括 ☐ 1つの名義)	☐ しない	
	☐ する ☐ しない	☐ する (☐ 個別 ☐ 包括 ☐ 1つの名義)	☐ しない	
	☐ する ☐ しない	☐ する (☐ 個別 ☐ 包括 ☐ 1つの名義)	☐ しない	
	☐ する ☐ しない	☐ する (☐ 個別 ☐ 包括 ☐ 1つの名義)	☐ しない	
	☐ する ☐ しない	☐ する (☐ 個別 ☐ 包括 ☐ 1つの名義)	☐ しない	
	☐ する ☐ しない	☐ する (☐ 個別 ☐ 包括 ☐ 1つの名義)	☐ しない	
	☐ する ☐ しない	☐ する (☐ 個別 ☐ 包括 ☐ 1つの名義)	☐ しない	
	☐ する ☐ しない	☐ する (☐ 個別 ☐ 包括 ☐ 1つの名義)	☐ しない	

5. 「質権信託口」の詳細情報

区分口座 コード	利用目的

以 上

- 当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、利用させていただきます。
- 当機構の取り扱う個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ（<http://www.jasdec.com/>）に掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

機構使用欄		

株式会社 証券保管振替機構 御中

会社名
代表者役職名
氏 名
(口座管理機関コード (5 桁) : 印)

「顧客口」の属性区分毎の詳細情報
(株式等振替制度)

1. 「顧客口 (外国人株式記録口を除く。)」の詳細情報

区分口座 コード	株式数比例配分方式の取扱い	利用目的
	☐ あり ☐ なし(理由:)	
	☐ あり ☐ なし(理由:)	
	☐ あり ☐ なし(理由:)	
	☐ あり ☐ なし(理由:)	
	☐ あり ☐ なし(理由:)	
	☐ あり ☐ なし(理由:)	
	☐ あり ☐ なし(理由:)	
	☐ あり ☐ なし(理由:)	
	☐ あり ☐ なし(理由:)	
	☐ あり ☐ なし(理由:)	
	☐ あり ☐ なし(理由:)	
	☐ あり ☐ なし(理由:)	
	☐ あり ☐ なし(理由:)	
	☐ あり ☐ なし(理由:)	
	☐ あり ☐ なし(理由:)	
	☐ あり ☐ なし(理由:)	
	☐ あり ☐ なし(理由:)	
	☐ あり ☐ なし(理由:)	
	☐ あり ☐ なし(理由:)	
	☐ あり ☐ なし(理由:)	

2. 「外国人株式記録口」の詳細情報

区分口座 コード	株式数比例配分方式の取扱い	利用目的
	☐ あり ☐ なし(理由:)	
	☐ あり ☐ なし(理由:)	
	☐ あり ☐ なし(理由:)	
	☐ あり ☐ なし(理由:)	
	☐ あり ☐ なし(理由:)	

3. 株式数比例配分方式を取り扱う場合の口座管理機関配当金受領口座の届出

※ 1. 及び2. において、「株式数比例配分方式の取扱い」欄で、「あり」を選択した場合には、以下に必要事項を記載してください。

[☐ 全て同一口座とする]

区分口座コード									
①金融機関の名称									
②金融機関番号									
③店名									
④店番号									
⑤預金種別	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ その他								
⑥口座番号									
⑦口座名義人の氏名又は名称 (カナ)									
⑧口座名義人の氏名又は名称									
⑨⑧の名義の種類	☐ 自己名義 ☐ 再委託先名義								

区分口座コード									
①金融機関の名称									
②金融機関番号									
③店名									
④店番号									
⑤預金種別	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ その他								
⑥口座番号									
⑦口座名義人の氏名又は名称 (カナ)									
⑧口座名義人の氏名又は名称									
⑨⑧の名義の種類	☐ 自己名義 ☐ 再委託先名義								

区分口座コード									
①金融機関の名称									
②金融機関番号									
③店名									
④店番号									
⑤預金種別	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ その他								
⑥口座番号									
⑦口座名義人の氏名又は名称 (カナ)									
⑧口座名義人の氏名又は名称									
⑨⑧の名義の種類	☐ 自己名義 ☐ 再委託先名義								

以 上

- ・当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、利用させていただきます。
- ・当機構の取り扱う個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ (<http://www.jasdec.com/>) に掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

機構使用欄		

提出日 平成 年 月 日

株式会社 証券保管振替機構 御中

会社名

代表者役職名

氏 名

(口座管理機関コード (5 桁) :

印

)

約 諾 書

(株式等振替制度＜機構加入者用＞)

当社は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）に、下記の事項を約諾いたします。

記

1. 機構が定める業務規程その他の規則及び機構が講ずる必要な措置に従うこと
2. 機構が定める業務処理の方法に従うこと

以 上

- ・当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、利用させていただきます。
- ・当機構の取り扱う個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ (<http://www.jasdec.com/>) に掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

機構使用欄		

株式会社 証券保管振替機構 御中

会社名
代表者役職名
氏 名
(口座管理機関コード (5桁) :

印
)

株式等振替制度参加に係る届出書

(株式等振替制度<機構加入者用>)

株式等振替制度に機構加入者として参加することに伴い、下記のとおり届け出いたします。

記

1. 登記上の商号・名称

(フリガナ)

2. 登記上の本店所在地・主たる事務所 (外国法人の場合は併せて在日支店所在地をご記入ください。)

(本店所在地) 〒 —
(在日支店所在地) 〒 —

3. 代表者氏名及び代表者届出印

代表者の役職名	代表者の氏名	届出印
(フリガナ)	(フリガナ)	

4. 代表者代理人選任及び届出印 (代表者代理人を選任する場合にご記入ください。)

代表者代理人の役職名	代表者代理人の氏名	届出印
(フリガナ)	(フリガナ)	

(注) 代表者代理人は、業務責任者と同一の方を選任することも可能です。

5. 登録配当金受領口座方式の指定

登録配当金受領口座方式の指定	☐ 指定する		☐ 指定しない	
①金融機関の名称				
②金融機関番号				
③店名				
④店番号				
⑤預金種別	☐ 普通	☐ 当座	☐ その他	
⑥口座番号				
⑦口座名義人の氏名 又は名称(カナ)				
⑧口座名義人の氏名 又は名称				
⑨⑧の名義の種類	☐ 自己名義		☐ 再委託先名義	

(注)「登録配当金受領口座方式の指定」の欄で「指定する」を選択した場合、①～⑨をご記入ください。

6. 元利金受領時の資金決済会社の名称等

①資金決済会社名称				
②金融機関番号				
③店番号				

(注) 新株予約権付社債のお取扱いがない場合でも必ずご記入ください。

7. 外国人保有制限銘柄の外国人等である旨の申請

※ 外国人保有制限銘柄の外国人等に該当する場合には、該当する法令をご記入ください。

- ☐ 放送法（放送法第 52 条の 8 第 1 項に規定する外国人等である場合）
☐ 航空法（航空法第 120 条の 2 第 1 項に規定する外国人等である場合）
☐ NTT法（日本電信電話株式会社等に関する法律第 6 条第 1 項各号に掲げる者である場合）

※ 当機構では、本届出書にご記載の内容に基づき、機構加入者口座に係る加入者情報の登録を行います。なお、本届出書にご記載の内容（6. 元利金受領時の資金決済会社の名称等の内容を除く。）に、当機構の定める振替制度内字に該当しない文字（振替制度外字）が含まれる場合には、以下に振替制度内字への置換えに関する情報をご記載ください（振替制度内字への置換えに関する情報のご記載がない場合には、該当項目のフリガナ欄にご記載の内容により加入者情報の登録を行わせていただきます。）。

該当箇所	振替制度外字 (本届出書のご記載内容)	振替制度内字 (置換え後)
☐ 商号・名称 ☐ 本店所在地、主たる事務所 ☐ 代表者の役職名・氏名 ☐ 登録配当金受領口座に係る口座名義人の氏名又は名称		

以 上

- 当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、利用させていただきます。
- 当機構の取り扱う個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ（<http://www.jasdec.com/>）に掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

機構使用欄		

提出日 平成 年 月 日

株式会社 証券保管振替機構 御中

会社名
 代表者役職名
 氏 名
 (口座管理機関コード (5桁) :)

業務責任者及び業務担当者連絡先届出書

(株式等振替制度＜機構加入者用＞)

1. 業務責任者及び業務担当者の連絡先

業務責任者	所属部署				
	役職名・氏名	(フリガナ)		(フリガナ)	
		役職名		氏名	
	住所	〒 —			
	電話番号	() —			
	FAX番号	() —			
e-mail					
業務担当者 (※1・※2・※3)	所属部署				
	役職名・氏名	(フリガナ)		(フリガナ)	
		役職名		氏名	
	住所	〒 —			
	電話番号	() —			
	FAX番号	() —			
e-mail					

※1 「担保に係る業務」について、上記の「業務担当者」とは別に専門の担当者を設置する場合は、ご記入ください。

担保業務担当者	所属部署				
	役職名・氏名	(フリガナ)		(フリガナ)	
		役職名		氏名	
	住所	〒 —			
	電話番号	() —			
	FAX番号	() —			
e-mail					

※2 「加入者情報に係る業務」について、左記の「業務担当者」とは別に専門の担当者を設置する場合は、ご記入ください。

加入者情報業務担当者	所属部署				
	役職名・氏名	(フリガナ)		(フリガナ)	
		役職名		氏名	
	住所	〒 —			
	電話番号	() —			
	FAX番号	() —			
e-mail					

※3 「新株予約権付社債等に係る業務」について、左記の「業務担当者」とは別に専門の担当者を設置する場合は、ご記入ください。

新株予約権付社債等業務担当者	所属部署				
	役職名・氏名	(フリガナ)		(フリガナ)	
		役職名		氏名	
	住所	〒 —			
	電話番号	() —			
	FAX番号	() —			
e-mail					

(注) 新株予約権付社債等業務担当者(新株予約権付社債等業務担当者を設置しない場合には、業務担当者)の担当部署、電話番号につきましては、元利金の受領に関する連絡先として、発行・支払代理人に公表いたしますので、あらかじめご了承ください。

2. 加入者保護信託に関する事務担当部署

担当部署				
住所	〒 —			
電話番号	() —			

(注) 株式等振替制度において、顧客口を開設する場合には、加入者保護信託に関する事務の担当部署をご記入ください。なお、短期社債振替制度、一般債振替制度、一般投資信託振替制度又は上場投資信託振替制度において、既にお届けいただいている場合には、記載は不要です。

3. 緊急時連絡用FAX番号

FAX番号(1)	() —
送付先名称(1) *30文字以内	
FAX番号(2)	() —
送付先名称(2) *30文字以内	

以上

- 当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、また、本届出に基づく担当者と当機構との間の事務連絡を行うため、利用させていただきます。
- 当機構の取り扱う個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ (<http://www.jasdec.com/>) に掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

機構使用欄		

提出日 平成 年 月 日

株式会社 証券保管振替機構 御中

会社名

代表者役職名

氏 名

(口座管理機関コード (5 桁) :

印

)

間接口座管理機関承認申請書

(株式等振替制度)

当社は、株式等の振替に関する業務規程第 26 条第 1 項の規定により、間接口座管理機関としての承認を得るため、下記のとおり申請いたします。

記

1. 上位機関名

	直近上位機関等の会社名等		上位機関の 確認印
直近上位機関	①会社名		届出印
	②代表者の役職名		
	③代表者の氏名		
上位機関	①会社名		届出印
	②代表者の役職名		
	③代表者の氏名		
	①会社名		届出印
	②代表者の役職名		
	③代表者の氏名		
	①会社名		届出印
	②代表者の役職名		
	③代表者の氏名		

2. 「直近上位機関」の機構加入者コード等

--	--	--	--	--	--	--

※口座管理機関コード (5 桁) 及び顧客口コード (直近上位機関が間接口座管理機関であれば顧客口所在コード) (2 桁) の合計 7 桁の数字をご記入ください。

3. 直近上位機関から顧客口の開設を受ける日

平成 年 月 日

以 上

- 当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、利用させていただきます。
- 当機構の取り扱う個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ (<http://www.jasdec.com/>) に掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

機構使用欄		

提出日 平成 年 月 日

株式会社 証券保管振替機構 御中

会社名

代表者役職名

氏 名

(口座管理機関コード (5 桁) :

印

)

約 諾 書

(株式等振替制度＜間接口座管理機関用＞)

当社は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）に、下記の事項を約諾いたします。

記

1. 機構が定める業務規程その他の規則及び機構が講ずる必要な措置に従うこと
2. 機構が定める業務処理の方法に従うこと

以 上

- ・当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、利用させていただきます。
- ・当機構の取り扱う個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ (<http://www.jasdec.com/>) に掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

機構使用欄		

株式会社 証券保管振替機構 御中

会社名
代表者役職名
氏 名
(口座管理機関コード (5 桁) :

印
)

株式等振替制度参加に係る届出書

(株式等振替制度＜間接口座管理機関用＞)

株式等振替制度に間接口座管理機関として参加することに伴い、下記のとおり届け出いたします。

記

1. 登記上の商号・名称

(フリガナ)

2. 登記上の本店所在地・主たる事務所 (外国法人で在日支店所在地がある場合は、そちらもご記入ください。)

(本店所在地) 〒 —
(在日支店所在地) 〒 —

3. 代表者氏名及び代表者届出印

代表者の役職名	代表者の氏名	届出印
(フリガナ)	(フリガナ)	

4. 代表者代理人選任及び届出印 (代表者代理人を選任する場合にご記入ください。)

代表者代理人の役職名	代表者代理人の氏名	届出印
(フリガナ)	(フリガナ)	

(注) 代表者代理人は、業務責任者と同一の方を選任することも可能です。

5. 株式数比例配分方式を取り扱う場合の口座管理機関配当金受領口座の届出

株式数比例配分方式 の取扱い	☐ あり		☐ なし (理由 :)	
①金融機関の名称				
②金融機関番号				
③店名				
④店番号				
⑤預金種別	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ その他			
⑥口座番号				
⑦口座名義人の氏名 又は名称 (カナ)				
⑧口座名義人の氏名 又は名称				
⑨⑧の名義の種類	☐ 自己名義 ☐ 再委託先名義			

(注) 「株式数比例配分方式の取扱い」の欄で「あり」を選択した場合、①～⑨をご記入ください。

以 上

- 当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、利用させていただきます。
- 当機構の取り扱う個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ (<http://www.jasdec.com/>) に掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

機構使用欄		

株式会社 証券保管振替機構 御中

会社名
 代表者役職名
 氏 名
 (口座管理機関コード (5 桁) :)

業務責任者及び業務担当者連絡先届出書

(株式等振替制度＜間接口座管理機関用＞)

1. 業務責任者及び業務担当者の連絡先

業務責任者	所属部署				
	役職名・氏名	(フリガナ)		(フリガナ)	
		役職名		氏名	
	住所	〒 —			
	電話番号	() —			
	FAX番号	() —			
e-mail					
業務担当者 (※)	所属部署				
	役職名・氏名	(フリガナ)		(フリガナ)	
		役職名		氏名	
	住所	〒 —			
	電話番号	() —			
	FAX番号	() —			
e-mail					

※ 「担保に係る業務」について、上記の「業務担当者」とは別に専門の担当者を設置する場合は、ご記入ください。

担保業務担当者	所属部署				
	役職名・氏名	(フリガナ)		(フリガナ)	
		役職名		氏名	
	住所	〒 —			
	電話番号	() —			
	FAX番号	() —			
e-mail					

2. 加入者保護信託に関する事務担当部署

担当部署	
住所	〒 —
電話番号	() —

(注) 株式等振替制度において、加入者保護信託に関する事務の担当部署をご記入ください。なお、短期社債振替制度、一般債振替制度、一般投資信託振替制度又は上場投資信託振替制度において、既にお届けいただいている場合には、記載は不要です。

3. 緊急時連絡用 F A X 番号

F A X 番号 (1)	() —
送付先名称 (1)	
*30 文字以内	
F A X 番号 (2)	() —
送付先名称 (2)	
*30 文字以内	

以 上

・当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、また、本届出に基づく担当者と当機構との間の事務連絡を行うため、利用させていただきます。

・当機構の取り扱う個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ (<http://www.jasdec.com/>) に掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

機構使用欄		

平成 年 月 日

株式会社 証券保管振替機構 御中

会社名

代表者役職名

氏 名

印

指定株主名簿管理人等指定申請書

(株式等振替制度用)

当社は、株式等の新規記録通知の発出、総株主通知の受理その他の事務について、発行者に代わって株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）との間の手続を行う指定株主名簿管理人等（株式等の振替に関する業務規程第13条第1項に規定する者をいう。）としての指定を申請いたします。また、本申請にあたり、下記の事項を約諾いたします。

記

1. 機構が定める業務規程その他の規則及び機構が講ずる必要な措置に従うこと
2. 機構が定める業務処理の方法に従うこと

以 上

- ・当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、利用させていただきます。
- ・当機構の取り扱う個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ（<http://www.jasdec.com/>）に掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

機構使用欄		

株式会社 証券保管振替機構 御中

会社名
代表者役職名
氏 名

印

株式等振替制度参加に係る届出書
(株式等振替制度＜指定株主名簿管理人等用＞)

株式等振替制度に指定株主名簿管理人等として参加することに伴い、下記のとおり届け出いたします。

記

1. 登記上の商号・名称

(フリガナ)

2. 登記上の本店所在地

(本店所在地)
〒 ー

3. 代表者氏名及び代表者届出印

代表者の役職名	代表者の氏名	届出印
(フリガナ)	(フリガナ)	

4. 代表者代理人選任及び届出印 (代表者代理人を選任する場合にご記入ください。)

代表者代理人の役職名	代表者代理人の氏名	届出印
(フリガナ)	(フリガナ)	

(注) 代表者代理人は、業務責任者と同一の方を選任することも可能です。

以 上

・当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、利用させていただきます。

・当機構の取り扱い個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ (<http://www.jasdec.com/>) に掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

機構使用欄		

提出日 平成 年 月 日

株式会社 証券保管振替機構 御中

会社名
代表者役職名
氏 名

業務責任者及び業務担当者連絡先届出書

(株式等振替制度＜指定株主名簿管理人等用＞)

1. 業務責任者及び業務担当者の連絡先

業務責任者	所属部署				
	役職名・氏名	(フリガナ)		(フリガナ)	
		役職名		氏名	
	住所	〒 —			
	電話番号	() —			
	FAX番号	() —			
e-mail					
業務担当者	所属部署				
	役職名・氏名	(フリガナ)		(フリガナ)	
		役職名		氏名	
	住所	〒 —			
	電話番号	() —			
	FAX番号	() —			
e-mail					

2. 緊急時連絡用FAX番号

FAX番号(1)	() —
送付先名称(1)	
*30文字以内	
FAX番号(2)	() —
送付先名称(2)	
*30文字以内	

以 上

- 当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、また、本届出に基づく担当者と当機構との間の事務連絡を行うため、利用させていただきます。
- 当機構の取り扱う個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ (<http://www.jasdec.com/>) に掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

機構使用欄		

手数料請求先等に関する届出書

(株式等振替制度用)

提出日 平成 年 月 日

株式会社 証券保管振替機構 御中

会社名
役職名
氏 名

届出印

手数料請求先等について下記のとおり届け出いたします。

記

届 出 種 別		新規	変更	(変更日) 平成 年 月 日			
手数料請求先 (注)	会 社 名						
	部 署 名	※部署名は 10 字以内で御記入願います。					
	郵便番号		—				
	住 所						
	電話番号	() —					
	F A X 番号	() —					
手数料振込先銀行		預金種類：当座預金、 口座名義：(株) 証券保管振替機構					
		銀行名			支店名		口座番号
			三菱東京 UFJ 銀行	(0005)	日本橋支店	(020)	9204370
			三井住友銀行	(0009)	日本橋東支店	(034)	6720511
			りそな銀行	(0010)	日本橋支店	(302)	6204627
			みずほコーポレート銀行	(0016)	兜町証券営業部	(113)	0086102
			三菱 UFJ 信託銀行	(0288)	本店営業部	(110)	0186445
			中央三井信託銀行	(0291)	日本橋営業部	(100)	2301320
			住友信託銀行	(0294)	東京営業部	(410)	0818069
		※毎月の手数料振込銀行を、上記より 1 行ご指定ください。 振込指定銀行を途中で変更される場合は、本届出書を再度ご提出願います。					

(注) 請求先を変更する場合は、変更日の前月 25 日までに本届出書をご提出ください。

以 上

- 当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、また、本届出に基づく担当部署と当機構との間の事務連絡を行うため、利用させていただきます。
- 当機構の取り扱い個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ (<http://www.jasdec.com/>) に掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

機 構 使 用 欄	
間 接	間 接 以 外

**（資料） 機構加入者、間接口座管理機関、指定株主名簿管理人等
に係る届出書類の記載要領**

（注） 提出書類や届出事項については、今後の法律改正や実務検討等により変更される場合があります。

1. 届出書類毎の記入方法と記入例について

(1)「機構加入者」関係

① 口座開設申請書

株式会社 証券保管振替機構 御中

会社名 株式会社ほふり
代表者役職名 代表取締役
氏名 ほふり 太郎
(口座管理機関コード(5桁): 1 2 3 4 5)

ST20-1

提出日 平成 20 年 7 月 5 日

機構への提出日(郵送の場合は発送日)をご記入ください(アラビア数字でご記入ください。)

登記上の商号又は名称をご記入ください。

実印

口座開設申請書

(株式等振替制度)

代表者の役職名及び氏名をご記入のうえ、会社の実印(商業登記法第20条1項の規定により登記所に提出された印鑑)を捺印してください。
また、口座管理機関コードもご記入ください(アラビア数字でご記入ください。)

当社は、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第12条第1項及び株式等の振替に関する業務規程(以下「業務規程」という。)第18条第1項の規定により、業務規程第2条第2号で規定される株式等を記録する口座として、下記のとおり口座の開設を申請いたします。

記

口座種別	属性区分	区分口座数
自己口	保有口	2
	担保専用口	2
	信託口	4
	質権口	1
	質権信託口	1
顧客口	顧客口	3
	外国人株式記録口	2

開設する区分口座の数を属性区分ごとに「区分口座数」欄にご記入ください(アラビア数字でご記入ください。)

(参考)
口座管理機関コードは、金融・証券区分コード(1桁)及び固有名コード(4桁)の計5桁の数字となります。
※金融・証券区分コード…統一金融機関コードを使用する機構加入者及び間接口座管理機関については「0」、証券会社等標準コードを使用する機構加入者及び間接口座管理機関については「1」となります。
※固有名コード…証券会社・取引所等は「証券会社等標準コード」、銀行・その他金融機関(証券金融会社、短資会社、保険会社等)は「統一金融機関コード」となります。

(注) 開設申請をする区分口座については、①「自己口」を開設する場合には(ST20-1-1)『「自己口」の属性区分毎の詳細情報』を、②「顧客口」を開設する場合には(ST20-1-2)『「顧客口」の属性区分毎の詳細情報』をご記入のうえ、本申請書と一緒に提出ください。

以上

- 当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、利用させていただきます。
- 当機構の取り扱い個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ(<http://www.jasdec.com/>)に掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

機構使用欄

--	--	--

②-1「自己口」の属性区分毎の詳細情報

株式会社 証券保管振替機構 御中

平成 20 年 7 月 5 日 提出分

会社名 株式会社ほふり

代表者役職名 代表取締役
氏 名 ほふり 太郎
(口座管理機関コード (5桁): 1 2 3 4 5)

実印

機構への提出日(郵送の場合は発送日)をご記入ください(アラビア数字でご記入ください。)

登記上の商号又は名称をご記入ください。

代表者の役職名及び氏名をご記入のうえ、会社の実印(商業登記法第20条1項の規定により登記所に提出された印鑑)を捺印してください。また、口座管理機関コードもご記入ください(アラビア数字でご記入ください。)

「自己口」の属性区分毎の詳細情報
(株式等振替制度)

1. 「保有口」の詳細情報

区分口座コード	担保専用口への振替	利用目的
0 0	☒ する ☐ しない	決済分又は自己保有分
0 1	☐ する ☒ しない	自己保有分
	☐ する ☐ しない	
	☐ する ☐ しない	
	☐ する ☐ しない	
	☐ する ☐ しない	
	☐ する ☐ しない	
	☐ する ☐ しない	
	☐ する ☐ しない	
	☐ する ☐ しない	

区分口座コードの数は口座開設申請書にご記入いただいた保有口と同じ数だけご記入いただく必要があります。また、「担保専用口への振替」及び「利用目的」は必ずご記入ください。なお、「利用目的」は「(別添)区分口座における利用目的の記載例」をご参照の上、ご記入ください。

2. 「担保専用口」の詳細情報

区分口座コード	特別株主管理事務委託状況 報告データの通知の他の機構加入者への委託の有無	振替株式等の全てについて 信託財産の表示	利用目的
4 0	☐ する ☒ しない	☐ する ☒ しない	担保分
4 1	☐ する ☒ しない	☒ する ☐ しない	担保分
	☐ する ☐ しない	☐ する ☐ しない	

区分口座コードの数は口座開設申請書にご記入いただいた担保専用口と同じ数だけご記入いただく必要があります。また、「特別株主管理事務委託状況報告データの通知の他の機構加入者への委託の有無」、「振替株式等の全てについて信託財産の表示」及び「利用目的」は必ずご記入ください。なお、「利用目的」は「(別添)区分口座における利用目的の記載例」をご参照の上、ご記入ください。

3. 「質権口」の詳細情報

区分口座コード	利用目的
9 8	担保分(質権)

区分口座コードの数は口座開設申請書にご記入いただいた質権口と同じ数だけご記入いただく必要があります。また、「利用目的」は必ずご記入ください。なお、「利用目的」は「(別添)区分口座における利用目的の記載例」をご参照の上、ご記入ください。

②-2「自己口」の属性区分毎の詳細情報

4. 「信託口」の詳細情報

ST20-1-1

区分口座 コード	担保専用口座への 振替	信託財産名義の取扱い	利用目的
2 0	☐ する ☒ しない	☐ する (☐ 個別 ☐ 包括 ☐ 1つの名義)	☒ しない 信託財産分
2 1	☐ する ☒ しない	☒ する (☒ 個別 ☐ 包括 ☐ 1つの名義)	☐ しない 信託財産分
2 2	☒ する ☐ しない	☒ する (☐ 個別 ☒ 包括 ☐ 1つの名義)	☐ しない 信託財産分
2 3	☒ する ☐ しない	☒ する (☐ 個別 ☐ 包括 ☒ 1つの名義)	☐ しない 信託財産分
	☐ する ☐ しない	☐ する (☐ 個別 ☐ 包括 ☐ 1つの名義)	☐ しない
	☐ する ☐ しない	☐ する (☐ 個別 ☐ 包括 ☐ 1つの名義)	☐ しない
	☐ する ☐ しない	☐ する (☐ 個別 ☐ 包括 ☐ 1つの名義)	☐ しない
	☐ する ☐ しない	☐ する (☐ 個別 ☐ 包括 ☐ 1つの名義)	☐ しない
	☐ する ☐ しない	☐ する (☐ 個別 ☐ 包括 ☐ 1つの名義)	☐ しない
	☐ する ☐ しない	☐ する (☐ 個別 ☐ 包括 ☐ 1つの名義)	☐ しない
	☐ する ☐ しない	☐ する (☐ 個別 ☐ 包括 ☐ 1つの名義)	☐ しない
	☐ する ☐ しない	☐ する (☐ 個別 ☐ 包括 ☐ 1つの名義)	☐ しない
	☐ する ☐ しない	☐ する (☐ 個別 ☐ 包括 ☐ 1つの名義)	☐ しない
	☐ する ☐ しない	☐ する (☐ 個別 ☐ 包括 ☐ 1つの名義)	☐ しない
	☐ する ☐ しない	☐ する (☐ 個別 ☐ 包括 ☐ 1つの名義)	☐ しない
	☐ する ☐ しない	☐ する (☐ 個別 ☐ 包括 ☐ 1つの名義)	☐ しない
	☐ する ☐ しない	☐ する (☐ 個別 ☐ 包括 ☐ 1つの名義)	☐ しない
	☐ する ☐ しない	☐ する (☐ 個別 ☐ 包括 ☐ 1つの名義)	☐ しない
	☐ する ☐ しない	☐ する (☐ 個別 ☐ 包括 ☐ 1つの名義)	☐ しない
	☐ する ☐ しない	☐ する (☐ 個別 ☐ 包括 ☐ 1つの名義)	☐ しない

区分口座コードの数は口座開設申請書にご記入いただいた信託口と同じ数だけご記入いただく必要があります。

また、「担保専用口への振替」、「信託財産名義の取扱い」及び「利用目的」は必ずご記入ください。

なお、「利用目的」は「(別添)区分口座における利用目的の記載例」をご参照の上、ご記入ください。

また、「信託財産名義の取扱い」で「する」を選択した場合、「個別」、「包括」又は「1つの名義」のいずれかを選択してください。なお、この場合、別途、「信託財産名義届出書」のご提出が必要となります。

5. 「質権信託口」の詳細情報

区分口座 コード		利用目的
9	9	担保分（質権信託）

区分口座コードの数は口座開設申請書にご記入いただいた質権信託口と同じ数だけご記入いただく必要があります。

また、「利用目的」は必ずご記入ください。

なお、「利用目的」は「(別添)区分口座における利用目的の記載例」をご参照の上、ご記入ください。

以上

- ・当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、利用させていただきます。
- ・当機構の取り扱う個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ (<http://www.jasdec.com/>) に掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

機構使用欄		

③-1「顧客口」の属性区分毎の詳細情報

機構への提出日（郵送の場合は発送日）をご記入ください（アラビア数字でご記入ください。）。

平成 20 年 7 月 5 日 提出分

登記上の商号又は名称をご記入ください。

代表者の役職名及び氏名をご記入のうえ、会社の実印（商業登記法第20条1項の規定により登記所に提出された印鑑）を捺印してください。また、口座管理機関コードもご記入ください（アラビア数字でご記入ください。）。

区分口座コードの数は口座開設申請書にご記入いただいた顧客口と同じ数だけご記入いただく必要があります。また、「株式数比例配分方式の取扱い」及び「利用目的」は必ずご記入ください。なお、「利用目的」は「(別添)区分口座における利用目的の記載例」をご参照の上、ご記入ください。※「株式数比例配分方式の取扱い」について、「なし」を選択した場合、その理由も必ずご記入ください。理由としては、特別口座分の顧客口とするため等が想定されます。

区分口座コードの数は口座開設申請書にご記入いただいた外国人株式記録口と同じ数だけご記入いただく必要があります。また、「株式数比例配分方式の取扱い」及び「利用目的」は必ずご記入ください。なお、「利用目的」は「(別添)区分口座における利用目的の記載例」をご参照の上、ご記入ください。※「株式数比例配分方式の取扱い」について、「なし」を選択した場合、その理由も必ずご記入ください。理由としては、特別口座分の顧客口とするため等が想定されます。

株式会社 証券保管振替機構 御中

会社名 株式会社ほふり
代表者役職名 代表取締役
氏 名 ほふり 太郎
(口座管理機関コード (5桁) : 1 2 3 4 5)

実印

「顧客口」の属性区分毎の詳細情報
(株式等振替制度)

1. 「顧客口（外国人株式記録口を除く。）」の詳細情報

区分口座コード	株式数比例配分方式の取扱い	利用目的
6 0	☒ あり ☐ なし(理由:)	顧客預り分
6 1	☒ あり ☐ なし(理由:)	顧客預り分(常任代理人分)
6 2	☐ あり ☒ なし(理由: 特別口座分の顧客口とするため。)	顧客預り分
	☐ あり ☐ なし(理由:)	
	☐ あり ☐ なし(理由:)	
	☐ あり ☐ なし(理由:)	
	☐ あり ☐ なし(理由:)	
	☐ あり ☐ なし(理由:)	
	☐ あり ☐ なし(理由:)	
	☐ あり ☐ なし(理由:)	
	☐ あり ☐ なし(理由:)	
	☐ あり ☐ なし(理由:)	
	☐ あり ☐ なし(理由:)	
	☐ あり ☐ なし(理由:)	
	☐ あり ☐ なし(理由:)	
	☐ あり ☐ なし(理由:)	
	☐ あり ☐ なし(理由:)	
	☐ あり ☐ なし(理由:)	
	☐ あり ☐ なし(理由:)	
	☐ あり ☐ なし(理由:)	
	☐ あり ☐ なし(理由:)	

2. 「外国人株式記録口」の詳細情報

区分口座コード	株式数比例配分方式の取扱い	利用目的
8 0	☒ あり ☐ なし(理由:)	顧客(外国人等)預り分
8 1	☐ あり ☒ なし(理由: 特別口座分の顧客口とするため。)	顧客(外国人等)預り分
	☐ あり ☐ なし(理由:)	
	☐ あり ☐ なし(理由:)	
	☐ あり ☐ なし(理由:)	

③-2「顧客口」の属性区分毎の詳細情報

ST20-1-2

3. 株式数比例配分方式を取り扱う場合の口座管理機関配当金受領口座の届出

※ 1. 及び 2. において、「株式数比例配分方式の取扱い」欄で、「あり」を選択した場合には、以下に必要事項を記載してください。

☐ 全て同一口座とする

区分口座コード	8	0		6	1								
①金融機関の名称	ほふり銀行												
②金融機関番号	1	2	3	4									
③店名	茅場町店												
④店番号	1	2	3										
⑤預金種別	☒ 普通 ☐ 当座 ☐ その他												
⑥口座番号	1	2	3	4	5	6	7						
⑦口座名義人の氏名又は名称(カナ)	カブシキガイシャホフリ												
⑧口座名義人の氏名又は名称	株式会社ほふり												
⑨⑧の名義の種類	☒ 自己名義 ☐ 再委託先名義												

区分口座コード	8	0											
①金融機関の名称	ほふり銀行												
②金融機関番号	1	2	3	4									
③店名	茅場町店												
④店番号	1	2	3										
⑤預金種別	☐ 普通 ☒ 当座 ☐ その他												
⑥口座番号	9	9	9	9	9	9	9						
⑦口座名義人の氏名又は名称(カナ)	カブシキガイシャホフリ												
⑧口座名義人の氏名又は名称	株式会社ほふり												
⑨⑧の名義の種類	☒ 自己名義 ☐ 再委託先名義												

区分口座コード													
①金融機関の名称													
②金融機関番号													
③店名													
④店番号													
⑤預金種別	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ その他												
⑥口座番号													
⑦口座名義人の氏名又は名称(カナ)													
⑧口座名義人の氏名又は名称													
⑨⑧の名義の種類	☐ 自己名義 ☐ 再委託先名義												

以上

- ・当機構は、本届出書に記載された個人情報等を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、利用させていただきます。
- ・当機構の取り扱う個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ (<http://www.jasdec.com/>) に掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

機構使用欄

--	--	--

<全て同一口座とする場合の記載方法>

ST20-1-2

3. 株式数比例配分方式を取り扱う場合の口座管理機関配当金受領口座の届出

※ 1. 及び 2. において、「株式数比例配分方式の取扱い」欄で、「あり」を選択した場合には、以下に必要事項を記載してください。

☒ 全て同一口座とする

区分口座コード													
①金融機関の名称	ほふり銀行												
②金融機関番号	1	2	3	4									
③店名	茅場町店												
④店番号	1	2	3										
⑤預金種別	☒ 普通 ☐ 当座 ☐ その他												
⑥口座番号	1	2	3	4	5	6	7						
⑦口座名義人の氏名又は名称(カナ)	カブシキガイシャホフリ												
⑧口座名義人の氏名又は名称	株式会社ほふり												
⑨⑧の名義の種類	☒ 自己名義 ☐ 再委託先名義												

株式数比例配分方式を複数の区分口座で設定する場合(顧客口又は外国人株式記録口の「株式数比例配分方式の取扱い」で「あり」に設定した区分口座が複数の場合)において、それらの区分口座に記録された数について配当金の受領口座が全て同一口座となる場合、選択してください。

なお、これを選択した場合、①～⑨の記入欄のみご記入いただき、他の記入欄は空欄としてください(下記の記載例をご参照ください)。

①～⑨の記入欄に必要事項をご記入ください。

なお、「区分口座コード」欄について、同一の受領口座となる区分口座コードを列挙してください。異なる場合には、それぞれの区分口座コードごとに、受領口座を分けてご記入ください。

複数の顧客口について、株式数比例配分方式における受領口座を全て同一口座とする場合、選択してください。

受領口座をご記入ください。
※この場合、区分口座コードのご記入は不要です。

④ 約諾書

ST20-5

提出日 平成 20 年 7 月 5 日

機構への提出日（郵送の場合は発送日）をご記入ください（アラビア数字でご記入ください。）。

株式会社 証券保管振替機構 御中

会社名 株式会社ほふり

代表者役職名 代表取締役

氏 名 ほふり 太郎

（口座管理機関コード（5桁）： 1 2 3 4 5

登記上の商号又は名称をご記入ください。

実印

代表者の役職名及び氏名をご記入のうえ、会社の実印（商業登記法第20条1項の規定により登記所に提出された印鑑）を捺印してください。また、口座管理機関コードもご記入ください（アラビア数字でご記入ください。）。

約 諾 書

（株式等振替制度＜機構加入者用＞）

当社は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）に、下記の事項を約諾いたします。

記

1. 機構が定める業務規程その他の規則及び機構が講ずる必要な措置に従うこと
2. 機構が定める業務処理の方法に従うこと

以 上

- ・当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、利用させていただきます。
- ・当機構の取り扱う個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ（<http://www.jasdec.com/>）に掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

機構使用欄

機構使用欄		

⑤-1 株式等振替制度参加に係る届出書

株式会社 証券保管振替機構 御中

会社名 株式会社ほふり
代表者役職名 代表取締役
氏 名 ほふり 太郎
(口座管理機関コード (5桁): 12345)

提出日 平成 20 年 7 月 5 日

機構への提出日(郵送の場合は発送日)をご記入ください(アラビア数字でご記入ください。)

登記上の商号又は名称をご記入ください。

実印

株式等振替制度参加に係る届出書 (株式等振替制度<機構加入者用>)

株式等振替制度に機構加入者として参加することに伴い、下記のとおり届け出いたします。

記

1. 登記上の商号・名称

(フリガナ) カブシキガイシャホフリ

株式会社ほふり

登記事項証明書に記載されている商号又は名称を正確に記載してください。
また、フリガナもご記入ください。

2. 登記上の本店所在地・主たる事務所 (外国法人の場合は併せて在日支店所在地をご記入ください。)

(本店所在地)

〒123 - 4567

東京都中央区高橋町一丁目1番1号

(在日支店所在地)

〒 -

登記事項証明書に記載されている本店所在地又は主たる事務所を正確に記載してください。

3. 代表者氏名及び代表者届出印

代表者の役職名	代表者の氏名	届出印
(フリガナ) トリシマリヤクシヤチュウ	(フリガナ) ホフリタロウ	
取締役社長	ほふり 太郎	取締役社長之印

代表者の役職名、氏名の記載及び代表者の届出印を捺印してください。
また、フリガナもご記入ください。

4. 代表者代理人選任及び届出印 (代表者代理人を選任する場合にご記入ください。)

代表者代理人の役職名	代表者代理人の氏名	届出印
(フリガナ) ケッサイブチュウ	(フリガナ) ホフリジロウ	
決済部長	ほふり 次郎	部長印

代表者代理人を選任する場合、代表者代理人の役職名、氏名の記載及び代表者代理人の届出印を捺印してください。
また、フリガナもご記入ください。

(注) 代表者代理人は、業務責任者と同一の方を選任することも可能です。

⑤-2 株式等振替制度参加に係る届出書

5. 登録配当金受領口座方式の指定

登録配当金受領口座方式の指定	☒ 指定する	☐ 指定しない
①金融機関の名称	ほふり銀行	
②金融機関番号	1	2 3 4
③店名	茅場町店	
④店番号	1	2 3
⑤預金種別	☒ 普通 ☐ 当座 ☐ その他	
⑥口座番号	1	2 3 4 5 6 7
⑦口座名義人の氏名 又は名称(カナ)	カブシキガイシャホフリ	
⑧口座名義人の氏名 又は名称	株式会社ほふり	
⑨⑧の名義の種類	☒ 自己名義 ☐ 再委託先名義	

(注)「登録配当金受領口座方式の指定」の欄で「指定する」を選択した場合、①～⑨をご記入ください。

6. 元金受領時の資金決済会社の名称等

①資金決済会社名称	ほふり銀行		
②金融機関番号	1	2 3 4	
③店番号	1	2 3	

(注)新株予約権付社債のお取扱いがない場合でも必ずご記入ください。

7. 外国人保有制限銘柄の外国人等である旨の申請

※ 外国人保有制限銘柄の外国人等に該当する場合には、該当する法令をご記入ください。

- ☒ 放送法(放送法第52条の8第1項に規定する外国人等である場合)
- ☒ 航空法(航空法第120条の2第1項に規定する外国人等である場合)
- ☒ NTT法(日本電信電話株式会社等に関する法律第6条第1項各号に掲げる者である場合)

※ 当機構では、本届出書にご記載の内容に基づき、機構加入者口座に係る加入者情報の登録を行います。なお、本届出書にご記載の内容(6. 元金受領時の資金決済会社の名称等)を除く。に、当機構の定める振替制度内字に該当しない文字(振替制度外字)が含まれる場合には、以下に振替制度内字への置換えに関する情報をご記載ください(振替制度内字への置換えに関する情報のご記載がない場合には、該当項目のフリガナ欄にご記載の内容により加入者情報の登録を行わせていただきます。)

該当箇所	振替制度外字 (本届出書のご記載内容)	振替制度内字 (置換え後)
☐ 商号・名称		
☒ 本店所在地、主たる事務所	高	高
☐ 代表者の役職名・氏名		
☐ 登録配当金受領口座に係る口座名義人の氏名又は名称		

以 上

- ・当機構は、本届出書に記載された個人情報、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、利用させていただきます。
- ・当機構の取り扱う個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ(<http://www.jasdec.com>)に掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

機構使用欄

<登録配当金受領口座方式の指定をしない場合の記載方法>

5. 登録配当金受領口座方式の指定

登録配当金受領口座方式の指定	☐ 指定する	☒ 指定しない
①金融機関の名称		
②金融機関番号		
③店名		
④店番号		
⑤預金種別	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ その他	
⑥口座番号		
⑦口座名義人の氏名 又は名称(カナ)		
⑧口座名義人の氏名 又は名称		
⑨⑧の名義の種類	☐ 自己名義 ☐ 再委託先名義	

(注)「登録配当金受領口座方式の指定」の欄で「指定する」を選択した場合、①～⑨をご記入ください。

登録配当金受領口座方式の指定を行う場合、「指定する」にチェックしてください。

「登録配当金受領口座方式」を指定する場合には、「指定する」を選択の上、①～⑨の記載欄に必要事項を記入してください。また、「指定しない」を選択した場合、空欄としてください(下記の記載例をご参照ください。)

元利金の受領を行う資金決済会社の情報をご記入ください。なお、新株予約権付社債のお取扱いがない場合でも必ずご記入ください。

外国人保有制限銘柄の外国人等である場合、その該当する法令をご記入ください。

機構の定める振替制度内字に該当しない文字(振替制度外字)がある場合、振替制度内字への置換えに関する情報をご記入ください。

登録配当金受領口座方式を指定しない場合、「指定しない」を選択してください。

「指定しない」場合、ご記入は不要です。

⑥-1 業務責任者及び業務担当者連絡先届出書

株式会社 証券保管振替機構 御中

提出日 平成 20 年 7 月 5

機構への提出日(郵送の場合は発送日)をご記入ください(アラビア数字でご記入ください。)

登記上の商号又は名称をご記入ください。

会社名 株式会社ほふり

代表者役職名 代表取締役

氏名 ほふり 太郎

(口座管理機関コード(5桁): 1 2 3 4 5)

代表者の役職名及び氏名をご記入ください。
また、口座管理機関コードもご記入ください(アラビア数字でご記入ください。)

業務責任者及び業務担当者連絡先届出書

(株式等振替制度<機構加入者用>)

1. 業務責任者及び業務担当者の連絡先

業務責任者	所属部署	決済部	
	役職名・氏名	(フリガナ) ケッサイブチョウ	(フリガナ) ホフリジロウ
		役職名 決済部長	氏名 ほふり 次郎
	住所	〒 123 - 4567 東京都中央区ほふり町1-1-1	
	電話番号	(01) 2345 - 6789	
	FAX番号	(01) 2345 - 9999	
e-mail	jiro_h@hofuri.com		
業務担当者 (※1・※2・※3)	所属部署	決済部	
	役職名・氏名	(フリガナ) チョウサヤク	(フリガナ) ホフリサブロウ
		役職名 調査役	氏名 ほふり 三郎
	住所	〒 123 - 4567 東京都中央区ほふり町1-1-1	
	電話番号	(01) 2345 - 6789	
	FAX番号	(01) 2345 - 9999	
e-mail	saburo_h@hofuri.com		

業務責任者の連絡先をご記入ください。

業務担当者の連絡先をご記入ください。

※1「担保に係る業務」について、上記の「業務担当者」とは別に専門の担当者を設置する場合は、ご記入ください。

担保業務担当者	所属部署	決済部	
	役職名・氏名	(フリガナ) チョウサヤク	(フリガナ) ホフリシロウ
		役職名 調査役	氏名 ほふり 四郎
	住所	〒 123 - 4567 東京都中央区ほふり町1-1-1	
	電話番号	(01) 2345 - 6789	
	FAX番号	(01) 2345 - 9999	
e-mail	shiro_h@hofuri.com		

業務担当者とは別に、株式等の担保の差入れ、受入れ等、担保に係る業務について専門の担当者を設置する場合、担当者の連絡先をご記入ください。

⑥-2 業務責任者及び業務担当者連絡先届出書

ST20-4

※2 「加入者情報に係る業務」について、左記の「業務担当者」とは別に専門の担当者を設置する場合は、ご記入ください。

加入者情報業務担当者	所属部署					
	役職名・氏名	(フリガナ)			(フリガナ)	
		役職名			氏名	
	住所	〒 —				
	電話番号	()		—		
	FAX番号	()		—		
e-mail						

業務担当者とは別に、加入者情報の照会、変更手続等、加入者に係る業務について専門の担当者を設置する場合、担当者の連絡先をご記入ください。

※3 「新株予約権付社債に係る業務」について、左記の「業務担当者」とは別に専門の担当者を設置する場合は、ご記入ください。

新株予約権付社債等業務担当者	所属部署					
	役職名・氏名	(フリガナ)			(フリガナ)	
		役職名			氏名	
	住所	〒 —				
	電話番号	()		—		
	FAX番号	()		—		
e-mail						

業務担当者とは別に、新株予約権付社債の元金支払い等、新株予約権付社債に係る業務について専門の担当者を設置する場合、担当者の連絡先をご記入ください。

(注) 新株予約権付社債等業務担当者(新株予約権付社債等業務担当者を設置しない場合には、業務担当者)の担当部署、電話番号につきましては、元金金の受領に関する連絡先として、発行・支払代理人に公表いたしますので、あらかじめご了承ください。

2. 加入者保護信託に関する事務担当部署

担当部署	総務部
住所	〒 123 — 4567 東京都中央区ほふり町1-1-1
電話番号	(01) 2345 — 6666

(注) 株式等振替制度において、顧客口を開設する場合には、加入者保護信託に関する事務の担当部署をご記入ください。なお、短期社債振替制度、一般債振替制度、一般投資信託振替制度又は上場投資信託振替制度において、既にお届けしている場合には、記載は不要です。

株式等振替制度において、顧客口を開設する場合には、加入者保護信託に関する事務の担当部署をご記入ください。

なお、短期社債振替制度、一般債振替制度、投資信託振替制度又は上場投資信託(ETF)振替制度において、既にお届けいただいている場合には、記載は不要です。

3. 緊急時連絡用FAX番号

FAX番号(1)	(01) 2345 — 5555
送付先名称(1)	株 式 会 社 ほ ふ り 決 済 部 株 式 対 応 課
*30文字以内	
FAX番号(2)	() —
送付先名称(2)	
*30文字以内	

システム障害発生等の緊急時に、状況をFAXにて一斉にご連絡させていただくための番号をご記入ください。

・当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、また、本届出に基づく担当者や当機構との間の事務連絡を行うため、利用させていただきます。

・当機構の取り扱う個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ (<http://www.jasdec.com/>) に掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

機構使用欄		

(2)「間接口座管理機関」関係

① 間接口座管理機関承認申請書

株式会社 証券保管振替機構 御中

ST30-1

提出日 平成 20 年 7 月 5 日

機構への提出日(郵送の場合は発送日)をご記入ください(アラビア数字でご記入ください。)

会社名 株式会社ほふり

代表者役職名 代表取締役

氏 名 ほふり 太郎

(口座管理機関コード(5桁): 1 2 3 4 5)

実印

登記上の商号又は名称をご記入ください。

間接口座管理機関承認申請書

(株式等振替制度)

代表者の役職名及び氏名をご記入のうえ、会社の実印(商業登記法第20条1項の規定により登記所に提出された印鑑)を捺印してください。また、口座管理機関コードもご記入ください(アラビア数字でご記入ください。)

当社は、株式等の振替に関する業務規程第26条第1項の規定により、間接口座管理機関としての承認を得るため、下記のとおり申請いたします。

記

1. 上位機関名

	直近上位機関等の会社名等		上位機関の 確認印
直近上位機関	①会社名	株式会社A証券	届出印
	②代表者の役職名	決済部長	
	③代表者の氏名	証券太郎	
上位機関	①会社名	株式会社B証券	届出印
	②代表者の役職名	決済部長	
	③代表者の氏名	証券次郎	
	①会社名	株式会社C証券	届出印
	②代表者の役職名	決済部長	
	③代表者の氏名	証券三郎	
	①会社名		届出印
	②代表者の役職名		
	③代表者の氏名		

直近上位機関にご記入いただく欄です。
会社名、代表者の役職名・氏名をご記入いただき、当該直近上位機関の口座管理機関として機構に届け出た届出印を捺印の上、機構へご提出ください。
また、②③については、機構に届け出されている代表者代理人とすることも可能です。この場合、確認印は機構へ届け出されている代表者代理人の届出印を捺印してください。

直近上位機関の他に上位機関がある場合には、階層構造の上位機関(機構に近いほう)から順にご記入ください。
※直近上位機関が機構加入者であれば記入不要です。

2. 「直近上位機関」の機構加入者コード等

9	8	7	6	5	6	0
---	---	---	---	---	---	---

※口座管理機関コード(5桁)及び顧客コード(直近上位機関が間接口座管理機関であれば顧客口所在コード)(2桁)の合計7桁の数字をご記入ください。

直近上位機関の機構加入者コードをご記入ください(アラビア数字でご記入ください。)

3. 直近上位機関から顧客口の開設を受ける日

平成 21 年 1 月 5 日

以上

直近上位機関から顧客口の開設を受ける日をご記入ください(アラビア数字でご記入ください。)

- ・当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、利用させていただきます。
- ・当機構の取り扱う個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ (<http://www.jasdec.com/>) に掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

機構使用欄		

(参考)

口座管理機関コードは、金融・証券区分コード(1桁)及び固有名コード(4桁)の計5桁の数字となります。

※金融・証券区分コード…統一金融機関コードを使用する機構加入者及び間接口座管理機関については「0」、証券会社等標準コードを使用する機構加入者及び間接口座管理機関については「1」となります。

※固有名コード…証券会社・取引所等は「証券会社等標準コード」、銀行・その他金融機関(証券金融会社、短資会社、保険会社等)は「統一金融機関コード」となります。

② 約諾書

ST30-2

機構への提出日（郵送の場合は発送日）をご記入ください（アラビア数字でご記入ください。）。

提出日 平成 20 年 7 月 5 日

株式会社 証券保管振替機構 御中

会社名 株式会社ほふり

代表者役職名 代表取締役

氏 名 ほふり 太郎

（口座管理機関コード（5桁）： 1 2 3 4 5

実印
)

登記上の商号又は名称をご記入ください。

約 諾 書

（株式等振替制度＜間接口座管理機関用＞）

代表者の役職名及び氏名をご記入のうえ、会社の実印（商業登記法第20条1項の規定により登記所に提出された印鑑）を捺印してください。また、口座管理機関コードもご記入ください（アラビア数字でご記入ください。）。

当社は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）に、下記の事項を約諾いたします。

記

1. 機構が定める業務規程その他の規則及び機構が講ずる必要な措置に従うこと
2. 機構が定める業務処理の方法に従うこと

以 上

- ・当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、利用させていただきます。
- ・当機構の取り扱う個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ（<http://www.jasdec.com/>）に掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

機構使用欄		

③-1 株式等振替制度参加に係る届出書

株式会社 証券保管振替機構 御中

会社名 株式会社ほふり
代表者役職名 代表取締役
氏名 ほふり 太郎
(口座管理機関コード (5桁): 12345)

提出日 平成 20 年 7 月 5 日

機構への提出日(郵送の場合は発送日)をご記入ください(アラビア数字でご記入ください。)

登記上の商号又は名称をご記入ください。

実印

代表者の役職名及び氏名をご記入のうえ、会社の実印(商業登記法第20条1項の規定により登記所に提出された印鑑)を捺印してください。また、口座管理機関コードもご記入ください(アラビア数字でご記入ください。)

株式等振替制度参加に係る届出書

(株式等振替制度<間接口座管理機関用>)

株式等振替制度に間接口座管理機関として参加することに伴い、下記のとおり届け出いたします。

記

1. 登記上の商号・名称

(フリガナ) カブシキガイシャホフリ

株式会社ほふり

登記事項証明書に記載されている商号又は名称を正確に記載してください。また、フリガナもご記入ください。

2. 登記上の本店所在地・主たる事務所 (外国法人で在日支店所在地がある場合は、そちらもご記入ください。)

(本店所在地)

〒 123 - 4567

東京都中央区高橋町一丁目1番1号

(在日支店所在地)

〒 -

登記事項証明書に記載されている本店所在地又は主たる事務所を正確に記載してください。

3. 代表者氏名及び代表者届出印

代表者の役職名	代表者の氏名	届出印
(フリガナ) トリシマリヤクシャチョウ	(フリガナ) ホフリタロウ	
取締役社長	ほふり 太郎	取締役社長之印

代表者の役職名、氏名の記載及び代表者の届出印を捺印してください。また、フリガナもご記入ください。

4. 代表者代理人選任及び届出印 (代表者代理人を選任する場合にご記入ください。)

代表者代理人の役職名	代表者代理人の氏名	届出印
(フリガナ) ケッサイブチョウ	(フリガナ) ホフリジロウ	
決済部長	ほふり 次郎	部長印

代表者代理人を選任する場合、代表者代理人の役職名、氏名の記載及び代表者代理人の届出印を捺印してください。また、フリガナもご記入ください。

(注) 代表者代理人は、業務責任者と同一の方を選任することも可能です。

③-2 株式等振替制度参加に係る届出書

5. 株式数比例配分方式を取り扱う場合の口座管理機関配当金受領口座の届出

株式数比例配分方式の取扱い	☒ あり		☐ なし		(理由:)	
①金融機関の名称	はふり銀行					
②金融機関番号	1	2	3	4		
③店名	茅場町店					
④店番号	1	2	3			
⑤預金種別	☒ 普通 ☐ 当座 ☐ その他					
⑥口座番号	1	2	3	4	5	6 7
⑦口座名義人の氏名又は名称(カナ)	カブシキガイシャホフリ					
⑧口座名義人の氏名又は名称	株式会社ほふり					
⑨⑧の名義の種類	☒ 自己名義 ☐ 再委託先名義					

(注)「株式数比例配分方式の取扱い」の欄で「あり」を選択した場合、①～⑥をご記入ください。

株式数比例配分方式の取扱いを行う場合、「あり」を選択してください。
また、株式数比例配分方式の取扱いを行わない場合(「なし」を選択)、その理由も必ずご記入ください(下記の記載例をご参照ください)。

株式数比例配分方式の取扱いで「あり」を選択した場合、①～⑥の記入欄に必要事項をご記入ください。

以 上

- ・当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、利用させていただきます。
- ・当機構の取り扱う個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ (<http://www.jasdec.com/>) に掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

機構使用欄		

<株式数比例配分方式の取扱いをしない場合の記載方法>

5. 株式数比例配分方式を取り扱う場合の口座管理機関配当金受領口座の届出

株式数比例配分方式の取扱い	☐ あり		☒ なし		(理由: 特別口座分の顧客口とするため)	
①金融機関の名称						
②金融機関番号						
③店名						
④店番号						
⑤預金種別	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ その他					
⑥口座番号						
⑦口座名義人の氏名又は名称(カナ)						
⑧口座名義人の氏名又は名称						
⑨⑧の名義の種類	☐ 自己名義 ☐ 再委託先名義					

(注)「株式数比例配分方式の取扱い」の欄で「あり」を選択した場合、①～⑥をご記入ください。

株式数比例配分方式の取扱いを行わない場合、「なし」を選択してください。
また、その理由も必ずご記入ください。
理由としては、特別口座分の顧客口とするため等が想定されます。

株式数比例配分方式の取扱いで「なし」を選択した場合、空欄としてください。

以 上

④-1 業務責任者及び業務担当者連絡先届出書

株式会社 証券保管振替機構 御中

会社名 株式会社ほふり
代表者役職名 代表取締役
氏名 ほふり 太郎
(口座管理機関コード(5桁): 12345)

提出日 平成 20 年 7 月 5

機構への提出日(郵送の場合は発送日)をご記入ください(アラビア数字でご記入ください。)

登記上の商号又は名称をご記入ください。

代表者の役職名及び氏名をご記入ください。
また、口座管理機関コードもご記入ください(アラビア数字でご記入ください。)

業務責任者及び業務担当者連絡先届出書

(株式等振替制度<間接口座管理機関用>)

1. 業務責任者及び業務担当者の連絡先

業務責任者	所属部署	決済部			
	役職名・氏名	(フリガナ)	ケッサイブチョウ	(フリガナ)	ホフリジロウ
		役職名	決済部長	氏名	ほふり 次郎
	住所	〒 123 - 4567 東京都中央区ほふり町 1-1-1			
	電話番号	(01) 2345 - 6789			
	FAX番号	(01) 2345 - 9999			
e-mail	jiro_h@hcfuri.com				
業務担当者(※)	所属部署	決済部			
	役職名・氏名	(フリガナ)	チョウサヤク	(フリガナ)	ホフリサブロウ
		役職名	調査役	氏名	ほふり 三郎
	住所	〒 123 - 4567 東京都中央区ほふり町 1-1-1			
	電話番号	(01) 2345 - 6789			
	FAX番号	(01) 2345 - 9999			
e-mail	saburo_h@hcfuri.com				

業務責任者の連絡先をご記入ください。

業務担当者の連絡先をご記入ください。

※ 「担保に係る業務」について、上記の「業務担当者」とは別に専門の担当者を設置する場合は、ご記入ください。

担保業務担当者	所属部署				
	役職名・氏名	(フリガナ)		(フリガナ)	
		役職名		氏名	
	住所	〒 -			
	電話番号	() -			
	FAX番号	() -			
e-mail					

業務担当者とは別に、株式等の担保の差入れ、受入れ等、担保に係る業務について専門の担当者を設置する場合、担当者の連絡先をご記入ください。

④-2 業務責任者及び業務担当者連絡先届出書

ST30-4

2. 加入者保護信託に関する事務担当部署

担当部署	総務部
住所	〒123 - 4567 東京都中央区ほふり町1-1-1
電話番号	(01) 2345 - 6666

(注) 株式等振替制度において、加入者保護信託に関する事務の担当部署をご記入ください。なお、短期社債振替制度、一般債振替制度、一般投資信託振替制度又は上場投資信託振替制度において、既にお届けいただいている場合には、記入不要です。

3. 緊急時連絡用FAX番号

FAX番号(1)	(01) 2345 - 5555
送付先名称(1) *30文字以内	株 式 会 社 ほ ふ り 決 済 部 株 式 対 応 課
FAX番号(2)	() -
送付先名称(2) *30文字以内	

加入者保護信託に関する事務の担当部署をご記入ください。なお、短期社債振替制度、一般債振替制度、投資信託振替制度又は上場投資信託(ETF)振替制度において、既にお届けいただいている場合には、ご記入は不要です。

以 上

システム障害発生等の緊急時に、状況をFAXにて一斉にご連絡させていただくための番号をご記入ください。

- 当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、また、本届出に基づく担当者と当機構との間の事務連絡を行うため、利用させていただきます。
- 当機構の取り扱い個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ (<http://www.jasdec.com/>) に掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

機構使用欄		

(3)「株主名簿管理人等」届出書類関係

① 指定株主名簿管理人等指定申請書

ST60-1

平成 20 年 7 月 5 日

機構への提出日(郵送の場合は発送日)をご記入ください(アラビア数字でご記入ください。)

株式会社 証券保管振替機構 御中

会社名 株式会社ほふり

代表者役職名 代表取締役
氏 名 ほふり 太郎

登記上の商号又は名称をご記入ください。

実印

代表者の役職名及び氏名をご記入のうえ、会社の実印(商業登記法第20条1項の規定により登記所に提出された印鑑)を捺印してください。

指定株主名簿管理人等指定申請書

(株式等振替制度用)

当社は、株式等の新規記録通知の発出、総株主通知の受理その他の事務について、発行者に代わって株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）との間の手続を行う指定株主名簿管理人等（株式等の振替に関する業務規程第13条第1項に規定する者をいう。）としての指定を申請いたします。また、本申請にあたり、下記の事項を約諾いたします。

記

- 1. 機構が定める業務規程その他の規則及び機構が講ずる必要な措置に従うこと
- 2. 機構が定める業務処理の方法に従うこと

以 上

・当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、利用させていただきます。

・当機構の取り扱う個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ（<http://www.jasdec.com/>）に掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

機構使用欄		

② 株式等振替制度参加に係る届出書

株式会社 証券保管振替機構 御中

会社名 株式会社ほふり
代表者役職名 代表取締役
氏名 ほふり 太郎

実印

株式等振替制度参加に係る届出書

(株式等振替制度＜指定株主名簿管理人等用＞)

株式等振替制度に指定株主名簿管理人等として参加することに伴い、下記のとおり届け出いたします。

記

1. 登記上の商号・名称

(フリガナ) ガブシキガイシャホフリ

株式会社ほふり

2. 登記上の本店所在地

(本店所在地)

〒123 - 4567

東京都中央区ほふり町一丁目1番1号

3. 代表者氏名及び代表者届出印

代表者の役職名	代表者の氏名	届出印
(フリガナ) トリシャリヤクシヤチョウ	(フリガナ) ホフリタロウ	
取締役社長	ほふり 太郎	取締役社長之印

4. 代表者代理人選任及び届出印 (代表者代理人を選任する場合にご記入ください)

代表者代理人の役職名	代表者代理人の氏名	届出印
(フリガナ) ケツサイブチョウ	(フリガナ) ホフリジロウ	
決済部長	ほふり 次郎	部長印

(注) 代表者代理人は、業務責任者と同一の方を選任することも可能です。

以上

機構への提出日(郵送の場合は発送日)をご記入ください(アラビア数字でご記入ください。)

ST60-

提出日 平成 20 年 7 月 5 日

登記上の商号又は名称をご記入ください。

代表者の役職名及び氏名をご記入のうえ、会社の実印(商業登記法第20条1項の規定により登記所に提出された印鑑)を捺印してください。

登記事項証明書に記載されている商号又は名称を正確に記載してください。また、フリガナもご記入ください。

登記事項証明書に記載されている本店所在地を正確に記載してください。

代表者の役職名、氏名の記載及び代表者の届出印を捺印してください。また、フリガナもご記入ください。

代表者代理人を選任する場合、代表者代理人の役職名、氏名の記載及び代表者代理人の届出印を捺印してください。また、フリガナもご記入ください。

- 当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、利用させていただきます。
- 当機構の取り扱う個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ (<http://www.jasdec.com/>) に掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

機構使用欄

--	--	--

③ 業務責任者及び業務担当者連絡先届出書

株式会社 証券保管振替機構 御中

提出日 平成 20 年 7 月 5 日

機構への提出日(郵送の場合は発送日)をご記入ください(アラビア数字でご記入ください。)

登記上の商号又は名称をご記入ください。

会社名 株式会社ほふり
代表者役職名 代表取締役
氏名 ほふり 太郎

代表者の役職名及び氏名をご記入ください。

業務責任者及び業務担当者連絡先届出書

(株式等振替制度<指定株主名簿管理人等用>)

1. 業務責任者及び業務担当者の連絡先

業務責任者	所属部署	決済部			
	役職名・氏名	(フリガナ) ケツサイブチョウ	(フリガナ) ホフリジロウ		
	役職名	決済部長	氏名	ほふり次郎	
	住所	〒 123 - 4567 東京都中央区ほふり町 1 - 1 - 1			
	電話番号	(01) 2345 - 6789			
	FAX番号	(01) 2345 - 9999			
e-mail	jiro_h@hofuri.com				
業務担当者	所属部署	決済部			
	役職名・氏名	(フリガナ) チョウサヤク	(フリガナ) ホフリサブロウ		
	役職名	調査役	氏名	ほふり三郎	
	住所	〒 123 - 4567 東京都中央区ほふり町 1 - 1 - 1			
	電話番号	(01) 2345 - 6789			
	FAX番号	(01) 2345 - 9999			
e-mail	saburo_h@hofuri.com				

業務責任者の連絡先をご記入ください。

業務担当者の連絡先をご記入ください。

システム障害発生等の緊急時に、状況をFAXにて一斉にご連絡させていただくための番号をご記入ください。

2. 緊急時連絡用FAX番号

FAX番号(1)	(01) 2345 - 5555
送付先名称(1) *30文字以内	株 式 会 社 ほ ふ り 決 済 部 株 式 対 応 課
FAX番号(2)	() -
送付先名称(2) *30文字以内	

以 上

- ・当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、また、本届出に基づく担当者当機構との間の事務連絡を行うため、利用させていただきます。
- ・当機構の取り扱い個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ (<http://www.jasdec.com/>) に掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

機構使用欄		

(4)「手数料請求先等に関する届出書」関係(共通)

ST00-8

手数料請求先等に関する届出書
(株式等振替制度用)

株式会社 証券保管振替機構 御中

提出日 平成 20 年 7 月 5 日

会社名 株式会社ほふり
役職名 代表取締役
氏 名 ほふり 太郎

届出印

機構への提出日(郵送の場合は発送日)をご記入ください(アラビア数字でご記入ください。)

登記上の商号・名称をご記入ください。

代表者の役職名・氏名をご記入のうえ、機構に届け出た届出印を捺印の上、機構へご提出ください。

手数料請求先等について下記のとおり届け出いたします。

記

届 出 種 別	○	新規	変更	(変更日) 平成 年 月 日	
手数料請求先 (注)	会 社 名	株式会社ほふり			
	部 署 名	総 務 部	経 理 課	※部署名は 10 字以内でご記入ください。	
	郵便番号	123	-	4567	
	住 所	東京都中央区ほふり町 1-1-1			
	電話番号	(01) 2345 - 6789			
	F A X 番号	(01) 2345 - 9999			
手数料振込先銀行	預金種類: 当座預金、 口座名義: (株) 証券保管振替機構				
	銀行名		支店名		口座番号
	○	三菱東京 UFJ 銀行	(0005)	日本橋支店	(020) 9204370
		三井住友銀行	(0009)	日本橋東支店	(034) 6720511
		りそな銀行	(0010)	日本橋支店	(302) 6204627
		みずほコーポレート銀行	(0016)	兜町証券営業部	(113) 0066102
		三菱 UFJ 信託銀行	(0288)	本店営業部	(110) 0186445
		中央三井信託銀行	(0291)	日本橋営業部	(100) 2301320
		住友信託銀行	(0294)	東京営業部	(410) 0818069
	※毎月の手数料振込銀行を、上記より 1 行ご指定ください。 振込指定銀行を途中で変更される場合は、本届出書を再度ご提出願います。				

(注) 請求先を変更する場合は、変更日の前月 25 日までに本届出書をご提出ください。

以 上

- 当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、また、本届出に基づく担当部署と当機構との間の事務連絡を行うため、利用させていただきます。
 - 当機構の取り扱う個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ (<http://www.jasdec.com/>) に掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

機 構 使 用 機
間 接 間 接 以 外

2. 届出書類のご記入にあたっての留意点等について

(1)「機構加入者」関係

書類	項番	留意点等
「口座開設申請書」(ST20-1)	—	○「会社名・代表者役職名・氏名」は、「印鑑証明書」と同じ内容のものをご記入ください。また、「印」は、会社の「実印」(商業登記法第20条第1項の規定により登記所に提出された印鑑。以下同じ。)を捺印してください。 ○口座開設申請書の中の用語については、以下を参照してください。 ①「口座種別」とは、機構が機構加入者の口座開設の申請に基づき開設するすべての株式等の振替を行うための口座(機構加入者口座)における自己口又は顧客口の別をいいます。 ②「属性区分」とは、機構加入者口座において、機構加入者が質権者であるときの質権の目的である株式等その他の機構が定める株式等を、それ以外の株式等と区別するための区分をいいます。 ③「区分口座」とは、口座種別、属性区分及び番号の組み合わせで識別される機構加入者口座の内訳区分をいいます。 ④「自己口」とは、振替口座簿中の加入者の口座のうち、当該加入者が株式等についての権利を有するものを記録する口座をいいます。 ⑤「顧客口」とは、振替口座簿中の口座管理機関の口座のうち、当該口座管理機関又はその下位機関の加入者が株式等についての権利を有するものを記録する口座をいいます。 ⑥「保有口」とは、機構加入者口座の自己口に記録をすべき株式等(質権の目的であるものを除く。)を記録する欄(⑦及び⑧に規定する欄を除く。)の属性区分をいいます。 ⑦「担保専用口」とは、機構加入者口座の自己口(質権口又は質権信託口を除く。)に記録をすべき株式等(株式、投資口又は優先出資については、特別株主、特別投資主又は特別優先出資者の申出があったものとして取り扱うものに限る。)に限り記録する欄の属性区分をいいます。 ⑧「信託口」とは、機構加入者が信託の受託者であるときに、機構加入者口座の自己口に記録をすべき株式等(質権の目的であるものを除く。)のうち信託財産であるものに限り記録する欄の属性区分をいいます。 ⑨「質権口」とは、機構加入者が質権者であるときに、機構加入者口座の自己口に記録をすべき株式等(質権の目的であるものに限り。)を記録する欄(⑩に規定する欄を除く。)の属性区分をいいます。 ⑩「質権信託口」とは、機構加入者が質権者であり、かつ信託の受託者であるときに、機構加入者口座の自己口に記録をすべき株式等(質権の目的であるものに限り。)のうち信託財産であるものに限り記録する欄の属性区分をいいます。 ⑪「顧客口」(属性区分)とは、機構加入者口座の顧客口に記録をすべき株式等を記録する欄(⑫に規定する欄を除く。)の属性区分をいいます。 ⑫「外国人株式記録口」とは、機構加入者口座の顧客口に記録をすべき株式等のうち、株主が外国人保有制限銘柄の直接外国人(外国人保有制限銘柄の外国人等に該当する内国法人以外の外国人等のことをいう。)であるものに限り記録する欄の属性区分をいいます。
		○「会社名・代表者役職名・氏名」は、「印鑑証明書」と同じ内容のものをご記入ください。また、「印」は、会社の「実印」を捺印してください。
『「自己口」の属性区分の属性区分毎の詳細情報』	—	○「会社名・代表者役職名・氏名」は、「印鑑証明書」と同じ内容のものをご記入ください。また、「印」は、会社の「実印」を捺印してください。

書類	項番	留意点等
報』(ST20-1-1)		○「保有口」を11口座以上開設する場合等届出書1枚に収まらない場合には、同封の届出用紙をコピー等して、必要部数を提出してください。 ○「利用目的」の記載にあたっては、「(別添)区分口座における利用目的の記載例」を参考に記載してください。
	1.「保有口」の詳細情報	○「区分口座コード」(2桁)の記載欄について、「区分口座コード」は、原則、「00」～「19」をご記入ください。 ○また、ご記入の際には、昇順及び連番でご記入ください。なお、例えば「00口座」を開設する場合には、1つ目の箱に「0」、2つ目の箱に「0」といった記載となります(1つの箱に1つの数字を記載します。) ○「担保専用口への振替」については、開設した保有口から、口座管理機関の担保専用口(自社の担保専用口も含む。)へ振替を行う場合には「する」を、振替を行わない場合には「しない」を選択してください。なお、「する」「しない」の選択により、当該保有口に関する個別株主通知・情報提供請求が行われた場合の対応が以下のとおりとなります。また、外国人保有制限銘柄の外国人等である場合の外国人直接保有株式数の報告についても、同様の取扱いとなります。 ① 当該保有口において担保専用口へ振替を行わない場合(「しない」を選択)、機構が当該保有口の記録に基づいて個別株主報告等の自動作成を行います(この場合、届出の内容に反して当該保有口から担保専用口へ振り替えられている数量がある場合に、当該数量は個別株主報告等の対象となりません。) ② 当該保有口において担保専用口へ振替を行う場合(「する」を選択)、機構からの報告依頼等により、機構加入者が当該保有口から担保専用口へ振り替えられている数量に係る個別株主報告等を作成し、機構へ報告していただくこととなります。
	2.「担保専用口」の詳細情報	○「区分口座コード」(2桁)の記載欄について、「区分口座コード」は、原則、「40」～「49」をご記入ください。 ○また、ご記入の際には、昇順及び連番でご記入ください。なお、例えば「40口座」を開設する場合には、1つ目の箱に「4」、2つ目の箱に「0」といった記載となります(1つの箱に1つの数字を記載します。) ○「特別株主管理事務委託状況報告データの通知の他の機構加入者への委託の有無」の「する」「しない」の記載にあたっては、報告データの作成について、通常は、担保専用口を開設された機構加入者が作成・通知するものと想定されていますので、当該機構加入者が報告データに関する事務を行うのであれば「しない」を選択する必要があります。区分口座に係る業務について計算会社等へ委託するという意味ではないので、ご注意ください。 ○「株式等の全てについて信託財産の表示」について、「する」と選択した場合には、担保専用口に記録されている株式等の全てについて信託財産の表示がされるということになります。つまり、当該区分口座の機能としては、「担保専用口兼信託口」ということになります。ただし、この場合、『4.「信託口」の詳細情報』に、当該担保専用口に係る区分口座コード等の記載をする必要はありません。
	3.「質権口」の詳細情報	○「区分口座コード」(2桁)の記載欄について、「区分口座コード」は、原則、「98」をご記入ください。

書類	項番	留意点等
		○ また、複数口座の開設を希望される場合には当機構にご相談いただいた上で、昇順及び連番でご記入ください。なお、例えば「98 口座」を開設する場合には、1 つ目の箱に「9」、2 つ目の箱に「8」といった記載となります(1 つの箱に1 つの数字を記載します。)
	4.「信託口」の詳細情報	○ 「区分口座コード」(2 桁)の記載欄について、「区分口座コード」は、原則、「20」～「39」をご記入ください。 また、ご記入の際には、昇順及び連番でご記入ください。なお、例えば「20 口座」を開設する場合には、1 つ目の箱に「2」、2 つ目の箱に「0」といった記載となります(1 つの箱に1 つの数字を記載します。) ○ 「担保専用口への振替」については、開設した信託口から、口座管理機関の担保専用口(自社の担保専用口も含む。)へ振替を行う場合には「する」を、振替を行わない場合には「しない」を選択してください。なお、「する」「しない」の選択により、当該信託口に関する個別株主通知・情報提供請求が行われた場合の対応が以下のとおりとなります。また、外国人保有制限銘柄の外国人等である場合の外国人直接保有株式数の報告についても、同様の取扱いとなります。 ① 当該信託口において担保専用口へ振替を行わない場合(「しない」を選択)、機構が当該信託口の記録に基づいて個別株主報告等の自動作成を行います(この場合、届出の内容に反して当該信託口から担保専用口へ振り替えられている数量がある場合に、当該数量は個別株主報告等の対象となりません。) ② 当該信託口において担保専用口へ振替を行う場合(「する」を選択)、機構からの報告依頼等により、機構加入者が当該信託口から担保専用口へ振り替えられている数量に係る個別株主報告等を作成し、機構へ報告していただくことになります。 ○ 「信託財産名義の取扱い」のご記入にあたっては、以下の点に留意等してください。 ① 機構加入者は、機構に対し、信託口に記録された株式等の全部又は一部につき、機構加入者口座の名義以外の名称(信託財産名義)を総株主通知、個別株主通知又は発行者による情報提供請求に際して発行者に通知する取扱いの申出(「信託財産名義の取扱いの個別の申出」)をすることができます。 ② 信託財産名義の取扱いの「信託財産名義の取扱いの個別の申出」に代えて、信託口に記録された株式等について、当該機構加入者が信託財産名義管理簿を備えて信託財産名義ごとの数及びその増減等を管理し、当該信託口に記録された株式等についての総株主通知、個別株主通知及び情報提供請求に係る必要な情報を機構に対して報告するための事務を行うことの申出(「信託財産名義の取扱いの包括的な申出」)を申請することができます。 ③ また、信託口に記録された株式等の全部について、同一かつ固定の信託財産名義を総株主通知、個別株主通知又は発行者による情報提供請求に際して発行者に通知する取扱いの申出(「1 つの信託財産名義の申出」)をすることができます。なお、この場合、信託口に係る加入者口座番号については、機構にて自動発番を行います。この「1 つの信託財産名義の申出」をするときは、本申請書の提出の際に、当該信託財産名義に係る「信託財産名義届出書」の提出が必要となります(「信託財産名義届出書」の様式については、関係者サイトをご参照ください。)。なお、「信託財産名義届出

書類	項番	留意点等
		書」中の「信託財産名義に係る加入者口座コード」欄は上7桁(機構加入者口座コードに相当する部分)のみご記載ください。 ④ 信託財産名義の取扱いの申出(上記①～③)を行う場合には、「する」を選択してください。また、信託財産名義の取扱いの申出をしない場合には「しない」を選択してください。なお、信託財産名義の取扱いを行う(「する」を選択した)場合には、別途、「信託財産名義届出書」のご提出が必要となります。「1つの信託財産名義の申出」を行う場合を除き、「信託財産名義届出書」の提出方法については、別にご案内いたします。 ⑤ 当該申出を「する」と選択した場合、「個別」、「包括」又は「1つの名義」のいずれかを選択する必要があります。 「信託財産名義の取扱いの個別の申出」をする場合には「個別」を、「信託財産名義の取扱いの包括的な申出」をする場合には「包括」を、「1つの信託財産名義の申出」をする場合には「1つの名義」を選択してください。
	5.「質権信託口」の詳細情報	○ 「区分口座コード」(2桁)の記載欄について、「区分口座コード」は、原則、「99」をご記入ください。 ○ また、複数口座の開設を希望される場合には当機構にご相談いただいた上で、昇順及び連番でご記入ください。なお、例えば「98 口座」を開設する場合には、1つ目の箱に「9」、2つ目の箱に「8」といった記載となります(1つの箱に1つの数字を記載します。)
『「顧客口」の属性区分の属性区分毎の詳細情報』(ST20-1-2)	—	○ 「会社名・代表者役職名・氏名」は、「印鑑証明書」と同じ内容のものをご記入ください。また、「印」は、会社の「実印」を捺印してください。 ○ 「顧客口」を21口座以上開設する場合等届出書1枚に収まらない場合には、同封の届出用紙をコピー等して、必要部数を提出してください。 ○ 「利用目的」の記載にあたっては、「(別添)区分口座における利用目的の記載例」を参考に記載してください。
	1.「顧客口」(外国人株式記録口を除く。)の詳細情報	○ 「区分口座コード」(2桁)の記載欄について、「区分口座コード」は、原則、「60」～「89」をご記入ください。 また、ご記入の際には、昇順及び連番でご記入ください。なお、例えば「60 口座」を開設する場合には、1つ目の箱に「6」、2つ目の箱に「0」といった記載となります(1つの箱に1つの数字を記載します。) ○ 「株式数比例配分方式」とは、加入者が、その直近上位機関に対し、配当に係る基準日において当該直近上位機関が当該加入者のために開設する口座に記録された数に応じて、当該加入者の保有するすべての銘柄の配当金の受領を委任する方式をいいます。 ○ 「株式数比例配分方式の取扱い」の記載欄について、「あり」又は「なし」を選択してください。「あり」を選択した場合、「3. 株式数比例配分方式を取り扱う場合の口座管理機関配当金受領口座の届出」に必要事項をご記入ください。また、「なし」と選択した場合、その理由もご記入ください。
	2.「外国人株式記録口」の詳細情報	○ 「区分口座コード」(2桁)の記載欄について、「区分口座コード」は、原則、「60」～「89」をご記入ください。 また、ご記入の際には、昇順及び連番でご記入ください。なお、例えば「80 口座」を開設する場合には、1つ目の箱に「8」、2つ目の箱に「0」といった記載となります(1つの

書類	項番	留意点等
		箱に1つの数字を記載します。))。 ○ 「株式数比例配分方式の取扱い」の記載欄について、「あり」又は「なし」を選択してください。「あり」を選択した場合、「3. 株式数比例配分方式を取り扱う場合の口座管理機関配当金受領口座の届出」に必要事項をご記入ください。また、「なし」と選択した場合、その理由もご記入ください。
	3.株式数比例配分方式を取り扱う場合の口座管理機関配当金受領口座の届出	○ 顧客口及び外国人株式記録口を複数開設する場合において、「配当金の受領口座」は、複数の区分口座について同一とすることも可能です。この場合には、「全て同一口座とする」を選択して、その下の金融機関の名称等①～⑨の記載欄に必要事項をご記入ください。 ○ 区分口座毎に「配当金の受領口座」を設定する場合には、「区分口座コード」の欄に該当する顧客口等の区分口座コード(60 等)をご記入のうえ、①～⑨の記載欄に必要事項をご記入ください。 ○ ⑦については、金融機関預金口座の名義の表記に基づいて、30 文字以内で記載してください。 ○ ⑨の記載欄で「再委託先名義」を選択した場合(※)には、その委託をしたことの事実を証する書面(委任契約書の写し等)を提出して下さい。 ※ 株式数比例配分方式を取り扱う場合の口座管理機関配当金受領口座の名義人が他の者である(配当金の受領を他の者に再委任する)場合です。
「約諾書」(ST 20-2)	—	○ 「会社名・代表者役職名・氏名」は、「印鑑証明書」と同じ内容のものをご記入ください。また、「印」は、会社の「実印」を捺印してください。
「株式等振替制度参加に係る届出書」(ST20-3)	—	○ 「会社名・代表者役職名・氏名」は、「印鑑証明書」と同じ内容のものをご記入ください。また、「印」は、会社の「実印」を捺印してください。
	1. 登記上の商号・名称 2. 登記上の本店所在地・主たる事務所	○ 登記事項証明書に記載されている商号・名称、本店所在地等を正確にご記入ください。 ○ 「郵便番号」について、当該所在地において事業所の個別郵便番号の届出をされている場合には、当該個別郵便番号をご記入ください。
	3. 代表者名及び代表者届出印	○ 「代表者の届出印」は、会社の「実印」とは別の印(例：取締役社長の印)でも登録が可能です。 ○ なお、平成 20 年 9 月以降において、「加入者情報訂正申告書」等の加入者情報に係る届出書面については、当該届出印を利用することとします。ただし、代表者代理人を選任しているときは、代表者に代えて当該代理人の届出印を利用することもできます。
	4. 代表者代理人選任及び届出印	○ 「代表者代理人」は、機構に対する諸手続を代表者の代理人として行うことができます(必ずしも「代表者代理人」の選任を行う必要はありません。))。 ○ 「代表者代理人」を選任する場合に必要事項をご記入ください。「代表者代理人」の役職の範囲としては、機構との連絡窓口となる部署等の部長又はそれに準ずる役職の方又はその上席の方とします。「代表者代理人」は、「業務責任者」と同一の方を選任することも可能です。 ○ なお、平成 20 年 9 月以降において、「加入者情報訂正申告書」等の加入者情報に係る届出書面については、当該届出印を利用することとします。また、加入者情報に係

書類	項番	留意点等
		る届出は、当該届出を行う必要が生じた場合、直ちに、届出書面をご提出いただく必要がありますので、その点に十分ご配慮ください。
	5.登録配当金受領口座方式の指定	○「登録配当金受領口座方式」とは、加入者が保有する全ての銘柄の配当金を当該加入者が指定する一つの預金口座で受け取る方式のことをいいます。 ○「登録配当金受領口座方式」を指定する場合には、「指定する」を選択の上、①～⑨の記載欄に必要事項を記入してください。 また、「指定しない」を選択した場合には、①～⑨のご記入の必要はありません。なお、この場合、株式等振替制度への移行時における配当金の受領方法は、既に会社に通知されている配当金振込指定等の内容(移行前の配当金の受領方法と同一の方法)によることになります。 ○ ⑦については、金融機関預金口座の名義の表記に基づいて、30 文字以内で記載してください。 ○ ⑨の記載欄で「再委託先名義」を選択した場合(※)には、その委託をしたことの事実を証する書面(委任契約書の写し等)を提出して下さい。 ※ 登録配当金受領口座方式を指定する場合に配当金受領口座の名義人が他の者である(配当金の受領を他の者に再委任する)場合です。
	6.元利金受領時の資金決済会社の名称等	○ 新株予約権付社債をお取り扱いがない場合でも必ずご記入ください。
	7.外国人保有制限銘柄の外国人等である旨の申請	○ 外国人保有制限銘柄の外国人等(外国人制限銘柄に係る直接外国人)に該当する場合には、その根拠法令についてご記入ください。 (参考)外国人保有制限を規定している放送法、航空法及び日本電信電話株式会社等に関する法律(以下「NTT法」という。)における外国人等である者 (1) 放送法第 52 条の 8 第 1 項に規定する外国人等(電波法第 5 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる者又は同条第 4 項第 3 号口に掲げる者) ① 日本の国籍を有しない人 ② 外国政府又はその代表者 ③ 外国の法人又は団体 ④ 前①～③に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体 (2) 航空法第 120 条の 2 第 1 項に規定する外国人等(航空法第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号に掲げる者) ① 日本の国籍を有しない人 ② 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるものの ③ 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (3) NTT法第 6 条第 1 項各号に掲げる者 ① 日本の国籍を有しない人 ② 外国政府又はその代表者 ③ 外国の法人又は団体 ④ 前①～③に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人

書類	項番	留意点等
「業務責任者及び業務担当者連絡先届出書」(ST20-4)	—	又は団体 ○ 捺印は不要です。
	1.業務責任者及び業務担当者の連絡先	○ 「業務担当者」において、「担保に係る業務」「加入者情報に係る業務」「新株予約権付社債等に係る業務」について、別途、専門の担当者を設置することも可能です。 ○ なお、振替制度の実務を円滑に運営するため、これらの「業務担当者」の所属部署や連絡先(住所及び電話番号)の情報を Target 保振サイトに掲載して、周知を図ることになりますので、あらかじめご了承ください。
	2.加入者保護信託に関する事務担当部署	○ 顧客口又は外国人株式記録口を開設する場合には、加入者保護信託に関する事務の担当部署をご記入ください。なお、短期社債振替制度、一般債振替制度、投資信託振替制度又は上場投資信託(ETF)振替制度において、既にお届けいただいている場合には、ご記入は不要となります。 ○ 短期社債振替制度、一般債振替制度、投資信託振替制度又は上場投資信託(ETF)振替制度のいずれの制度に参加されていない場合には、負担金(75 万円(予定))が発生しますので、ご注意ください。なお、支払方法等につきましても、別にご案内いたします。
	3.緊急連絡用FAX番号	○ 「緊急連絡用FAX番号」については 2 つ設定することが可能です。

(2)「間接口座管理機関」関係

書類	項番	留意点等
「間接口座管理機関承認申請書」(ST30-1)	—	○ 「会社名・代表者役職名・氏名」は、「印鑑証明書」と同じ内容のものをご記入ください。また、「印」は、会社の「実印」を捺印してください。
	1.上位機関名	○ 「直近上位機関」とは、申請者の口座が開設されている口座管理機関のことをいいます。また、「上位機関」とは、①直近上位機関、②直近上位機関の直近上位機関、③前①または前②の上位機関に該当するものの直近上位機関のいずれかに該当するものをいいます。 ○ 「直近上位機関」についての届出が必須となります。また、「上位機関」についての届出については、「直近上位機関」が機構加入者(直接口座管理機関)でない場合に限られます。「直近上位機関」及び「上位機関」の届出が必要となる場合、間接口座管理機関承認申請書の提出については、「直近上位機関」と「上位機関」についてそれぞれ別用紙(記載内容は同様のもの)にて別々に確認印をもらい、機構への提出とすることも可能とします。 ○ 「直近上位機関等の会社名等」の記載欄に、直近上位機関等の「①会社名」「②代表者の役職名」「③代表者の氏名」の記載及び直近上位機関等からの「上位機関の確認印」の捺印したうえで、提出してください。なお、「上位機関の確認印」については、「株式等振替制度参加に係る届出書」で届け出されている「代表者の届出印」を捺印してください。また、②③については、「株式等振替制度参加に係る届出書」で届け出されている「代表者代理人」とすることも可能とします。この場合、「確認印」は「株式等振替制度参加に係る届出書」で届け出されている「代表者代理人の届出印」を捺印してください。
	2.「直近上位機関」の機構加入	○ 「直近上位機関」の機構加入者コード(口座管理機関コード(5 桁)及び顧客口コード(2 桁))をご記入ください。な

書類	項番	留意点等
	者コード等	お、直近上位機関が間接口座管理機関である場合、口座管理機関コード(5桁)及び顧客口所在コード(2桁)をご記入ください。
	3.直近上位機関から顧客口の開設を受ける日	○「直近上位機関」から顧客口の開設を受ける日をご記入ください。
「約諾書」(ST30-2)	—	○「会社名・代表者役職名・氏名」は、「印鑑証明書」と同じ内容のものをご記入ください。また、「印」は、会社の「実印」を捺印してください。
「株式等振替制度参加に係る届出書」(ST30-3)	—	○「会社名・代表者役職名・氏名」は、「印鑑証明書」と同じ内容のものをご記入ください。また、「印」は、会社の「実印」を捺印してください。
	1.登記上の商号・名称 2.登記上の本店所在地・主たる事務所	○登記事項証明書に記載されている商号・名称、本店所在地等を正確にご記入ください。
	3.代表者名及び代表者届出印	○「代表者の届出印」は、会社の「実印」とは別の印(例:取締役社長の印)でも登録が可能です。 ○なお、平成20年9月以降において、「加入者情報訂正申告書」等の加入者情報に係る届出書面については、当該届出印を利用することとします。ただし、代表者代理人を選任しているときは、代表者に代えて当該代理人の届出印を利用することもできます。
	4.代表者代理人選任及び届出印	○「代表者代理人」は、機構に対する諸手続を代表者の代理人として行うことができます(必ずしも「代表者代理人」の選任を行う必要はありません。) ○「代表者代理人」を選任する場合に必要な事項をご記入ください。「代表者代理人」の役職の範囲としては、機構との連絡窓口となる部署等の部長又はそれに準ずる役職の方又はその上席の方とします。「代表者代理人」は、「業務責任者」と同一の方を選任することも可能です。 ○なお、平成20年9月以降において、「加入者情報訂正申告書」等の加入者情報に係る届出書面については、当該届出印を利用することとします。また、加入者情報に係る届出は、当該届出を行う必要が生じた場合、直ちに、届出書面をご提出いただく必要がありますので、その点に十分ご配慮ください。
	5.株式数比例配分方式を取り扱う場合の口座管理機関配当金受領口座の届出	○「株式数比例配分方式」とは、加入者が、その直近上位機関に対し、配当に係る基準日において当該直近上位機関が当該加入者のために開設する口座に記録された数に応じて、当該加入者の保有するすべての銘柄の配当金の受領を委任する方式をいいます。 ○「株式数比例配分方式の取扱い」の記載欄について、「する」又は「しない」を選択してください。「する」を選択した場合、①～⑨の記載欄に必要な事項をご記入ください。また、「しない」と選択した場合、その理由もご記入ください。 ○⑦については、金融機関預金口座の名義の表記に基づいて、30文字以内で記載してください。 ○⑨の記載欄で「再委託先名義」を選択した場合(※)には、その委託をしたことの事実を証する書面(委任契約書の写し等)を提出して下さい。 ※ 株式数比例配分方式を取り扱う場合の口座管理機関配当金受領口座の名義人が他の者である(配当金の受領

書類	項番	留意点等
		を他の者に再委任する)場合です。
「業務責任者及び業務担当者連絡先届出書」(ST30-4)	—	○ 捺印は不要です。
	1.業務責任者及び業務担当者の連絡先	○ 「業務担当者」において、「担保に係る業務」について、別途、専門の担当者を設置することも可能です。 ○ なお、振替制度の実務を円滑に運営するため、これらの「業務担当者」の所属部署や連絡先(住所及び電話番号)の情報を Target 保振サイトに掲載して、周知を図ることになりますので、あらかじめご了承ください。
	2.加入者保護信託に関する事務担当部署	○ 加入者保護信託に関する事務の担当部署をご記入ください。なお、短期社債振替制度、一般債振替制度、一般投資信託振替制度又は上場投資信託振替制度において、既にお届けいただいている場合には、ご記入は不要となります。 ○ 短期社債振替制度、一般債振替制度、投資信託振替制度又は上場投資信託(ETF)振替制度のいずれの制度に参加されていない場合には、負担金(75 万円(予定))が発生しますので、ご注意ください。なお、支払方法等につきましても、別にご案内いたします。
	3.緊急連絡用FAX番号	○ 「緊急連絡用FAX番号」については 2 つ設定することが可能です。

(3)「指定株主名簿管理人等」関係

書類	項番	留意点等
「指定株主名簿管理人等指定申請書」(ST60-1)	—	○ 「会社名・代表者役職名・氏名」は、「印鑑証明書」と同じ内容のものをご記入ください。また、「印」は、会社の「実印」を捺印してください。
「株式等振替制度参加に係る届出書」(ST60-2)	—	○ 「会社名・代表者役職名・氏名」は、「印鑑証明書」と同じ内容のものをご記入ください。また、「印」は、会社の「実印」を捺印してください。
	1.登記上の商号・名称 2.登記上の本店所在地・主たる事務所	○ 登記事項証明書に記載されている商号・名称、本店所在地を正確にご記入ください。
	3.代表者名及び代表者届出印	○ 「代表者の届出印」は、会社の「実印」とは別の印(例：取締役社長の印)でも登録が可能です。
	4.代表者代理人選任及び届出印	○ 「代表者代理人」は、機構に対する諸手続を代表者の代理人として行うことができます(必ずしも「代表者代理人」の選任を行う必要はありません。) ○ 「代表者代理人」を選任する場合に必要な事項をご記入ください。「代表者代理人」の役職の範囲としては、機構との連絡窓口となる部署等の部長又はそれに準ずる役職の方又はその上席の方とします。「代表者代理人」は、「業務責任者」と同一の方を選任することも可能です。
「業務責任者及び業務担当者連絡先届出書」(ST60-3)	—	○ 捺印は不要です。
	1.業務責任者及び業務担当者の連絡先	—
	2.緊急連絡用FAX番号	○ 「緊急連絡用FAX番号」については 2 つ設定することが可能です。

(4)「手数料請求先等に関する届出書」関係(共通)

書類	項番	留意点等
「手数料請求先等に関する届出書」(ST99-2)	—	○ 既に保管振替制度、短期社債振替制度、一般債振替制度、投資信託振替制度、上場投資信託(ETF)振替制度のいずれかに制度参加されている場合、又は決済照合システムの利用者である場合には、提出が不要となります。なお、今回は該当する会社を送付します(送付されない会社はご提出の必要はありません。)

以 上

(別添)

■ 区分口座における利用目的の記載例

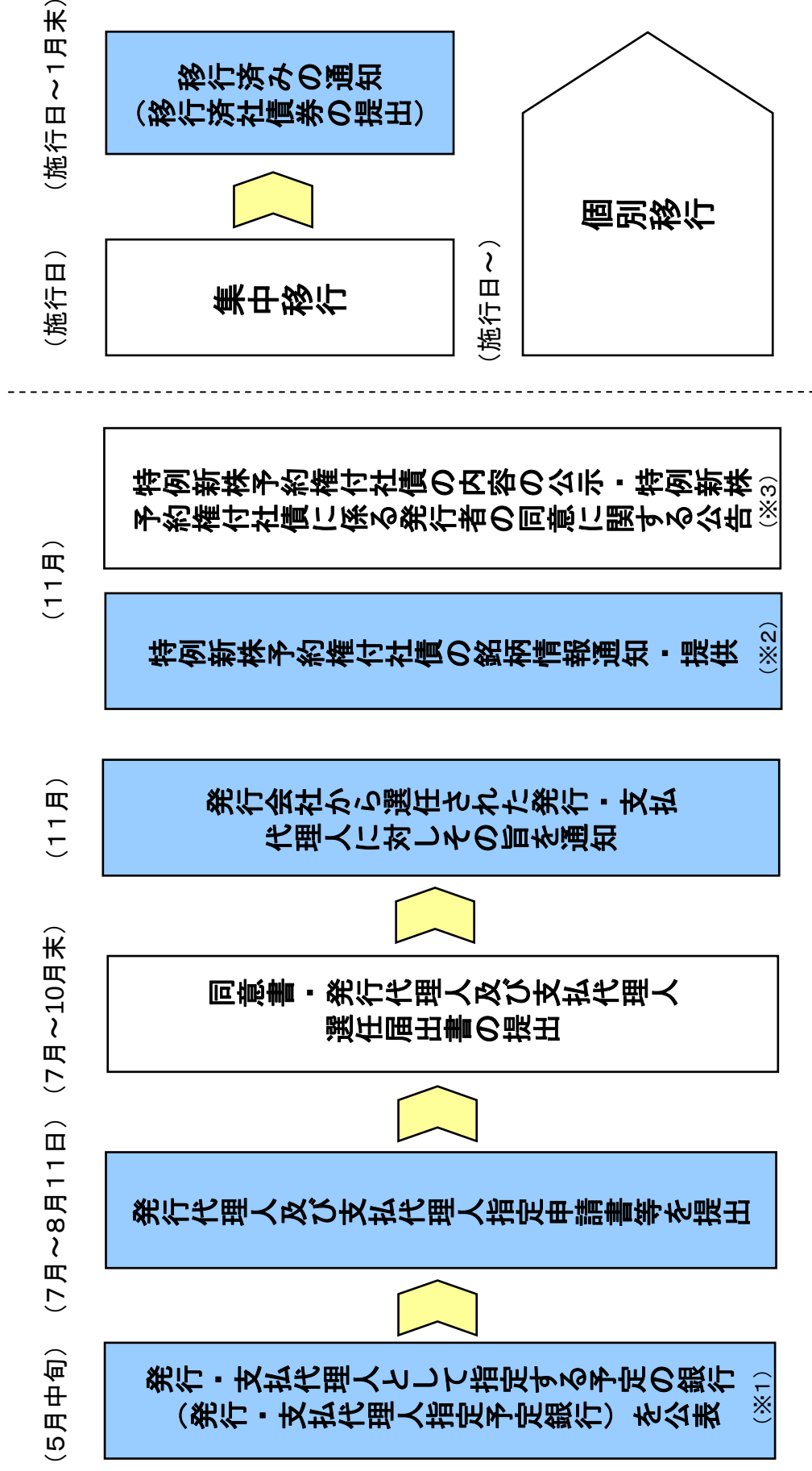
口座種別	属性区分	利用目的(例)
自己口	保有口	・ 決済分 ・ 自己保有分 ・ 決済分又は自己保有分 ・ 担保分
	担保専用口	・ 担保分
	信託口	・ 信託財産分
	質権口	・ 担保分(質権)
	質権信託口	・ 担保分(質権信託)
顧客口	顧客口	・ 顧客預り分 ・ 顧客預り分(常任代理人分)
	外国人株式記録口	・ 顧客(外国人等)預り分 ・ 顧客(外国人等)預り分(常任代理人分)

以 上

(2) 発行代理人及び支払代理人の制度参加手続



発行・支払代理人の制度参加手続(手続日程)



※1 機構は、5月中旬に総合テストの参加届出をもとに発行・支払代理人指定予定銀行を公表した。発行・支払代理人の指定申請の提出を受けた結果、発行・支払代理人指定予定銀行に変更が生じた場合には、その内容を8月末に公表する。

※2 機構は、発行・支払代理人から通知された特例新株予約権付社債の銘柄情報を機構加入者に対し通知する。

※3 振替法の規定により機構は、特例新株予約権付社債の内容の公示及び特例新株予約権付社債に係る発行者の同意に関する公告を行う。



発行・支払代理人の制度参加手続（提出書類）

	書 類	備 考
1	発行代理人及び支払代理人指定申請書	参考1-1
2	株式等振替制度参加に係る届出書	参考1-2 参加形態ごとに提出が必要。
3	業務責任者及び業務担当者連絡先届出書	参考1-3
4	手数料請求先等に関する届出書	参考2 保振制度等、他の制度で既に機構に提出済みの場合には、提出不要。また、新規に制度参加する場合で他の参加形態でも制度参加する場合には、重複して提出不要。
5	登記事項証明書	— 他の参加形態でも制度参加する場合には、重複して提出不要。
6	代表者の印鑑証明書	— 他の参加形態でも制度参加する場合には、重複して提出不要。

※ 提出書類や届出事項については、今後の法律改正や実務検討等により変更される場合があります。

（参考） 発行代理人及び支払代理人に係る届出書類

（注） 提出書類や届出事項については、今後の法律改正や実務検討等により変更される場合があります。

提出日 平成 年 月 日

株式会社 証券保管振替機構 御中

会社名

代表者役職名

氏 名

印

発行代理人及び支払代理人指定申請書

(株式等振替制度用)

当社は、新株予約権付社債（株式等の振替に関する業務規程第2条第5号で定義されるものをいう。）に係る新規記録手続及び払込後から抹消までの手続について、発行者に代わって株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）との間の手続を行う発行代理人及び支払代理人としての指定を申請いたします。また、本申請にあたり、下記の事項を約諾いたします。

記

1. 機構が定める業務規程その他の規則及び機構が講ずる必要な措置に従うこと
2. 機構が定める業務処理の方法に従うこと

以 上

- ・当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、利用させていただきます。
- ・当機構の取り扱う個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ（<http://www.jasdec.com/>）に掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

機構使用欄		

株式会社 証券保管振替機構 御中

会社名
代表者役職名
氏 名

印

株式等振替制度参加に係る届出書
(株式等振替制度＜発行・支払代理人用＞)

株式等振替制度に発行代理人及び支払代理人として参加することに伴い、下記のとおり届け出いたします。

記

1. 登記上の商号・名称

(フリガナ)

2. 登記上の本店所在地・主たる事務所 (外国法人の場合は併せて在日支店所在地をご記入ください。)

(本店所在地) 〒 —
(在日支店所在地) 〒 —

3. 代表者氏名及び代表者届出印

代表者の役職名	代表者の氏名	届出印
(フリガナ)	(フリガナ)	

4. 代表者代理人選任及び届出印 (代表者代理人を選任する場合にご記入ください。)

代表者代理人の役職名	代表者代理人の氏名	届出印
(フリガナ)	(フリガナ)	

(注) 代表者代理人は、業務責任者と同じの方を選任することも可能です。

以 上

- 当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、利用させていただきます。
- 当機構の取り扱い個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ (<http://www.jasdec.com/>) に掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

機構使用欄		

提出日 平成 年 月 日

株式会社 証券保管振替機構 御中

会社名
代表者役職名
氏 名

業務責任者及び業務担当者連絡先届出書

(株式等振替制度＜発行・支払代理人用＞)

1. 業務責任者及び業務担当者の連絡先

業務責任者	所属部署				
	役職名・氏名	(フリガナ)		(フリガナ)	
		役職名		氏名	
	住所	〒 —			
	電話番号	() —			
	FAX番号	() —			
e-mail					
業務担当者	所属部署				
	役職名・氏名	(フリガナ)		(フリガナ)	
		役職名		氏名	
	住所	〒 —			
	電話番号	() —			
	FAX番号	() —			
e-mail					

2. 緊急時連絡用FAX番号

FAX番号(1)	() —
送付先名称(1)	
*30文字以内	
FAX番号(2)	() —
送付先名称(2)	
*30文字以内	

以 上

- 当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、また、本届出に基づく担当者と当機構との間の事務連絡を行うため、利用させていただきます。
- 当機構の取り扱う個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ (<http://www.jasdec.com/>) に掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

機構使用欄		

手数料請求先等に関する届出書

(株式等振替制度用)

提出日 平成 年 月 日

株式会社 証券保管振替機構 御中

会社名
役職名
氏 名

届出印

手数料請求先等について下記のとおり届け出いたします。

記

届 出 種 別		新規	変更	(変更日) 平成 年 月 日			
手数料請求先 (注)	会 社 名						
	部 署 名					※部署名は 10 字以内で御記入願います。	
	郵便番号		—				
	住 所						
	電 話 番 号	()	—				
	F A X 番 号	()	—				
手数料振込先銀行		預金種類：当座預金、 口座名義：(株) 証券保管振替機構					
		銀行名			支店名		口座番号
			三菱東京 UFJ 銀行	(0005)	日本橋支店	(020)	9204370
			三井住友銀行	(0009)	日本橋東支店	(034)	6720511
			りそな銀行	(0010)	日本橋支店	(302)	6204627
			みずほコーポレート銀行	(0016)	兜町証券営業部	(113)	0086102
			三菱 UFJ 信託銀行	(0288)	本店営業部	(110)	0186445
			中央三井信託銀行	(0291)	日本橋営業部	(100)	2301320
			住友信託銀行	(0294)	東京営業部	(410)	0818069
		※毎月の手数料振込銀行を、上記より 1 行ご指定ください。 振込指定銀行を途中で変更される場合は、本届出書を再度ご提出願います。					

(注) 請求先を変更する場合は、変更日の前月 25 日までに本届出書をご提出ください。

以 上

- 当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、また、本届出に基づく担当部署と当機構との間の事務連絡を行うため、利用させていただきます。
- 当機構の取り扱い個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ (<http://www.jasdec.com/>) に掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

機 構 使 用 欄	
間 接	間 接 以 外

（資料） 発行代理人及び支払代理人に係る届出書類 の記載要領

（注） 提出書類や届出事項については、今後の法律改正や実務検討等により変更される場合があります。

1. 届出書類毎の記入方法と記入例について

(1)「発行代理人及び支払代理人」関係

① 発行代理人及び支払代理人指定申請書

ST40-1

提出日 平成 20 年 7 月 5 日

株式会社 証券保管振替機構 御中

会社名 株式会社ほふり
代表者役職名 代表取締役
氏 名 ほふり 太郎

実印

発行代理人及び支払代理人指定申請書
(株式等振替制度用)

機構への提出日(郵送の場合は発送日)をご記入ください(アラビア数字でご記入ください。)

登記上の商号又は名称をご記入ください。

代表者の役職名及び氏名をご記入のうえ、会社の実印(商業登記法第20条1項の規定により登記所に提出された印鑑)を捺印してください。

当社は、新株予約権付社債(株式等の振替に関する業務規程第2条第5号で定義されるものをいう。)に係る新規記録手続及び払込後から抹消までの手続について、発行者に代わって株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)との間の手続を行う発行代理人及び支払代理人としての指定を申請いたします。また、本申請にあたり、下記の事項を約諾いたします。

記

1. 機構が定める業務規程その他の規則及び機構が講ずる必要な措置に従うこと
2. 機構が定める業務処理の方法に従うこと

以 上

・当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、利用させていただきます。

・当機構の取り扱う個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ(<http://www.jasdec.com/>)に掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

機構使用欄		

② 株式等振替制度参加に係る届出書

ST40-2

提出日 平成 20 年 7 月 5 日

機構への提出日(郵送の場合は発送日)をご記入ください(アラビア数字でご記入ください。)

株式会社 証券保管振替機構 御中

会社名 株式会社ほふり
代表者役職名 代表取締役
氏名 ほふり 太郎

実印

登記上の商号又は名称をご記入ください。

株式等振替制度参加に係る届出書

(株式等振替制度<発行・支払代理人用>)

代表者の役職名及び氏名をご記入のうえ、会社の実印(商業登記法第20条1項の規定により登記所に提出された印鑑)を捺印してください。

株式等振替制度に発行代理人及び支払代理人として参加することに伴い、下記のとおり届け出いたします。

記

1. 登記上の商号・名称

(フリガナ) カブシキガイシャホフリ

株式会社ほふり

登記事項証明書に記載されている商号又は名称を正確に記載してください。また、フリガナもご記入ください。

2. 登記上の本店所在地・主たる事務所(外国法人の場合は併せて在日支店所在地をご記入ください。)

(本店所在地)

〒 123 - 4567

東京都中央区ほふり町一丁目1番1号

(在日支店所在地)

〒 -

登記事項証明書に記載されている本店所在地又は主たる事務所を正確に記載してください。

3. 代表者氏名及び代表者届出印

代表者の役職名	代表者の氏名	届出印
(フリガナ) トリシマリヤクシヤチュウ	(フリガナ) ホフリタロウ	
取締役社長	ほふり 太郎	取締役社長之印

代表者の役職名、氏名の記載及び代表者の届出印を捺印してください。また、フリガナもご記入ください。

4. 代表者代理人選任及び届出印(代表者代理人を選任する場合にご記入ください。)

代表者代理人の役職名	代表者代理人の氏名	届出印
(フリガナ) ケッサイブチュウ	(フリガナ) ホフリジロウ	
決済部長	ほふり 次郎	部長印

代表者代理人を選任する場合、代表者代理人の役職名、氏名の記載及び代表者代理人の届出印を捺印してください。また、フリガナもご記入ください。

(注) 代表者代理人は、業務責任者と同一の方を選任することも可能です。

以 上

- 当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、利用させていただきます。
- 当機構の取り扱う個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ(<http://www.jasdec.com/>)に掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

機構使用欄

--	--	--

③ 業務責任者及び業務担当者連絡先届出書

株式会社 証券保管振替機構 御中

ST

提出日 平成 20 年 7 月 5 日

機構への提出日(郵送の場合は発送日)をご記入ください(アラビア数字でご記入ください。)

登記上の商号又は名称をご記入ください。

会社名 株式会社ほふり
代表者役職名 代表取締役
氏名 ほふり 太郎

代表者の役職名及び氏名をご記入ください。

業務責任者及び業務担当者連絡先届出書

(株式等振替制度<発行・支払代理人用>)

1. 業務責任者及び業務担当者の連絡先

業務責任者	所属部署	決済部			
	役職名・氏名	(フリガナ) ケツサイブチョウ	(フリガナ) ホフリジロウ		
	役職名	決済部長	氏名	ほふり 次郎	
	住所	〒 123 - 4567 東京都中央区ほふり町 1 - 1 - 1			
	電話番号	(01) 2345 - 6789			
	FAX番号	(01) 2345 - 9999			
e-mail	jiro_hohofuri.com				
業務担当者	所属部署	決済部			
	役職名・氏名	(フリガナ) チョウサヤク	(フリガナ) ホフリサブロウ		
	役職名	調査役	氏名	ほふり 三郎	
	住所	〒 123 - 4567 東京都中央区ほふり町 1 - 1 - 1			
	電話番号	(01) 2345 - 6789			
	FAX番号	(01) 2345 - 9999			
e-mail	saburo_hohofuri.com				

業務責任者の連絡先をご記入ください。

業務担当者の連絡先をご記入ください。

システム障害発生等の緊急時に、状況をFAXにて一斉にご連絡させていただくための番号をご記入ください。

2. 緊急時連絡用FAX番号

FAX番号(1)	(01) 2345 - 5555
送付先名称(1) *30文字以内	株 式 会 社 ほ ふ り 決 済 部 株 式 対 応 課
FAX番号(2)	() -
送付先名称(2) *30文字以内	

以 上

・当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、また、本届出に基づく担当者と当機構との間の事務連絡を行うため、利用させていただきます。

・当機構の取り扱い個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ (<http://www.jasdec.com/>) に掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

機構使用欄		

(2)「手数料請求先等に関する届出書」関係(共通)

手数料請求先等に関する届出書

(株式等振替制度用)

株式会社 証券保管振替機構 御中

提出日 平成 20 年 7 月 5 日

機構への提出日(郵送の場合は発送日)をご記入ください(アラビア数字でご記入ください。)

会社名 株式会社ほふり

役職名 代表取締役

氏名 ほふり 太郎

登記上の商号・名称をご記入ください。

届出印

手数料請求先等について下記のとおり届け出いたします。

記

代表者の役職名・氏名をご記入のうえ、会社の実印(商業登記法第20条1項の規定により登記所に提出された印鑑)を捺印してください。

届出種別	☐ 新規	☐ 変更	(変更日) 平成 年 月 日	
手数料請求先 (注)	会社名	株式会社ほふり		
	部署名	総務部経理課	※部署名は10字以内でご記入ください。	
	郵便番号	123 - 4567		
	住所	東京都中央区ほふり町1-1-1		
	電話番号	(01) 2345 - 6789		
	FAX番号	(01) 2345 - 9999		
手数料振込先銀行	預金種類: 当座預金、口座名義: (株) 証券保管振替機構			
		銀行名	支店名	口座番号
	☐	三菱東京UFJ銀行 (0005)	日本橋支店 (020)	9204370
		三井住友銀行 (0009)	日本橋東支店 (034)	6720512
		りそな銀行 (0010)	日本橋支店 (302)	6204627
		みずほコーポレート銀行 (0016)	兜町証券営業部 (113)	0006102
		三菱UFJ信託銀行 (0288)	本店営業部 (110)	0186445
		中央三井信託銀行 (0291)	日本橋営業部 (100)	2301320
		住友信託銀行 (0294)	東京営業部 (410)	0818069
※毎月の手数料振込銀行を、上記より1行ご指定ください。 振込指定銀行を途中で変更される場合は、本届出書を再度ご提出願います。				

手数料請求先に関する届出事項をご記入ください。
なお、手数料振込先銀行については、一覧の中から1行を選択してください(複数選択不可。)

(注) 請求先を変更する場合は、変更日の前月 25 日までに本届出書をご提出ください。

以上

- 当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、また、本届出に基づく担当部署と当機構との間の事務連絡を行うため、利用させていただきます。
- 当機構の取り扱い個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ (<http://www.jasdec.com/>) に掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

機構使用欄	
間接	間接以外

2. 届出書類のご記入にあたっての留意点等について

(1)「発行代理人及び支払代理人」関係

書類	項番	留意点等
「発行代理人及び支払代理人指定申請書」(ST40-1)	—	○「会社名・代表者役職名・氏名」は、「印鑑証明書」と同じ内容のものをご記入ください。また、「印」は、会社の「実印」を捺印してください。
「株式等振替制度参加に係る届出書」(ST40-2)	—	○「会社名・代表者役職名・氏名」は、「印鑑証明書」と同じ内容のものをご記入ください。また、「印」は、会社の「実印」を捺印してください。
	1.登記上の商号・名称 2.登記上の本店所在地・主たる事務所	○登記事項証明書に記載されている商号・名称、本店所在地等を正確にご記入ください。
	3.代表者名及び代表者届出印	○「代表者の届出印」は、会社の「実印」とは別の印(例：取締役社長の印)でも登録が可能です。
	4.代表者代理人選任及び届出印	○「代表者代理人」は、機構に対する諸手続を代表者の代理人として行うことができます(必ずしも「代表者代理人」の選任を行う必要はありません。) ○「代表者代理人」を選任する場合に必要な事項をご記入ください。「代表者代理人」の役職の範囲としては、機構との連絡窓口となる部署等の部長又はそれに準ずる役職の方又はその上席の方とします。「代表者代理人」は、「業務責任者」と同一の方を選任することも可能です。
「業務責任者及び業務担当者連絡先届出書」(ST40-3)	—	○捺印は不要です。
	1.業務責任者及び業務担当者の連絡先	—
	2.緊急連絡用FAX番号	○「緊急連絡用FAX番号」については2つ設定することが可能です。

(2)「手数料請求先等に関する届出書」関係(共通)

書類	項番	留意点等
「手数料請求先等に関する届出書」(ST99-2)	—	○既に保管振替制度、短期社債振替制度、一般債振替制度、投資信託振替制度、上場投資信託(ETF)振替制度のいずれかに制度参加されている場合、又は決済照合システムの利用者である場合には、提出が不要となります。なお、今回は該当する会社を送付します(送付されない会社はご提出の必要はありません。)

以上

(3) 資金決済会社の制度参加手続

資金決済会社の制度参加手続(資金決済会社の業務形態)

- 資金決済会社として登録申請をする場合には、資金決済会社の業務形態の中から総合テストの参加届出において機構に届け出た業務形態により申請する必要がある。
- 総合テストの参加届出において払込取扱銀行として届け出た銀行は、資金決済会社登録申請書の中に所定の事項を記載することにより払込取扱銀行としての登録申請をする必要がある。

(資金決済会社の業務形態)

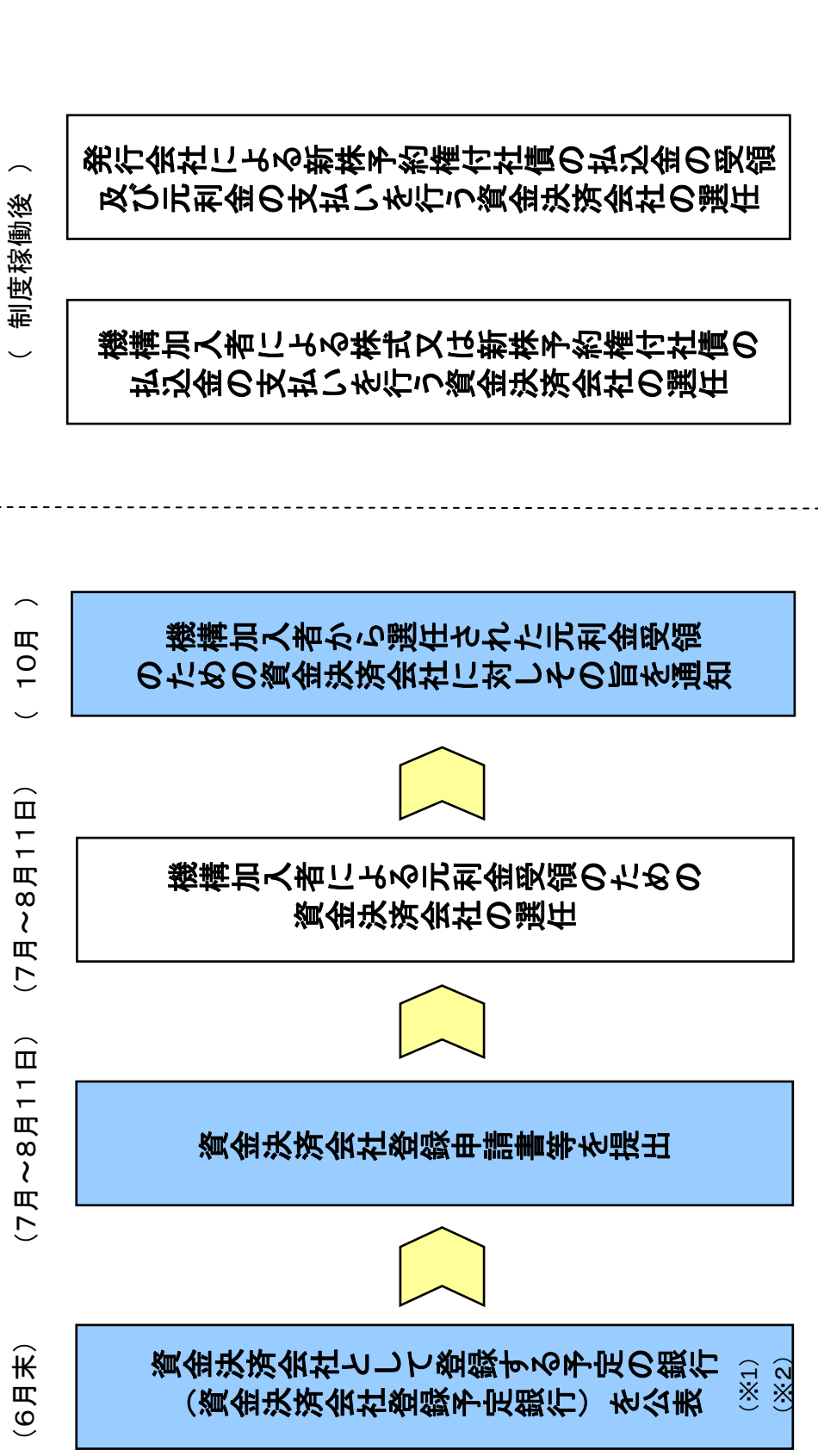
①	機構加入者からの委託を受けて株式又は新株予約権付社債の払込金の支払いを行う。
②	機構加入者自身が資金決済会社となり、自ら株式又は新株予約権付社債の払込金の支払いを行う。
③	機構加入者からの委託を受けて新株予約権付社債の元利金の受領を行う。
④	機構加入者自身が資金決済会社となり、自ら新株予約権付社債の元利金の受領を行う。
⑤	発行会社からの委託を受けて新株予約権付社債の払込金の受領及び元利金の支払いを行う。

※ 機構加入者は、制度参加手続を行う際に機構に登録している資金決済会社の中から、元利金受領のための資金決済会社を1社選任し、機構に通知する。

※ 機構加入者(決済照合システム利用者に限る。)は、発行時DVPを行う際に機構に登録している資金決済会社の中から、株式又は新株予約権付社債の払込金の支払いを行う資金決済会社を1社選任し、決済照合システムに入力する。

※ 発行会社は、振替新株予約権付社債を発行する場合には、機構に登録している資金決済会社の中から、新株予約権付社債の払込金の受領及び元利金の支払いを行う資金決済会社を1社選任し、機構に対し銘柄情報通知により通知する。

資金決済会社の制度参加手続(手続日程)



※1 機構は、6月末に総合テストの参加届出をもとに資金決済会社登録予定銀行を公表する。資金決済会社登録申請書の提出を受けた結果、資金決済会社登録予定銀行に変更が生じた場合には、その内容を8月末に公表する。

※2 資金決済会社登録予定銀行の公表は、当該銀行の名称、資金決済会社コード、当該銀行が行う資金決済会社の業務形態等について行う。



資金決済会社の制度参加手続（提出書類）

	書 類	備 考
1	資金決済会社登録申請書	参考1-1 払込取扱銀行として発行時DVPの際の振替株式の払込金の受領を行う場合には、その旨の記載が必要。
2	株式等振替制度参加に係る届出書	参考1-2 参加形態ごとに提出が必要。
3	業務責任者及び業務担当者連絡先届出書	参考1-3
4	手数料請求先等に関する届出書	参考2 保振制度等、他の制度で既に機構に提出済みの場合は、提出不要。また、新規に制度参加する場合で他の参加形態でも制度参加する場合には、重複して提出不要。
5	登記事項証明書	— 他の参加形態でも制度参加する場合には、重複して提出不要。
6	代表者の印鑑証明書	— 他の参加形態でも制度参加する場合には、重複して提出不要。

※ 提出書類や届出事項については、今後の法律改正や実務検討等により変更される場合があります。

（参考） 資金決済会社に係る届出書類

（注） 提出書類や届出事項については、今後の法律改正や実務検討等により変更される場合があります。

平成 年 月 日

株式会社 証券保管振替機構 御中

会社名

代表者役職名

氏 名

印

資金決済会社登録申請書

(株式等振替制度用)

当社は、株式（株式等の振替に関する業務規程（以下「業務規程」という。）第2条第3号で定義されるものをいう。）及び新株予約権付社債（業務規程第2条第5号で定義されるものをいう。）について、下記の1. に掲げる事項を行う資金決済会社としての登録を申請いたします。また、本申請にあたり、下記の2. の事項を約諾いたします。

記

1. 業務に関する事項

☐	機構加入者からの委託を受けて発行時DVP方式（業務規程第16条第3項で定義される方式をいう。以下同じ。）により株式又は新株予約権付社債の払込金の支払いを行う。
☐	機構加入者となり、発行時DVP方式により自ら株式又は新株予約権付社債の払込金の支払いを行う。
☐	機構加入者からの委託を受けて新株予約権付社債の元利金の受領を行う。
☐	機構加入者となり、自ら自社に係る新株予約権付社債の元利金の受領を行う。
☐	発行者からの委託を受けて発行時DVP方式による新株予約権付社債の払込金の受領及び元利金の支払いを行う。

☐	払込取扱銀行として株式の払込金の受領を行う。
--------------------------	------------------------

(注) 該当するものの全てにチェックを記入してください。

2. 約諾に関する事項

- (1) 機構が定める業務規程その他の規則及び機構が講ずる必要な措置に従うこと
- (2) 機構が定める業務処理の方法に従うこと

以 上

- 当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、利用させていただきます。
- 当機構の取り扱い個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ (<http://www.jasdec.com/>) に掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

機構使用欄		

株式会社 証券保管振替機構 御中

会社名
代表者役職名
氏 名

印

株式等振替制度参加に係る届出書

(株式等振替制度＜資金決済会社用＞)

株式等振替制度に資金決済会社として参加することに伴い、下記のとおり届け出いたします。

記

1. 登記上の商号・名称

(フリガナ)

2. 登記上の本店所在地・主たる事務所 (外国法人の場合は併せて在日支店所在地をご記入ください。)

(本店所在地)
〒 ー
(在日支店所在地)
〒 ー

3. 代表者氏名及び代表者届出印

代表者の役職名	代表者の氏名	届出印
(フリガナ)	(フリガナ)	

4. 代表者代理人選任及び届出印 (代表者代理人を選任する場合にご記入ください。)

代表者代理人の役職名	代表者代理人の氏名	届出印
(フリガナ)	(フリガナ)	

(注) 代表者代理人は、業務責任者と同一の方を選任することも可能です。

5. 資金決済会社コード

金融機関番号	店番号	店名	払込取扱銀行として利用	
			☐ あり	☐ なし
			☐ あり	☐ なし

(注) 日本銀行金融ネットワークシステムの金融機関番号 (4 桁) 及び同店番号 (3 桁) の計 7 桁の数字とします。

以 上

- 当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、利用させていただきます。
- 当機構の取り扱い個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ (<http://www.jasdec.com/>) に掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

機構使用欄		

提出日 平成 年 月 日

株式会社 証券保管振替機構 御中

会社名
代表者役職名
氏 名

業務責任者及び業務担当者連絡先届出書

(株式等振替制度＜資金決済会社用＞)

1. 業務責任者及び業務担当者の連絡先

業務責任者	所属部署				
	役職名・氏名	(フリガナ)		(フリガナ)	
		役職名		氏名	
	住所	〒 —			
	電話番号	() —			
	FAX番号	() —			
e-mail					
業務担当者	所属部署				
	役職名・氏名	(フリガナ)		(フリガナ)	
		役職名		氏名	
	住所	〒 —			
	電話番号	() —			
	FAX番号	() —			
e-mail					

2. 緊急時連絡用FAX番号

FAX番号(1)	() —
送付先名称(1) *30文字以内	
FAX番号(2)	() —
送付先名称(2) *30文字以内	

以 上

- 当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、また、本届出に基づく担当者と当機構との間の事務連絡を行うため、利用させていただきます。
- 当機構の取り扱う個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ (<http://www.jasdec.com/>) に掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

機構使用欄		

手数料請求先等に関する届出書

(株式等振替制度用)

提出日 平成 年 月 日

株式会社 証券保管振替機構 御中

会社名
役職名
氏 名

届出印

手数料請求先等について下記のとおり届け出いたします。

記

届 出 種 別		新規	変更	(変更日) 平成 年 月 日			
手数料請求先 (注)	会 社 名						
	部 署 名	※部署名は 10 字以内で御記入願います。					
	郵便番号	—					
	住 所						
	電話番号	() —					
	F A X 番号	() —					
手数料振込先銀行		預金種類：当座預金、 口座名義：(株) 証券保管振替機構					
		銀行名			支店名		口座番号
		三菱東京 UFJ 銀行 (0005)			日本橋支店 (020)		9204370
		三井住友銀行 (0009)			日本橋東支店 (034)		6720511
		りそな銀行 (0010)			日本橋支店 (302)		6204627
		みずほコーポレート銀行 (0016)			兜町証券営業部 (113)		0086102
		三菱 UFJ 信託銀行 (0288)			本店営業部 (110)		0186445
		中央三井信託銀行 (0291)			日本橋営業部 (100)		2301320
		住友信託銀行 (0294)			東京営業部 (410)		0818069
		※毎月の手数料振込銀行を、上記より 1 行ご指定ください。 振込指定銀行を途中で変更される場合は、本届出書を再度ご提出願います。					

(注) 請求先を変更する場合は、変更日の前月 25 日までに本届出書をご提出ください。

以 上

- 当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、また、本届出に基づく担当部署と当機構との間の事務連絡を行うため、利用させていただきます。
- 当機構の取り扱い個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ (<http://www.jasdec.com/>) に掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

機 構 使 用 欄	
間 接	間 接 以 外

（資料） 資金決済会社に係る届出書類の記載要領

（注） 提出書類や届出事項については、今後の法律改正や実務検討等により変更される場合があります。

1. 届出書類毎の記入方法と記入例について

(1)「資金決済会社」関係

① 資金決済会社登録申請書

株式会社 証券保管振替機構 御中

ST50-1

平成 20 年 7 月 5 日

機構への提出日（郵送の場合は発送日）をご記入ください（アラビア数字でご記入ください。）。

会社名 株式会社ほふり

代表者役職名 代表取締役

氏 名 ほふり 太郎

登記上の商号又は名称をご記入ください。

実印

代表者の役職名及び氏名をご記入のうえ、会社の実印（商業登記法第20条1項の規定により登記所に提出された印鑑）を捺印してください。

資金決済会社登録申請書

（株式等振替制度用）

当社は、株式（株式等の振替に関する業務規程（以下「業務規程」という。）第2条第3号で定義されるものをいう。）及び新株予約権付社債（業務規程第2条第5号で定義されるものをいう。）について、下記の1. に掲げる事項を行う資金決済会社としての登録を申請いたします。また、本申請にあたり、下記の2. の事項を約諾いたします。

記

1. 業務に関する事項

☒	機構加入者からの委託を受けて発行時DVP方式（業務規程第10条第3項で定義される方式をいう。以下同じ。）により株式又は新株予約権付社債の払込金の支払いを行う。
☐	機構加入者となり、発行時DVP方式により自ら株式又は新株予約権付社債の払込金の支払いを行う。
☐	機構加入者からの委託を受けて新株予約権付社債の元金金の受領を行う。
☐	機構加入者となり、自ら自社に係る新株予約権付社債の元金金の受領を行う。
☐	発行者からの委託を受けて発行時DVP方式による新株予約権付社債の払込金の受領及び元金金の支払いを行う。
☒	払込取扱銀行として株式の払込金の受領を行う。

（注）該当するものの全てにチェックを記入してください。

該当する項目全てについて選択してください。

2. 約諾に関する事項

- （1）機構が定める業務規程その他の規則及び機構が講ずる必要な措置に従うこと
- （2）機構が定める業務処理の方法に従うこと

以 上

・当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、利用させていただきます。

・当機構の取り扱い個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ（<http://www.jasdec.com/>）に掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

機構使用欄		

② 株式等振替制度参加に係る届出書

機構への提出日(郵送の場合は発送日)をご記入ください(アラビア数字でご記入ください。)

ST50-

提出日 平成 20 年 7 月 5 日

株式会社 証券保管振替機構 御中

会社名 株式会社ほふり

代表者役職名 代表取締役

氏名 ほふり 太郎

実印

登記上の商号又は名称をご記入ください。

株式等振替制度参加に係る届出書

(株式等振替制度<資金決済会社用>)

株式等振替制度に資金決済会社として参加することに伴い、下記のとおり届け出いたします。

記

1. 登記上の商号・名称

(フリガナ) カブシキガイシャホフリ

株式会社ほふり

登記事項証明書に記載されている商号又は名称を正確に記載してください。また、フリガナもご記入ください。

2. 登記上の本店所在地・主たる事務所 (外国法人の場合は併せて在日支店所在地をご記入ください。)

(本店所在地)

〒 123 - 4567

東京都中央区ほふり町一丁目1番1号

(在日支店所在地)

〒 -

登記事項証明書に記載されている本店所在地又は主たる事務所を正確に記載してください。

3. 代表者氏名及び代表者届出印

代表者の役職名

代表者の氏名

(フリガナ) トリシマリヤクシャチュウ

(フリガナ) ホフリタロウ

取締役社長

ほふり太郎

取締役
社長之
印

代表者の役職名、氏名の記載及び代表者の届出印を捺印してください。また、フリガナもご記入ください。

4. 代表者代理人選任及び届出印 (代表者代理人を選任する場合にご記入ください。)

代表者代理人の役職名

代表者代理人の氏名

(フリガナ) ケツサイブチュウ

(フリガナ) ホフリジロウ

決済部長

ほふり次郎

部長印

代表者代理人を選任する場合、代表者代理人の役職名、氏名の記載及び代表者代理人の届出印を捺印してください。また、フリガナもご記入ください。

5. 資金決済会社コード

金融機関番号

店番号

店名

払込取扱銀行として利用

1

2

3

4

1

2

3

茅場町店

■

あり

□

なし

4

5

6

4

5

6

日本橋店

□

あり

■

なし

(注) 日本銀行金融ネットワークシステムの金融機関番号(4桁)及び同店番号(3桁)の計7桁の数字とします。

資金決済会社コードをご記入ください。なお、払込取扱銀行を兼ねる場合は、払込取扱銀行として利用について「あり」を選択してください。

以上

- ・当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、利用させていただきます。
- ・当機構の取り扱う個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ (<http://www.jasdec.com/>) に掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

機構使用欄

③ 業務責任者及び業務担当者連絡先届出書

機構への提出日（郵送の場合は発送日）をご記入ください（アラビア数字でご記入ください。）。

提出日 平成 20 年 7 月 5 日

株式会社 証券保管振替機構 御中

登記上の商号又は名称をご記入ください。

会社名 株式会社ほふり
代表者役職名 代表取締役
氏名 ほふり 太郎

代表者の役職名及び氏名をご記入ください。

業務責任者及び業務担当者連絡先届出書

（株式等振替制度＜資金決済会社用＞）

1. 業務責任者及び業務担当者の連絡先

業務責任者	所属部署	決済部			
	役職名・氏名	(フリガナ)	ケッサイブチョウ	(フリガナ)	ホフリジロウ
		役職名	決済部長	氏名	ほふり 次郎
	住所	〒 123 - 4567 東京都中央区ほふり町 1 - 1 - 1			
	電話番号	(01) 2345 - 6789			
	FAX番号	(01) 2345 - 9999			
e-mail	jire_h@hofuri.com				
業務担当者	所属部署	決済部			
	役職名・氏名	(フリガナ)	チョウサヤク	(フリガナ)	ホフリサブロウ
		役職名	調査役	氏名	ほふり 三郎
	住所	〒 123 - 4567 東京都中央区ほふり町 1 - 1 - 1			
	電話番号	(01) 2345 - 6789			
	FAX番号	(01) 2345 - 9999			
e-mail	saburo_h@hofuri.com				

業務責任者の連絡先をご記入ください。

業務担当者の連絡先をご記入ください。

2. 緊急時連絡用FAX番号

FAX番号(1)	(01) 2345 - 5555
送付先名称(1) *30文字以内	株 式 会 社 ほ ふ り 決 済 部 株 式 対 応 課
FAX番号(2)	() -
送付先名称(2) *30文字以内	

システム障害発生等の緊急時に、状況をFAXにて一斉にご連絡させていただくための番号をご記入ください。

以 上

・当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、また、本届出に基づく担当者と当機構との間の事務連絡を行うため、利用させていただきます。

・当機構の取り扱い個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ（<http://www.jasdec.com/>）に掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

機構使用欄		

(2)「手数料請求先等に関する届出書」関係(共通)

手数料請求先等に関する届出書

(株式等振替制度用)

株式会社 証券保管振替機構 御中

提出日 平成 20 年 7 月 5 日

機構への提出日(郵送の場合は発送日)をご記入ください(アラビア数字でご記入ください。)

会社名 株式会社ほふり

役職名 代表取締役

氏名 ほふり 太郎

登記上の商号・名称をご記入ください。

届出印

手数料請求先等について下記のとおり届け出いたします。

記

代表者の役職名・氏名をご記入のうえ、会社の実印(商業登記法第20条1項の規定により登記所に提出された印鑑)を捺印してください。

届出種別	☐ 新規	☐ 変更	(変更日) 平成 年 月 日	
手数料請求先 (注)	会社名	株式会社ほふり		
	部署名	総務部経理課	※部署名は10字以内でご記入ください。	
	郵便番号	123 - 4567		
	住所	東京都中央区ほふり町1-1-1		
	電話番号	(01) 2345 - 6789		
	FAX番号	(01) 2345 - 9999		
手数料振込先銀行	預金種類: 当座預金、口座名義: (株) 証券保管振替機構			
		銀行名	支店名	口座番号
	☐	三菱東京UFJ銀行 (0005)	日本橋支店 (020)	9204370
		三井住友銀行 (0009)	日本橋東支店 (034)	6720512
		りそな銀行 (0010)	日本橋支店 (302)	6204627
		みずほコーポレート銀行 (0016)	兜町証券営業部 (113)	0006102
		三菱UFJ信託銀行 (0288)	本店営業部 (110)	0186445
		中央三井信託銀行 (0291)	日本橋営業部 (100)	2301320
		住友信託銀行 (0294)	東京営業部 (410)	0818069
※毎月の手数料振込銀行を、上記より1行ご指定ください。 振込指定銀行を途中で変更される場合は、本届出書を再度ご提出願います。				

手数料請求先に関する届出事項をご記入ください。
なお、手数料振込先銀行については、一覧の中から1行を選択してください(複数選択不可。)

(注) 請求先を変更する場合は、変更日の前月 25 日までに本届出書をご提出ください。

以上

- 当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、また、本届出に基づく担当部署と当機構との間の事務連絡を行うため、利用させていただきます。
- 当機構の取り扱い個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ (<http://www.jasdec.com/>) に掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

機構使用欄	
間接	間接以外

2. 届出書類のご記入にあたっての留意点等について

(1)「資金決済会社」関係

書類	項番	留意点等
「資金決済会社登録申請書」(ST50-1)	—	○ 「会社名・代表者役職名・氏名」は、「印鑑証明書」と同じ内容のものをご記入ください。また、「印」は、会社の「実印」を捺印してください。
「株式等振替制度参加に係る届出書」(ST50-2)	—	○ 「会社名・代表者役職名・氏名」は、「印鑑証明書」と同じ内容のものをご記入ください。また、「印」は、会社の「実印」を捺印してください。
	1. 登記上の商号・名称 2. 登記上の本店所在地・主たる事務所	○ 登記事項証明書に記載されている商号・名称、本店所在地等を正確にご記入ください。
	3. 代表者名及び代表者届出印	○ 「代表者の届出印」は、会社の「実印」とは別の印(例：取締役社長の印)でも登録が可能です。
	4. 代表者代理人選任及び届出印	○ 「代表者代理人」は、機構に対する諸手続を代表者の代理人として行うことができます(必ずしも「代表者代理人」の選任を行う必要はありません。) ○ 「代表者代理人」を選任する場合に必要な事項をご記入ください。「代表者代理人」の役職の範囲としては、機構との連絡窓口となる部署等の部長又はそれに準ずる役職の方又はその上席の方とします。「代表者代理人」は、「業務責任者」と同一の方を選任することも可能です。
	5. 資金決済会社コード	—
「業務責任者及び業務担当者連絡先届出書」(ST50-3)	—	○ 捺印は不要です。
	1. 業務責任者及び業務担当者の連絡先	—
	2. 緊急連絡用FAX番号	○ 「緊急連絡用FAX番号」については2つ設定することが可能です。

(2)「手数料請求先等に関する届出書」関係(共通)

書類	項番	留意点等
「手数料請求先等に関する届出書」(ST99-2)	—	○ 既に保管振替制度、短期社債振替制度、一般債振替制度、投資信託振替制度、上場投資信託(ETF)振替制度のいずれかに制度参加されている場合、又は決済照合システムの利用者である場合には、提出が不要となります。なお、今回は該当する会社を送付します(送付されない会社はご提出の必要はありません。)

以上

(4) 制度移行に関する留意点等

制度移行に関する主な留意点等について

1. 投資口・優先出資の移行に関する取扱いについて
 - (1) 投資口・優先出資に係る新規記録手続
 - (2) 移行時の投資証券に係る預託・交付請求の取扱い
 - (3) 担保に供されている投資口・優先出資に係る取扱い
 - (4) 質権者に関する事項の通知手続
2. 移行時の情報提供請求・個別株主通知に関する留意事項について

投資口・優先出資に係る新規記録手続等

■ 投資口の新規記録手続の概要（優先出資も同様）

- 投資口・優先出資の移行においては、法律上、株式のような転記手続が設けられておらず、発行者による新規記録通知により振替口座簿の記録が行われることになるため、その間、市場取引等が制限されないよう、施行日前日までに機構に預託されていた投資証券・優先出資証券に係る投資口・優先出資については、施行日に新規記録を行うための所要の手続（実質的には株式の転記手続に準じる）を設ける。

	項目	保振制度内（機構預託分）	保振制度外（機構非預託分）
1	新規記録手続	○ 発行者は、機構に対し、機構及び参加者の備える参加者口座簿・顧客口座簿に記録された口数を加入者ごとの投資口として振替口座簿に記録する旨の新規記録通知（書面等を想定）を行う（注1）。 ○ 当該通知を受けた機構は、参加者に対し、その旨を通知する。	○ 発行者は、特別口座に記録すべき投資主等を確定させ、施行日から13営業日の日に、機構に対し、新規記録通知を行う。 ○ 通知を受けた機構は、施行日から14営業日目の日に、特別口座を開設する口座管理機関に対し、新規記録通知を行う。
2	新規記録日	○ 施行日（注2）	○ 施行日から15営業日目の日

（注1） 参加者や発行者は、投資主等に対し、保護預り約款の交付等により、投資証券の移行手続等について、事前に承諾の取得や周知を図る必要がある。
（注2） 施行日に投資証券は無効となる。

■ 移行時の投資証券に係る預託・交付請求の取扱い（優先出資証券も同様）

- ①電子化の対象となる商品ごとの取扱いを統一することで関係者の混乱を回避できること、
②預託率が高水準であること等の理由から、施行日の2週間前の日から施行日の前日までの間、預託及び交付の請求の受付を停止する取扱いとする。

担保に供されている投資口・優先出資に関する取扱い(1)

■ 投資証券(優先出資証券)に係る担保の移行手続に関する留意事項について

項目	内容	考えられる対応
投資証券の移行手続における留意点について	○ 投資証券の移行手続について、投資主名簿に記録されたものが振替制度への移行対象(新規記録通知の対象)となることから、投資主名簿を確定させるため、預託投資証券につき、施行日前日の実質投資主通知をすることになる。 ○ この際に、譲渡担保権者(担保の種類が略式譲渡担保)が他の者を実質投資主である旨の申出をした場合には、当該他の者の口座に預託投資証券に係る投資口を記録する必要がある(投資主名簿に記録されている投資主等に振替投資口を新規記録する必要がある。)	○ 施行日前日までに担保に差し入れられている投資口を譲渡担保権設定者(投資主)へ返戻する必要がある(「施行日前日の実質投資主通知」における「担保突合」は制限されることになる。) ○ 譲渡担保権者は、あらかじめ譲渡担保権設定者の同意を得ておくことで、施行日において、一旦、振替投資口が新規記録された譲渡担保権設定者の振替口座から譲渡担保権者の振替口座に当該振替投資口を振り替える処理をすることが考えられる。

※1 振替制度の質権口座で預託投資証券に係る投資口を管理している場合には、施行日前日の実質投資主通知に加え、質権者に関する事項が機構を通じて発行者に通知され、投資主名簿に記録されることになる。そのため、当該質権者の口座に投資口が新規記録されることになる。なお、投資証券については一斉移行日において一斉に無効となる。

※2 優先出資証券についても同様の取扱いとなる。



担保に供されている投資口・優先出資に関する取扱い(2)

■ (参考1-2) 投資口に係る銘柄コード一覧(平成20年4月30日時点)

	銘柄コード	銘柄名
1	3226	日本アコモデーションファンド投資法人
2	3227	MIDリート投資法人
3	3229	日本コマースリアル投資法人
4	3234	森ヒルズリート投資法人
5	3240	野村不動産レジデンシャル投資法人
6	3249	産業ファンド投資法人
7	8720	ベンチャー・ビジネス証券投資法人
8	8721	ベンチャー・リヴァイタイズ証券投資法人
9	8951	日本ビルファンド投資法人
10	8952	ジャパンリアルエステイト投資法人
11	8953	日本リテールファンド投資法人
12	8954	オリックス不動産投資法人
13	8955	日本プライムリアルティ投資法人
14	8956	プレミア投資法人
15	8957	東急リアル・エステート投資法人
16	8958	グローバル・ワン不動産投資法人
17	8959	野村不動産オフィスファンド投資法人
18	8960	ユナイテッド・アーバン投資法人
19	8961	森トラスト総合リート投資法人
20	8962	日本レジデンシャル投資法人
21	8963	東京グロースリート投資法人
22	8964	フロンティア不動産投資法人

■ (参考1-2) 優先出資に係る銘柄コード一覧(平成20年4月30日時点)

	銘柄コード	銘柄名
1	8421	信金中央金庫

	銘柄コード	銘柄名
23	8965	ニューシティ・レジデンス投資法人
24	8966	クレッシェント投資法人
25	8967	日本ロジスティクスファンド投資法人
26	8968	福岡リート投資法人
27	8969	プロスペクト・レジデンシャル投資法人
28	8970	ジャパン・シングルレジデンス投資法人
29	8972	ケネディクス不動産投資法人
30	8973	ジョイント・リート投資法人
31	8974	ラサール ジャパン投資法人
32	8975	FCレジデンシャル投資法人
33	8976	DAオフィス投資法人
34	8977	阪急リート投資法人
35	8978	アドバンス・レジデンス投資法人
36	8979	スターツプロリート投資法人
37	8980	エルシーピー投資法人
38	8981	ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人
39	8982	トップリート投資法人
40	8983	クリード・オフィス投資法人
41	8984	ビ・ライフ投資法人
42	8985	日本ホテルファンド投資法人
43	8986	リプラス・レジデンシャル投資法人
44	8987	ジャパンエクスレント投資法人

担保に供されている投資口・優先出資に関する取扱い(3)

■ (参考2)新株予約権付社債に係る担保の移行手続に関する留意事項について

項目	内容	考えられる対応
新株予約権付社債券の移行手続における留意点について	○ 新株予約権付社債券の移行手続について、機構が備える振替受入簿に記録がされたものが振替制度への移行対象となる。振替受入簿への記録の請求ができるのは社債権者に限られ、質権者は申請することはできない(社振法附則第41条2項、同附則第14条1項)。 ○ そのため、保振制度において、新株予約権付社債が質権口座で管理されている場合には、「集中移行方式」によって質権者の振替口座(質権欄)に新規記録することができない。一方、新株予約権付社債については、施行日に交付請求がされたものとみなされる(決済合理化法附則第31条参照)。	○ 保振制度において新株予約権付社債が質権口座で管理されている場合の取扱いについては、以下の方法が想定される。 (1) 質権者(及び口座管理機関となる参加者)はあらかじめ質権設定者の同意を得ておくことで、施行日において、一旦、新株予約権付社債を振替口座に新規記録手続を行い(「集中移行方式」、質権者の振替口座に当該新株予約権付社債を振り替える。 (2) 施行日の2週間前の日の前日までに新株予約権付社債券を機構から交付を行い、施行日以降において、現物での担保管理を行う(新株予約権付社債券は振替受入簿への記録がされない限り無効とならない)。

※ 譲渡担保権者は、社債権者として、振替受入簿への記録の請求についての申請ができると考えられる。



質権者に関する事項の通知手続

- 施行日前日の預託投資証券の投資口及び優先出資に係る質権者に関する事項の通知(概要)
 - 保振制度で取り扱われている投資証券に係る投資口については、機構及び参加者は、「施行日前日の実質投資主通知」を行うこと(決済合理化法附則第14条関係)に加え、当該投資口が施行日において振替投資口となる場合には、当該投資口に係る施行日前日の質権者に係る事項を通知する必要があります(決済合理化法附則第15条第2項)。
 - 「施行日前日の実質投資主通知」に関する機構への報告については、株式の場合に準じて行う(「総株主通知の仕組みに準じた実施株主通知」)こととなりますが、この場合、「記録先加入者口座コード」「質属性区分」を報告する機能は制限されています(つまり、施行日後の総投資主通知に係る報告と同じ対応をとることができません)。
 - このようなこともあり、また移行時のみの対応となることから、当該投資口に係る施行日前日の質権者に係る事項の通知に関する機構への報告については、制度要綱においては、「外部記録媒体」により報告・通知することと整理しています。
 - なお、データの授受日程は、「施行日前日の実質株主通知」の日程に同様とするものと想定しています。

＜参加者が機構へ提出するデータ(イメージ)＞

項目		内容
1	機構への報告事項(データレコード)	① 機構加入者コード ② 銘柄コード ③ 投資主(質権設定者)の加入者口座コード ④ 報告数量 ⑤ 記録先加入者口座コード(質権者に係る加入者口座コード) 等
2	データの形式	ファイル伝送データ
3	外部記憶媒体の種類	CD-R又はDVD-R

＜機構が発行者(投資主名簿等管理人等)へ通知するデータ(イメージ)＞

- 機構から発行者(投資主名簿等管理人等)へ通知するデータについては、「総株主通知データ(株式数情報)」及び「総株主通知データ(株主情報)」と同等のもの(ファイル伝送データ)とする。ただし、当該データの授受については外部記憶媒体(DVD-R)により行うものとする。

※1 優先出資の場合についても同様の取扱いとなります。

※2 登録投資口質、特例投資口質に係る投資口については、質権者の特別口座(質権欄)に新規記録されるため、当該手続の対象外となります。

移行後の情報提供請求・個別株主通知に関する留意事項について

■ 転記手続

株式等決済合理化法附則7条では、振替機関及び参加者は、施行日において、振替法における振替口座簿に、保振法における保管振替機関の参加者口座簿や参加者の顧客口座簿の記録事項（「顧客の氏名及び住所」、「銘柄」、「銘柄ごとの数」等）に加え、振替法第129条第3項第6号の事項（「増減の履歴」）も記録しなければならないとされ、この施行日における「増減の履歴」の具体的な記録事項として、以下の項目を記録することが予定されている。

①「増加又は減少の別」	○「増加した旨」
②「増加又は減少した数」	○「増加した数(=転記した数)」
③「増加又は減少の記録がされた日」	○「施行日」

もっとも、この参加者口座簿や顧客口座簿の記録事項を振替口座簿に転記する手続きの趣旨は、「株式等決済合理化法附則七条は、『口座の開設をしなければならない』とか、『〇〇の事項を記載し、又は記録しなければならない』と規定しているので、本文では『転記される』という表現を用いたが、これは、物理的に、保振法上の口座とは別に二重に電子データを作ることの意味するものではなく、当該口座を社債等振替法上の口座として利用することができるよう措置を講ずれば足りる」(注)とされている。

このため、個々の参加者においては、振替口座簿に記録（転記）する施行日当日の「銘柄ごとの数」及び「増減の履歴」について、例えば、ある銘柄について転記の対象となった数が1000株であるときに、①「銘柄ごとの数：1000株、増減の履歴：+1000株」としたり、②施行日に転記した旨を確認できる措置を講じた上で、「銘柄ごとの数：1000株」とする対応（つまり施行日前日における顧客口座簿の最終の記録を振替口座簿の記録として利用するという対応）をとることも考えられる。

(注) 始関正光「株券等不発行制度・電子公告制度の導入」(別冊商事法務No. 286)P117(注7)引用。

株式等振替制度において、口座管理機関は、機構から発行会社による情報提供請求（全部情報）の取次ぎを受けた場合に、「振替口座簿記録事項報告データ」を機構に対して通知することが義務付けられる。

この「振替口座簿記録事項報告データ」では、発行会社の指定する対象期間中の各日について「対象日残高」（対象日の業務終了時において振替口座簿に記録された数）と「増減数量」（「対象日残高」と「対象日前営業日の残高」の差分）を報告する必要があるが、前述のとおり、施行日における転記に複数の対応がありうることから、施行日を対象日とする「振替口座簿記録事項報告データ」の取扱い等を整理した。

なお、この取扱いについては、「個別株主報告データ」の作成の際にも適用される。



移行後の情報提供請求・個別株主通知に関する留意事項について

■ 情報提供請求及び個別株主通知に関する留意事項（発行会社）

口座管理機関における転記に係る取扱いを踏まえ、情報提供請求及び個別株主通知において、以下の取扱いとする。

情報提供請求（全部情報）	機構に通知する「情報提供請求（全部情報）取次ぎデータ」に係る「対象期間」には、施行日（1／5）以降の日付を設定しなければならない（施行日（1／5）には当該請求を行ってはならない。）。 また、機構から通知される「振替口座簿記録事項通知データ」における施行日（1／5）の「増減数量」は読み捨てる。
情報提供請求（部分情報）	情報提供請求（部分情報）を、施行日（1／5）に行ってはならない。
個別株主通知	機構から通知される「個別株主通知データ（株式数情報）」における施行日（1／5）以前の情報（施行日の「増減数量」を含む。）が含まれる場合には、これを読み捨てる。

なお、当該取扱いは、株式等振替制度移行後に新たに取扱いを開始する銘柄についても準用する（施行日を取扱開始日と読み替える。）。

■ 情報提供請求及び個別株主通知に関する留意事項（口座管理機関）

口座管理機関は、「振替口座簿記録事項報告データ」中の施行日当日を対象日とする「増減数量履歴データレコード」について、以下の①から③までの取扱いのいずれかにより作成する。「個別株主報告データ（増減数量履歴）レコード」についても同様とする。

なお、口座管理機関は、施行日前の日を対象期間とする「情報提供請求（全部情報）取次ぎデータ」又は「個別株主通知予定日データ」若しくは「個別株主報告依頼データ」が通知されたときは、施行日前の各対象日の「増減数量」及び「対象日残高」の双方に「0」を設定しなければならない。

① 施行日前日の口座残高を「0」とする取扱い

増減数量に施行日の業務終了時において振替口座簿に記録された数と同一の数を設定する。

（例）

レコード区分		通知項目								
データ	D2	機構加入者	加入者口座	銘柄	記録先加入者口座	受付番号	対象日	符号	増減数量	対象日残高
	D2	A証券	A60-001	S銘柄	A60-001	2009020200000001	090105	+	1000	1000



移行後の情報提供請求・個別株主通知に関する留意事項について

② 施行日における増減を一切考慮しない取扱い

増減数量に常に「0」を設定する（施行日の日中の振替等によって増減が生じているか否かにかかわらず、常に増減数量を「0」と設定する。）。

（例）

レコード区分		通知項目								
データ	D2	機構加入者	加入者口座	銘柄	記録先加入者口座	受付番号	対象日	符号	増減数量	対象日残高
	D2	A証券	A60-001	S銘柄	A60-001	2009020200000001	090105	△	0	1000

※△：スペースを設定。

③ 施行日前日の顧客口座簿上の口座残高を考慮した取扱い

増減数量には、施行日の業務終了時において振替口座簿に記録された数と、施行日前日の顧客口座簿に記録された数の差分を設定する（この場合、施行日の日中の振替等によって増減が生じた場合には、当該数を増減数量に設定することになる。ここでは、施行日の日中の振替により、1,000株の減少が生じた場合の例を記載している。）。

（例）

レコード区分		通知項目								
データ	D2	機構加入者	加入者口座	銘柄	記録先加入者口座	受付番号	対象日	符号	増減数量	対象日残高
	D2	A証券	A60-001	S銘柄	A60-001	2009020200000001	090105	-	1000	1000

※その他、データセットの詳細については、「株式等振替システム 株主通知関係データ接続仕様書（機構加入者用）」及び「振替口座簿記録事項報告データセット例」を参照。

なお、当該取扱いは、株式等振替制度移行後に新たに取扱いを開始する銘柄についても準用する（施行日を取扱開始日と読み替える。）。

2. 株式等振替制度におけるTargetを用いた手続について

1. 株式等振替制度に係る書類等の授受



■ 主要な書類の授受方法

	書類	授受方法
1	口座開設申請書等	郵送又は機構窓口
2	区分口座開設申請書、機構への届出事項の変更等	Target保振サイト
3	残高証明書等及びその請求書	Target保振サイト(交付は、郵送も可)

※上記以外の書類の授受方法については、現在、検討中

■ Target保振サイトによる書類の届出等

項目	内容	備考
目的	○株券の預託・交付を目的とした機構⇄参加者間の往来がなくなることに伴い、機構と機構加入者の間で授受する情報の電磁化をすすめ、迅速・安全な情報授受の実現と業務の効率化等を図る。	✓ Target保振サイトは、安全性、冗長性が確保されている。
届出等の方法	○所定のテンプレートファイル又はCSV作成ツールを用いて作成した届出書又はCSVファイルをTarget保振サイトに添付して届出等を行う。	✓ 各書類の届出方法を記載した通知要領の配布を予定 ✓ 残高証明書等の交付方法については、次頁以下を参照
その他	○「Targetの利用に関する確認書」又は「Targetシステム利用申込書」の提出 ○各種書類の届出担当者のTargetIDに、届出等を可能とするための職務の設定(株券電子化後)	✓ 職務の設定方法については、「ユーザグループ管理者向けマニュアル」を参照



2. 株券電子化後における残高証明書等の交付

■概要

内容	備考
○株券電子化後の残高証明書等の請求及び交付は、Target保振サイトにより行う。 ○残高証明書等の交付者が機構であること及び交付後の改ざんがないことが検証でき るよう残高証明書等に電子署名を付すこととする。 ○Target保振サイトのIDの不正利用等による、残高証明書等の外部漏洩にともなう機 構加入者の機密情報の漏洩等を防止するため、電子証明書による公開鍵暗号の 仕組みを用いて残高証明書等の暗号化を行うこととする。	✓ 郵送による交付も行う。 ✓ 残高証明書等のファイル形式 は、PDFとする。

■Target保振サイトによる交付の対象とする残高証明書等

制度等	残高証明書等の名称	備考
1 株式等振替制度	(1) 機構加入者別口座残高表 (指定無し・譲渡担保・質権) (2) 機構加入者別口座処理明細表 (指定無し・譲渡担保・質権)	✓ 株式等振替制度の残高証明書等に は、外国株券等保管振替決済制度の残高 を含む。
2 株券等保管振替制度	(1) 参加者口座簿写し (2) 口座処理明細	✓ 株券電子化後1ヶ月の間は、機構事務所 窓口での交付とする。
3 外国株券等保管振替 決済制度	(1) 預託外国株券等残高証明書	✓ 外国株券等保管振替決済制度のみの残 高が必要な場合に交付
4 一般振替DVP制度	(1) 参加者基金預託残高証明書 (2) 担保指定証券預託残高証明書 (3) 振込国債預託残高証明書	

※短期社債振替制度、一般債振替制度、投資信託振替制度に関する残高証明書等は、従来どおりの請求・交付方法とする。

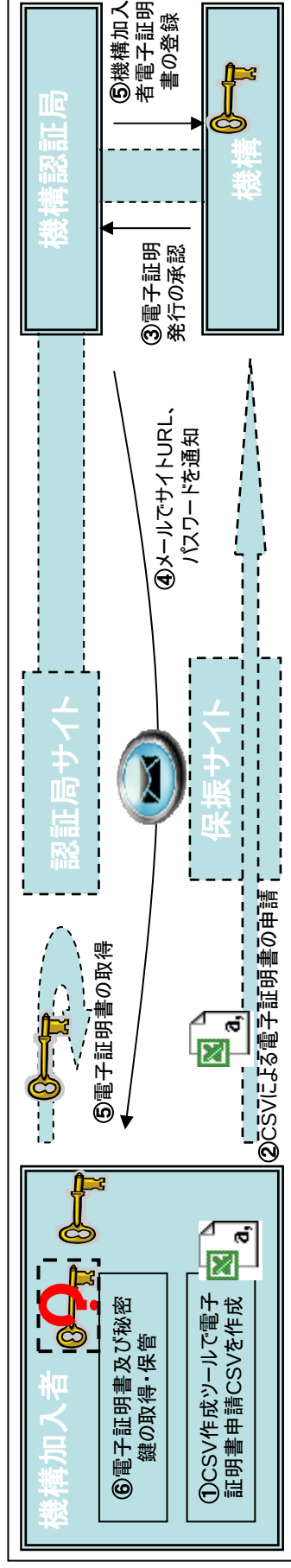
3. Target保振サイトによる残高証明書等の交付手続～概要



■ 電子証明書の申請、取得(①～⑥)

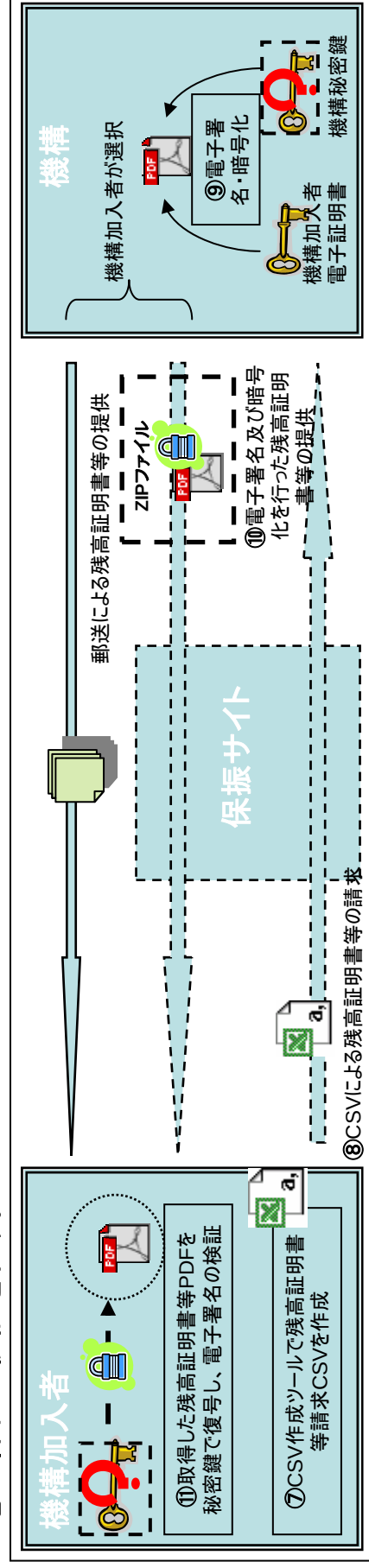
機構加入者は、Target保振サイト及び認証局サイト※を通じて、残高証明書等の暗号化及び復号に用いる電子証明書の発行申請及び取得を行います。

※認証局サイトとは、機構が発行する電子証明書の取得、確認を行うためのサイトのこと



■ 残高証明書等の請求、取得(⑦～⑪)

機構加入者は、Target保振サイトを通じて、残高証明書等を請求・取得し、残高証明書等の復号及び電子署名の検証を行う。

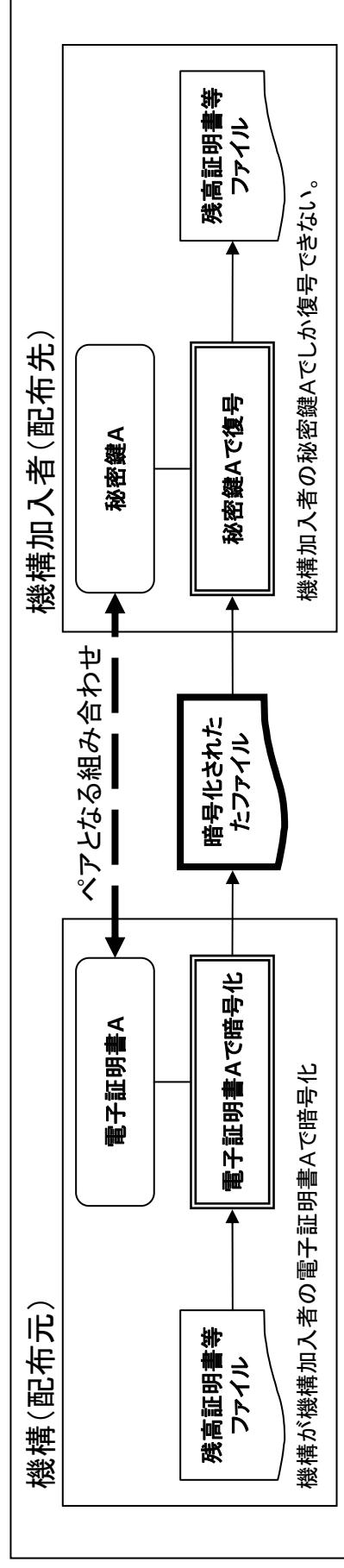


4. 関連する主な用語の解説



項目	内容
電子証明書	○残高証明書等の暗号化においては、残高証明書等のファイルを開くことが出来ないようにファイルに錠前を掛ける役割を果たす。公開鍵ともいう。
秘密鍵	○残高証明書等の暗号化においては、ファイルに掛けられた錠前を外すための鍵の役割を果たす。機構加入者が電子証明書を取得する際に、機構加入者の端末内で生成される。
暗号化	○残高証明書等のファイルを第三者が開くことが出来ないようにファイルに錠前を掛けること。機構が機構加入者の電子証明書をを用いて残高証明書等に暗号化を行う。
復号	○残高証明書等のファイルに掛けられた錠前を外すこと。電子証明書Aで暗号化したファイルは、電子証明書Aのペアとなる秘密鍵Aでしか復号できない。
電子署名	○残高証明書等のファイルに機構の秘密鍵を用いてサインを行うこと。機構の秘密鍵は、機構以外には所有することができないので、機構の電子署名があるものは機構が作成したものであることを検証できる。また、ファイルの改ざんを行った場合、電子署名が無効となり改ざんが検証できる。
認証局	○電子証明書の発行申請を承認し、電子証明書の発行を行う者のこと。機構が認証局となる。

■暗号化・復号のイメージ



5. Target保振サイトによる残高証明書等の交付手続～①



項目	内容	備考
①電子証明書の申請	○機構加入者は、Target保振サイトからダウンロードしたCSV作成ツールを用いて、電子証明書の発行を申請するCSV（以下「申請CSV」という。）を作成し、申請CSVをTarget保振サイトに添付して機構に提出する。 ○申請CSVの主要な入力項目 1.機構加入者コード、会社名等の会社情報 2.電子証明書の申請管理者の部署名、氏名、連絡先、メールアドレス等 （電子証明書の申請管理者とは、機構加入者の機構に対する電子証明書の申請窓口のこと。取得済みの電子証明書の利用担当者の管理、電子証明書の更新、無効化等の手続を行う。） 3.電子証明書の利用担当者の部署名、氏名、連絡先、メールアドレス等 （電子証明書の利用担当者とは、電子証明書申請管理者の電子証明書申請後、電子証明書を取得し、残高証明書等の請求・取得を行う実務担当者のこと）	✓ 機構加入者の複数の部署が残高証明書等を請求し、復号することができるよう電子証明書は、機構加入者一社につき、4枚まで取得できるものとする。 ✓ 電子証明書の利用担当者と電子証明書の申請管理者とは、兼任可能

5. Target保振サイトによる口残高証明書等の交付手続～②



項目	内容	備考
②電子証明書の取得	○機構は、機構加入者からの申請CSVの受領後、電子証明書の発行を承認した場合、認証局サイト(電子証明書の発行を行うサイト)のURL及び電子証明書を取得するためのパスワードを、電子証明書の利用担当者に対してそれぞれ異なるメールで配信する。 ○電子証明書の利用担当者は、認証局サイトにアクセスし、電子証明書を取得する。電子証明書の取得時に、端末のOS領域内に、秘密鍵が生成される。 ○機構加入者が電子証明書を取得すると、機構のシステムに機構加入者の電子証明書が登録される。	✓ 認証局サイトのURLは、電子証明書の発行の都度、異なるものとなる。(ワンタイムURL) ✓ 機構は、電子証明書の発行時に、機構加入者の電子証明書を取得する。 ✓ 機構は、機構加入者の電子証明書をを用いて、残高証明書等の暗号化を行う。

5. Target保振サイトによる残高証明書等の交付手続～③



項目	内容	備考
③残高証明書等の請求	○電子証明書の利用担当者は、Target保振サイトからダウンロードしたCSV作成ツールを用いて、残高証明書等を請求するCSV（以下「請求CSV」という。）を作成し、請求CSVをTarget保振サイトに添付して機構に提出する。 ○請求CSVの主要な入力項目は、次のとおり 1.機構加入者コード、住所、会社名等の会社情報 2.電子証明書の利用担当者の部署名、氏名、電話番号、メールアドレス 3.請求目的、交付区分（Target又は郵送）、送付先住所（郵送の場合のみ） 4.電子証明書番号（01～04） 5.請求区分、区分口座コード（口座系コード）、銘柄コード、請求期間、証券種別、請求内容（口座簿記録事項証明書又は口座簿記録事項情報の別）	✓ 残高証明書等の請求は、Target保振サイトによる方法のみとし、郵送又は窓口での請求は、受け付けない。 ✓ 請求CSVの主要な項目のうち、1.及び2.については、CSV作成ツールに保存され、変更がない限り、次の請求時にもそのまま利用できる仕様とする予定 ✓ 電子証明書番号の選択により、残高証明書等を暗号化する電子証明書を指定する。 ✓ 監査人等の業務委託先を利用担当者として指定する場合は、郵送による交付は選択できない。

5. Target保振サイトによる残高証明書等の交付手続～④・⑤



項目	内容	備考
④ 残高証明書等の取得・番号・検証	○ 機構加入者の電子証明書の利用担当者は、Target保振サイトから電子署名・暗号化が行われた残高証明書等のファイルのダウンロードを行う。 ○ 秘密鍵がインストールされた端末で、電子署名・暗号化が行われた残高証明書等のファイルの復元を行う。 ○ 復元した残高証明書等のファイルの機構（又はほくり）の印影イメージに電子署名の検証結果のアイコンが表示される。	✓ 残高証明書ファイルは、EXEファイルをZIPで圧縮したものとなる。 ✓ 復元は、秘密鍵がインストールされた端末に、電子証明書の利用者のIDでログインした場合のみ可能 ✓ 電子署名の検証には、Acrobat-Reader等の所定の設定が必要
⑤ 電子証明書の管理	○ 電子証明書の申請管理者は、電子証明書の更新・無効化及び申請管理者の変更手続を、電子証明書の新規取得時と同じ方法で行う。 ○ 電子証明書の利用担当者は、秘密鍵がインストールされた端末の不正利用がないように、厳重に管理する。	✓ 電子証明書有効期限は、新規取得・更新時から2年後とする予定 ✓ 電子証明書を無効にする必要があるのは、監査人を利用担当者とする場合の監査人の交代等 ✓ 秘密鍵は、端末外部への持ち出し不可



6. システム制約事項等及び手数料

■システム制約事項

OS: Windows XP又はVista ブラウザ: Internet Explorer 6又は7 PDFビューワー: Adobe Acrobat Reader 7又は8
--

■株式振替制度に関する残高証明書等の交付に係る手数料

交付方法	手数料	備考
Target保振サイトによる 交付	1件につき500円	✓ 同日、同制度、同一の内訳の請求であれば1件として計算する。
書面による交付	証明書1通につき500円 ただし、1通の枚数が10枚を超える ものについては、10枚を超えた枚 数1枚につき10円を加算する。 また、送付1件につき、1,000円を 加算する。	✓ 同日、同制度、同一の内訳の請求であれば1通として計算する。 ✓ 送付1件とは、残高証明書等の書面を送付する箱のこと。送付の際に用いる箱の数に応じて1,000円を加算する。

※内訳とは、口座残高表又は口座処理明細表の別のこと

※外国株券保管振替決済制度及び一般振替DVP決済制度の残高証明書等の交付に係る手数料については、別途、通知予定

7. リハーサル実施概要



電子証明書の申請及び取得、残高証明書等の請求、取得、復号、電子署名の検証のリハーサルを次のとおり予定しています。ご協力お願いいたします。

項目	内容	備考
対象者	現在、保管振替制度に参加しており、株式等振替制度に機構加入者として参加予定の金融機関等を対象とする。	✓ 間接口座管理機関は、対象外とする。
実施期間	本年9月8日（月）～9月19日（金）を予定	
リハーサル手順	① ユーザグループ管理者IDを用いて、テスト参加担当者のユーザIDに職務の設定を行う。 ② Target保振サイトからCSV作成ツールを取得 ② CSV作成ツールを用いて電子証明書申請CSVを作成し、Target保振サイトで機構に送付 ③ 認証局から配信されるサイトURL、パスワードにより認証局サイトから電子証明書の取得 ④ CSV作成ツールを用いて残高証明書等請求CSVを作成し、Target保振サイトを用いて機構に送付 ⑦ Targetから署名・暗号化された残高証明書等PDFファイルを取得 ⑧ 残高証明書等ファイルの復号、電子署名の検証の実施 ⑨ リハーサル終了	✓ 監査人等の業務委託先がリハーサルに参加する場合、機構加入者は、監査人用に新規のユーザIDを作成し、監査人に交付する。 ✓ 機構から提供する残高証明書等ファイルの内容は、すべてダミーとする。 ✓ リハーサル実施前に、参加者通知等によりリハーサルの実施日程及び手順を通知予定



(参考1) 電子証明書の申請管理者と利用担当者の役割等

名称	主たる役割	担当者変更時の申請方法	機構から配信されるメール	外部委託	備考
申請管理者	○ 電子証明書の新規発行、更新、無効化の申請 ○ 発行済み電子証明書及び利用担当者の把握	申請CSV	○ 電子証明書更新督促通知 （当該機構加入者に発行したすべての電子証明書） ○ 電子証明書取得督促通知	不可	✓ 電子証明書の利用担当者との兼任も可能
利用担当者	○ 電子証明書の取得 ○ 秘密鍵の管理 ○ 残高証明書等の請求、取得、復号	請求CSV	○ 電子証明書発行通知（ウェブサイトURL） ○ 電子証明書認証情報通知（パスワード） ○ 電子証明書取得督促通知 ○ 請求CSVエラー通知 ○ 残高証明書再請求依頼通知 ○ 電子証明書更新督促通知 （利用担当者が管理する電子証明書）	可	✓ 複数部署のそれぞれ担当者が残高証明書等の請求、取得、復号を行う場合は、それぞれの担当者を電子証明書の利用担当者とする。



(参考2) 監査人等の業務委託先による残高証明書等の請求等に関する手続

項目	内容	備考
ユーザIDの作成及び交付	○機構加入者は、監査人等の業務委託先がTarget保振サイトを利用し口座簿等の請求及び取得が可能となるようユーザグループ管理者IDを用いてユーザIDを新規に作成し、残高証明書等の請求及び交付に係る職務の設定を行い、業務委託先の担当者に交付する。	✓ユーザIDの作成は、サブグループ管理者IDでも可能 ✓手数料明細等の残高証明書等の請求及び交付に関係しない職務の設定は不要
電子証明書の申請及び取得	○機構加入者の電子証明書申請管理者は、監査人等の業務委託先が暗号化された残高証明書等の復号が可能となるように、業務委託先の担当者を電子証明書の利用担当者とする電子証明書の発行申請を行う。監査人等の業務委託先の利用担当者は、電子証明書を取得する。	✓申請CSVの項目のうち、会社名、利用担当者の部署名は、機構加入者のものを申請する。
残高証明書等の請求及び取得	○監査人等の業務委託先の利用担当者は、Target保振サイトからCSV作成ツールを取得し、残高証明書等の請求を行い、電子署名・暗号化された残高証明書等を取得する。 ○監査人等の業務委託先の利用担当者の端末にインストールされた秘密鍵で残高証明書等の復号を行う。	✓郵送で残高証明書等を交付する場合、送付先は、機構加入者のみとなり、監査人等の業務委託先は対象外となる。
その他	○監査人の変更等の際には、Target保振サイトのユーザID及び電子証明書の無効化が必要となる。	✓ユーザID及び電子証明書の無効化を行わなかった場合、不正利用が生じるおそれがあるので注意

(参考3) 残高証明書等の電子署名及び暗号化の仕組み

■ 電子署名の仕組み

【電子署名】

- ① 残高証明書等PDFのハッシュ値を求め、機構の秘密鍵で暗号化して電子署名を作成する。
- ② 残高証明書等PDFに機構の電子証明書と電子署名を付す。

【検証】

- ③ 機構加入者の端末で、残高証明書等PDFの再計算したハッシュ値と、機構の電子証明書により復号した電子署名に含まれるハッシュ値を比較する。
ハッシュ値が一致⇒改ざん無し、ハッシュ値が不一致⇒改ざん有り
⇒改ざんの有無の検証
- ④ 電子署名に付された電子証明書の所有者の情報を表示
⇒ 残高証明書等の作成者が機構であることを確認
- ⑤ 電子署名の検証時にインターネットに接続し、認証局のサイトで失効リスト情報（無効な電子証明書の情報）を確認
⇒ 電子証明書の失効有無の確認

■ 暗号化の仕組み

【暗号化】

- ① 機構は、機構加入者が残高証明書等PDFの暗号化のために指定した電子証明書（公開鍵）を用いて、暗号化アルゴリズムにより残高証明書等PDFを暗号化し、復号のためのプログラムを付加して、EXEファイル形式とする。更にファイルの圧縮のため、ZIPファイル形式とする。

【復号】

- ② 機構加入者は、Target保振サイトからZIPファイルをダウンロードする。ZIPファイルの中にあるEXEファイルをクリックすると復号アルゴリズムが実行され、端末のブラウザにインストールされている暗号化を行った電子証明書（公開鍵）の対となる秘密鍵により残高証明書等の復号が行われる。復号された残高証明書等PDFは、通常のPDFと全く同じとなり、自由に閲覧可能

(参考4) Acrobat-Readerによる電子署名検証

電子署名を付与したPDFは、Acrobat Reader で表示した場合、印影イメージの箇所に次の「アイコン」が表示される。また、印影イメージをクリックすると、「メッセージ」が表示される。

ステータス	アイコン	メッセージ	補足（予測される原因など）
電子署名が正常な場合		署名は有効で、＜機構＞によって署名されています。 - 文書は、この署名が適用された後、変更されていません。 - 署名者の ID は有効です。	
失効情報が確認できない 電子署名の場合		署名は有効で、＜機構＞によって署名されています。 - 文書は、この署名が適用された後、変更されていません。 - 署名者の ID は発行時は有効でしたが、現時点で失効確認ができませんでした。	・端末からインターネット接続できない。 ・認証局が障害停止している。（CRL 未公開）。
信頼する CA ではない 電子署名の場合		署名の正当性は不明です。 - 文書は、この署名が適用された後、変更されていません。 - 署名者の ID は信頼済み証明書の一覧に見つからず、 <u>親証明書も信頼済み証明書ではないため、不明です。</u>	・Acrobat の環境設定（セキュリティ）を行っていない
署名の有効期限が切れている場合		署名の正当性は不明です。 - 文書は、この署名が適用された後、変更されていません。 - 署名者の ID は、 <u>有効期限が切れているか、まだ有効になっていないため、不明です。</u>	・古い署名済みPDFを参照したため、署名に使用した電子証明書の参照時点で有効期限切れになっている。
失効された電子署名の場合		署名は無効です。 - 文書は、この署名が適用された後、変更されていません。 - 署名者の ID は失効しているため無効です。	・署名に使用した電子証明書が何からの特殊な事情（盗難など）により、やむなく失効した。
改ざんされた電子署名の場合		署名は無効です。 - 文書は、署名が適用された後、変更されたかまたは破損しました。 - 署名者の ID は信頼済み証明書の一覧に見つからず、親証明書も信頼済み証明書ではないため不明です。	・署名されたPDFが改ざんされている。

（参考） Targetの利用又は確認に係る届出書類

（注） 提出書類や届出事項については、今後の法律改正や実務検討等により変更される場合があります。

TargetID の利用に関する確認書

(機構加入者用)

平成 年 月 日

株式会社 証券保管振替機構
代表取締役社長 竹 内 克 伸 殿

会 社 名 印 字

代表者の

役職氏名 印

連絡者の

役職氏名

電話番号

(口座管理機関コード (5 桁))

当社は、下記ユーザグループ管理者 ID 又は当社のユーザグループ管理者が作成した一般ユーザ ID を用いて、貴社に対する通知及び届出等の提出を Target ほふりサイトを通じて行うこととします（ただし、貴社から書面による提出を求められた場合は除きます）。

また、同サイトを通じた貴社から当社に対する通知等についても、同 ID を用いて受領し、速やかにその内容を確認することといたします。

なお、当社は、不正な通知を防ぐため、当該 ID を適切に管理することといたします。

記

ユーザグループ管理者 ID	
ユーザグループ 管理者 1ID	
ユーザグループ 管理者 2 ID	

以 上

- 当社は、本確認書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、また、本通知に基づく連絡者と当機構との間の事務連絡を行うため、利用させていただきます。

提出日：平成 年 月 日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 斉藤 惇 殿株式会社 証券保管振替機構
代表取締役社長 竹内 克伸 殿

会社住所 _____

会 社 名 _____

代表者の

役職氏名 _____ 実印

T a r g e t シ ス テ ム 利 用 申 込 書

(ユーザグループ登録申込書 兼 Target サイト利用申込書)

1. ユーザグループの登録及び Target 保振サイト利用申込み

当社は、株式会社東京証券取引所（以下、「東証」という。）が運営・管理する Target システム及び株式会社証券保管振替機構（以下、「機構」という。）が管理する Target 保振サイトの利用にあたり、東証の定める「Target 利用規程」及び次の事項を遵守することを確認したうえで、下記のとおりユーザグループの登録及び Target 保振サイトの利用を申し込みます。

- (1) 機構に対する通知及び届出等の提出は、機構から下記ユーザグループ管理者が受領するユーザグループ管理者 ID 又は同 ID を用いて作成した一般ユーザ ID（以下、「ユーザ ID」という。）によりログインする Target 保振サイトを通じて行うこと（ただし、機構より他の方法による提出を求められた場合を除く）。
- (2) Target 保振サイトを通じた機構から当社に対する通知等についても、Target 保振サイトを用いて受領し、速やかにその内容を確認すること。
- (3) 不正な通知を防ぐため、ユーザ ID を適切に管理すること。

記

登録するユーザグループの情報

ユーザグループ管理者※1	管理者 1	管理者 2
フリガナ		
氏 名		
部 署		
ユーザ ID ※2		
ID・パスワード送付先住所	〒 ()	
連絡先（電話番号）		
連絡先（e-mail）		
手数料担当兼務 (いずれかに○を付けてください。)	兼務有り・兼務無し	兼務有り・兼務無し

※1 ユーザグループ管理者は、2名記載してください。

※2 ユーザ ID は、英数字大文字、「_」（ハイフン）、「_」（アンダーバー）を、5文字以上 25文字以内で、任意に組みあわせて記載してください。

2. 手数料担当者の届出

フリガナ	
氏 名	
部 署	
連絡先（電話番号）	
連絡先（e-mail）	

※ ユーザーグループ管理者が手数料担当者を兼務する場合は、記載不要です。

- ・ 本申込書に記載された個人情報は、東証と機構により共同利用します。また、「Target利用規程」第28条記載の内容及び機構が行う業務を円滑に遂行するための目的以外では利用せず、第三者への提供は行いません。
- ・ 当機構の取扱う個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ(<http://www.jasdec.com/>)に掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

以 上

（送付先）
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館 4 階
株式会社株式会社証券保管振替機構 業務部 （電話）03-3661-1836

TargetID の利用に関する確認書

(間接口座管理機関用)

平成 年 月 日

株式会社 証券保管振替機構
代表取締役社長 竹 内 克 伸 殿

会 社 名 印 字

代表者の

役職氏名 印

連絡者の

役職氏名

電話番号

(口座管理機関コード (5 桁))

当社は、記ユーザグループ管理者 ID 又は当社のユーザグループ管理者が作成した一般ユーザ ID を用いて、貴社に対する通知及び届出等の提出を Target ほふりサイトを通じて行うこととします（ただし、貴社から書面による提出を求められた場合は除きます）。

また、同サイトを通じた貴社から当社に対する通知等についても、同 ID を用いて受領し、速やかにその内容を確認することといたします。

なお、当社は、不正な通知を防ぐため、当該 ID を適切に管理することといたします。

記

ユーザグループ管理者 ID	
ユーザグループ 管理者 1ID	
ユーザグループ 管理者 2 ID	

以 上

- 当社は、本確認書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、また、本通知に基づく連絡者と当機構との間の事務連絡を行うため、利用させていただきます。

提出日：平成 年 月 日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 齊 藤 惇 殿株式会社 証券保管振替機構
代表取締役社長 竹 内 克 伸 殿

会社住所 _____

会 社 名 _____

代表者の

役職氏名 _____ 実印

T a r g e t シ ス テ ム 利 用 申 込 書

(ユーザグループ登録申込書 兼 Target サイト利用申込書)

1. ユーザグループの登録及び Target 保振サイト利用申込み

当社は、株式会社東京証券取引所（以下、「東証」という。）が運営・管理する Target システム及び株式会社証券保管振替機構（以下、「機構」という。）が管理する Target 保振サイトの利用にあたり、東証の定める「Target 利用規程」及び次の事項を遵守することを確認したうえで、下記のとおりユーザグループの登録及び Target 保振サイトの利用を申し込みます。

- (1) 機構に対する通知及び届出等の提出は、機構から下記ユーザグループ管理者が受領するユーザグループ管理者 ID 又は同 ID を用いて作成した一般ユーザ ID（以下、「ユーザ ID」という。）によりログインする Target 保振サイトを通じて行うこと（ただし、機構より他の方法による提出を求められた場合を除く）。
- (2) Target 保振サイトを通じた機構から当社に対する通知等についても、Target 保振サイトを用いて受領し、速やかにその内容を確認すること。
- (3) 不正な通知を防ぐため、ユーザ ID を適切に管理すること。

記

登録するユーザグループの情報

ユーザグループ管理者※1	管理者 1	管理者 2
フリガナ		
氏 名		
部 署		
ユーザ ID ※2		
ID・パスワード送付先住所	〒 ()	
連絡先（電話番号）		
連絡先（e-mail）		
手数料担当兼務 (いずれかに○を付けてください。)	兼務有り・兼務無し	兼務有り・兼務無し

※1 ユーザグループ管理者は、2名記載してください。

※2 ユーザ ID は、英数字大文字、「_」（ハイフン）、「_」（アンダーバー）を、5文字以上 25文字以内で、任意に組みあわせて記載してください。

2. 手数料担当者の届出

フリガナ	
氏名	
部署	
連絡先（電話番号）	
連絡先（e-mail）	

※ ユーザーグループ管理者が手数料担当者を兼務する場合は、記載不要です。

- ・ 本申込書に記載された個人情報は、東証と機構により共同利用します。また、「Target利用規程」第28条記載の内容及び機構が行う業務を円滑に遂行するための目的以外では利用せず、第三者への提供は行いません。
- ・ 当機構の取扱う個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ(<http://www.jasdec.com/>)に掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

以 上

（送付先）

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館 4 階
株式会社株式会社証券保管振替機構 業務部 （電話）03-3661-1836

3. その他



株式等振替制度の利用に係る手数料について（機構加入者に対する手数料）

株券等の保管振替制度における手数料との主な相違点

- 区分口座間振替に係る手数料率を引下げ（４５円／件→１８円／件）
 - 口座による自己・顧客の分別管理に伴い、区分口座間振替の大幅な増加が見込まれるため。
- 口座管理手数料を新設
 - 区分口座数比例、口座残高比例及び加入者口座数比例の３要素により計算。
- 保管振替制度に特有の手数料項目は廃止
 - 預託、保管及び交付手数料、機構名義への書換の取次ぎに係る手数料など。

制度移行に際しての手数料に関する取扱い

- 口座開設金： 施行日前日における保管振替制度の参加者が、制度移行に際して参加者口座簿又は顧客口座簿から振替口座簿への転記手続きを行うために開設する区分口座（保管振替制度において開設していた区分口座との継続性が認められるもの）については、口座開設金の課金対象外。

例	施行日前日	施行日	課金の有無
	００口座（全目的分）	００口座（決済口）	課金対象外
	－	１０口座（自己口）※ 新設	区分口座に係る口座開設金を課金
	－	６０口座（顧客口）※ 新設	区分口座に係る口座開設金を課金
	８０口座（常代分）	８０口座（外国人記録口）	課金対象外

- 振替手数料： 施行日の業務開始時において同一の口座管理機関の区分口座間で行われる振替（施行日を振替日とする前日振替請求・前日残高調整請求による振替）については、振替手数料の課金対象外。

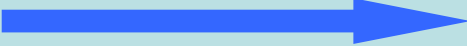
株式等振替制度の利用に係る手数料について（機構加入者に対する手数料）



■ 発行会社の情報提供請求に対する情報提供料の請求について

- 振替法第277条に基づいて発行会社が情報提供請求を行う場合、発行会社は対象となる加入者の直近上位機関が定める手数料を支払うことが義務付けられている。
- 株式等振替制度において、機構が発行会社からの情報提供請求の取次ぎを行った場合、請求取次先機関である口座管理機関は、発行会社に対する手数料（情報提供料）の請求を機構を通じて行うことが可能。
- 口座管理機関は、発行会社の請求に対する情報提供料の料率等をあらかじめ機構に届け出ることが必要（機構は届出のあった情報提供料の料率等をあらかじめ発行会社に通知。）。

■ 情報提供料の請求事務の概要 ※ 詳細は別紙「情報提供料の請求事務取扱要領」を参照。

- 
- ① 口座管理機関は、機構からの情報提供請求の取次ぎに基づいて、「振替口座簿記録事項報告データ」又は「対象加入者保有株式数報告データ」等を作成。
 - ② 毎月の報告データの作成実績に基づいて、報告データの通知日の属する月の翌月第3営業日までに請求データ（情報提供料請求内容明細書）を機構に通知（通知方法の詳細は後日通知）。
 - ③ 機構は毎年6月及び12月に直前6ヶ月分の請求データの合計を発行会社に対して請求。
 - ④ 口座管理機関への情報提供料相当額の引渡しは、発行会社に対する請求月の翌月において、当該月の口座管理機関に対する手数料請求額との差引き計算の方法により行う。

情報提供料の請求事務取扱要領

平成19年11月

第1版

株式会社証券保管振替機構

■ 目 次

	頁
1. はじめに	2
2. 情報提供料の請求事務等の概要	3
(1) 骨子	3
(2) 情報提供料の請求対象	4
(3) 情報提供料の請求に関するスケジュール	5
(4) 情報提供料の請求事務フロー（概要）	7
3. 情報提供料の料率の届出等	8
(1) 情報提供料の料率の届出	8
(2) 会社に対する情報提供料率一覧表の通知	8
4. 情報提供料請求額の通知等	9
(1) 情報提供料請求額の機構に対する通知	9
(2) 情報提供料請求データの作成方法	10
(3) 情報提供料請求データの提出方法	14
5. 情報提供料請求額の受付時における機構の処理	15
(1) 請求内容の確認	15
(2) 請求内容にエラーが存在する場合の取扱い	15

■ 本資料に関するお問合せ窓口 mailto:denshikafee@jasdec.com

（※ 恐れ入りますがお問合せは電子メールにてお願いいたします。）

1. はじめに

社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第277条後段は、加入者の口座に利害関係を有する者として政令で定めるものにつき、正当な理由があるときは、加入者の直近上位機関が定めた費用を支払って、振替口座簿の当該加入者の口座に記録されている事項を証明した書面の交付又は当該事項に係る情報の提供を請求することができるものとしており、この加入者の口座に利害関係を有する者には、加入者の保有する振替株式等を発行する会社が含まれる。

株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）が、2009年（平成21年）1月から実施を予定している株式等の振替制度においては、振替法第277条後段に基づいて会社が行う振替口座簿記録事項に関する情報提供の請求（以下「情報提供請求」という。）について、会社の利便性の向上及び加入者の担保株式の匿名性の確保の観点から、機構が一元的に請求の受付窓口となり、加入者の口座を開設する口座管理機関への請求の取次ぎを行い、かつ、当該口座管理機関からの報告内容を取りまとめて会社への情報提供を行う仕組みを導入することを予定している。

本書では、この機構が取次ぎを行った情報提供請求に係る口座管理機関が定める費用（以下「情報提供料」という。）の取扱いについて、その具体的な事務取扱いの要領を記述する。

口座管理機関は、本書の記載及び別に機構が定めるところにより、機構から取次ぎを受けた情報提供請求に係る会社への情報提供料の請求等を行うものとする。

2. 情報提供料の請求事務等の概要

(1) 骨子

口座管理機関は、「情報提供請求（全部情報）取次ぎデータ」又は「情報提供請求（部分情報）取次ぎデータ」等によって機構から通知された会社の情報提供請求に基づいて、「振替口座簿記録事項報告データ」又は「対象加入者保有株式数報告データ」等を機構に通知したときは、情報提供料の会社に対する請求を、機構を通じて行う。

機構は、各口座管理機関の請求内容を取りまとめた上で、機構が会社に対して手数料の請求を行う際に、あわせて各口座管理機関が行う請求の取次ぎを行う。また、機構は、会社の支払う情報提供料相当額を口座管理機関に代わって受領し、当該情報提供料相当額の口座管理機関に対する引渡しを、機構の口座管理機関に対する手数料請求額と相殺する方法によって行う。

口座管理機関による請求の適正性を確保する観点から、機構は、あらかじめ口座管理機関から、当該口座管理機関の定める情報提供料の料率等の届出を受け、その一覧を作成して会社へ通知するとともに、機構の開設するホームページに掲載して周知する。また、口座管理機関から通知された情報提供料の請求内容について、機構が取次ぎを行った情報提供請求の内容との突合を行う。

(2) 情報提供料の請求対象

口座管理機関が機構を通じて行う情報提供料の請求対象は、次に掲げる区分（注１）に応じて、それぞれに定める情報の範囲に限られる。

イ．機構から「情報提供請求（全部情報）取次ぎデータ」の通知を受けたとき

「振替口座簿記録事項報告データ」によって提供した情報

ロ．機構から「情報提供請求（部分情報）取次ぎデータ」の通知を受けたとき

「対象加入者保有株式数報告データ」によって提供した情報

ハ．機構から「振替口座簿情報提供請求取次書」（会社が請求受付日の６ヶ月以前の日を指定して情報提供請求を行った場合に機構が請求取次先機関に交付する書面をいう。以下同じ。）の交付を受けたとき

「振替口座簿記録事項報告書」（「振替口座簿情報提供請求取次書」に基づいて口座管理機関が機構に提出する書面をいう。以下同じ。）によって提供した情報

（注１） 次のいずれかに該当する場合を除く。

- ① 機構加入者が、その信託口に記録された振替株式等について信託財産名義の届出を行う旨の包括的な申出を行っている場合であって、会社からの情報提供請求が当該機構加入者から届け出られた信託財産名義を対象として行われたことにより、機構から「情報提供請求（全部情報）取次ぎデータ」若しくは「情報提供請求（部分情報）取次ぎデータ」の通知又は「振替口座簿情報提供請求取次書」の交付を受けた場合
- ② 機構加入者が、その自己口について、あらかじめ申出省略機構加入者（機構から担保専用口の開設を受けている他の機構加入者）から特別株主管理事務の委託を受ける旨の届出を行っている場合であって、会社からの情報提供請求が当該機構加入者を対象として行われたことにより、機構から「情報提供請求（全部情報）取次ぎデータ」若しくは「情報提供請求（部分情報）取次ぎデータ」の通知又は「振替口座簿情報提供請求取次書」の交付を受けた場合

(3) 情報提供料の請求に関するスケジュール

情報提供料の請求に関するスケジュールは、次のイ．からニ．までに掲げるところによる。

イ．口座管理機関から機構に対する情報提供料の請求額の通知

口座管理機関は、毎月の第3営業日までに、機構の定める形式（4．を参照。）により、前月中に機構に対して通知を行った「振替口座簿記録事項報告データ」若しくは「対象加入者保有株式数報告データ」又は前月中に機構に対して提出を行った「振替口座簿記録事項報告書」（注2）に係る情報提供料の請求額を通知する。

なお、間接口座管理機関は、その上位機関である直接口座管理機関を通じて、機構に対する請求額の通知を行うものとする。

- (注2) 前月末時点では、会社に対する「振替口座簿記録事項通知データ」若しくは「対象加入者保有株式数通知データ」の通知又は「振替口座簿記録事項証明書」の交付が行われていない場合であっても、機構に対する報告日ベースで請求額の通知を行う。

ロ．機構から会社に対する情報提供料の請求額の通知

機構は、口座管理機関から通知を受けた情報提供料の請求額をとりまとめ、機構の会社に対する手数料の請求時（原則として、毎年6月及び12月の年2回）に会社に対する取次ぎを行う。（注3）

- (注3) 会社に対する請求額の取次ぎ内容は、それぞれ次のとおりとなる。

- | | | |
|---|--------|-----------------------|
| ① | 6月請求分 | 前年12月から当年5月までの請求額の合計。 |
| ② | 12月請求分 | 当年6月から11月までの請求額の合計。 |

ハ．会社による情報提供料相当額の支払い

会社は、機構から取次ぎを受けた情報提供料相当額を、機構が定める期限までに、機構に対する手数料とあわせて機構に支払う（機構は、口座管理機関に代わって情報提供料相当額を受領する。）。

二．機構から口座管理機関に対する情報提供料相当額の引渡し

機構は、会社が情報提供料相当額の支払いを行った月の翌月（原則として、毎年1月及び7月）に機構が行う口座管理機関に対する手数料の請求の際に、あわせて口座管理機関に対する情報提供料相当額の引渡しを行う。（注4）

なお、間接口座管理機関に対する情報提供料相当額の引渡しは、その上位機関である直接口座管理機関を通じて行うものとする。（注5）

（注4） 機構は、当該月の口座管理機関に対する手数料請求額と情報提供料の引渡し額相当額について差引き計算を行い、差引き計算後の金額を当該月の手数料請求額（差引き計算の結果が負の数となったときは、手数料返戻額）として通知する。口座管理機関は、差引き計算の結果、口座管理機関が支払うべき手数料が残ったときは、情報提供料相当額の引渡しが行われたものとして取り扱う。

（注5） この場合において、間接口座管理機関の上位機関である直接口座管理機関は、当該間接口座管理機関の請求に係る情報提供料相当額について、速やかに引渡しを行わなければならない。

(4) 情報提供料の請求事務フロー（概要）

時 期	口座管理機関	機 構	会 社	備 考
「振替口座簿記録事項報告データ」又は「対象加入者保有株式数報告データ」等を機構に通知した日の翌営業日から、当該日の属する月の翌月の第3営業日まで	情報提供料請求内容明細書 (情報提供料請求データ) の作成 提出 エラー	入 力 論理チェック 蓄 積		※ 機構における論理チェックの結果がエラーとなった場合、機構は、エラー内容を口座管理機関に通知する。 ※ 口座管理機関は、機構からエラー内容の通知を受けた場合であって、訂正後の内容を機構に再提出するときは、毎月の第5営業日までに行う。
会社に対する手数料請求月（毎年6月及び12月）の第6営業日（仮）		情報提供料請求額の取次ぎ	請求 手数料 請求書 手数料 明細票	※ 会社への情報提供料の請求額の取次ぎは、機構の会社に対する手数料の請求時にあわせて行う。 ※ 機構は、口座管理機関から通知された請求額の合計額を、会社へ通知する。
機構の指定する支払期日（毎年6月末及び12月末）までに		振込先口座への入金確認	入金 情報提供料相当額の支払い	
会社の支払期日の属する月の翌月（毎年1月及び7月）の第3営業日	通知 手数料 請求書 手数料 明細票	情報提供料相当額の引渡し		※ 情報提供料相当額の引渡しは、当該月の手数料請求時にあわせて行う。

3. 情報提供料の料率の届出等

(1) 情報提供料の料率の届出

口座管理機関は、機構に対する口座開設の申請又は間接口座管理機関としての業務開始の申請に際して、その定める情報提供料の料率又は算式その他の機構が定める事項を、書面により機構に届け出るものとする。(注6)

間接口座管理機関は、当該届出をその上位機関である直接口座管理機関を通じて行うものとする。

【機構に対する届出事項】

- イ. 口座管理機関の名称
- ロ. 口座管理機関の口座管理機関コード
- ハ. 情報提供料の料率又は算式
- ニ. 適用開始日（情報提供料の料率又は算式を変更する場合に限る。）
- ホ. 情報提供料請求事務の担当部署及び連絡先

(注6) 口座管理機関が、情報提供料の料率又は算式を変更する場合についても、同様に取り扱う（この場合には、変更後の料率又は算式とあわせて、その適用開始日を機構に届け出るものとする。）。

(2) 会社に対する情報提供料率一覧表の通知

機構は、口座管理機関からの前(1)の届出の内容（情報提供料請求事務の担当部署及び連絡先を除く。）をとりまとめ、「口座管理機関の定める情報提供料率一覧表」として会社へ通知する。

当該通知は、口座管理機関からの前(1)の届出のつど、機構 Target に PDF ファイルを掲載する方法によって行う（あわせて、機構の開設するホームページにも掲載する。）。

4. 情報提供料請求額の通知等

(1) 情報提供料請求額の機構に対する通知

口座管理機関は、「振替口座簿記録事項報告データ」又は「対象加入者保有株式数報告データ」等を機構に通知した日の翌営業日から、当該日の属する月の翌月の第3営業日までに、前月に当該口座管理機関が行った情報提供に係る情報提供料請求額を、機構からの「情報提供請求（全部情報）取次ぎデータ」、「情報提供請求（部分情報）取次ぎデータ」又は「振替口座簿情報提供請求取次書」に基づいて提供した内容ごとに、機構の定める事項を記載した「情報提供料請求内容明細書」（注7）により機構に対して通知するものとする。

【情報提供料請求内容明細書の記載事項】

イ. 口座管理機関の名称

ロ. 口座管理機関コード

ハ. 情報提供料の請求対象となる会社の情報提供請求の内容（注8）

(イ) 情報提供請求の種類

(ロ) 情報提供請求を行った会社の銘柄コード（5桁）

(ハ) 情報提供請求の対象となった加入者（以下「対象加入者」という。）の加入者口座コード

(ニ) 対象加入者の保有する株式等が記録されていた口座の加入者口座コード（記録先加入者口座コード）

(ホ) 情報提供請求に係る受付番号

(ヘ) 「振替口座簿記録事項報告データ」、「対象加入者保有株式数報告データ」又は「振替口座簿記録事項報告書」の報告日

ニ. 上記ハ. の情報提供請求に基づいて口座管理機関が行った情報提供に係る情報提供料の請求額（消費税相当額を含む。）

ホ. 上記ニ. 情報提供料の請求額に含まれる消費税相当額

(注7) 口座管理機関は、「情報提供料請求内容明細書」の提出に代えて、機構の定める仕様によって作成した「情報提供料請求データ」を、機構が別に定める方法によって暗号化した上で格納したCD-R又はDVD-Rを、機構の定める事項を記載した「情報提供料請求データ通知書」に添付して提出することができる。

(注8) ハ. の内容は、機構から通知された「情報提供請求（全部情報）取次ぎデータ」、「情報提供請求（部分情報）取次ぎデータ」又は「振替口座簿情報提供請求取次書」の内容に基づいて記載する。

(2) 情報提供料請求データの作成方法

イ・共通仕様

- (イ) 文字コード
使用文字コードは「ASCII」とする。

- (ロ) 使用可能な文字の範囲
以下の半角文字以外は使用できないものとする。

種類		入力可能文字種 (半角)	種類		入力可能文字種 (半角)
数字	10 種	0～9	半角スペース	1 種	△
英大文字	26 種	A～Z			

なお、データレイアウト中の「属性」項目の表記内容を、それぞれ次のとおり定義する。

項番	属性	説明
1	9	数字コード (数字 0～9)
2	C	英数字コード (半角英字・半角数字・半角スペース・半角カナ)

(ハ) 入力項目の設定方法

各入力項目はダブルクォーテーション (") で囲み、各入力項目はカンマ (,) で区切るものとする (項目にセットする値がない場合、2つのダブルクォーテーション間には何もセットしない。)

(二) 提出ファイル命名規約

情報提供料請求データのファイル名（固定長35文字（拡張子除く。））は次のとおりとする。

固定 請求対象月 口座管理機関コード ファイル作成日 ファイル作成時刻 ファイル作成番号
JTS_YYYYMM_99999_YYYYMMDD_HHMMSS_NN.csv

ロ. データフォーマット
(イ) ヘッダレコード

項番	項目名	属性	桁数	編集内容
1	レコード区分	C	1	「H」をセットする。
2	口座管理機関コード	C	5	提出者である機構加入者の口座管理機関コードをセットする。(注9)
3	ファイル種別	C	3	「001」をセットする。
4	作成基準日	9	8	機構への提出予定日をセットする (YYYYMMDD 形式)。
5	作成日	9	8	データ作成日をセットする (YYYYMMDD 形式)。

(注9) 間接口座管理機関の情報提供料請求額を、その上位機関である直接口座管理機関が機構に通知する場合には、当該直接口座管理機関の口座管理機関コードをセットすることになる（次の（ロ）データレコードについては、同一ファイル中に、直接口座管理機関の請求分と間接口座管理機関の請求分を格納する。）。

(ロ) データレコード

項番	項目名	属性	桁数	編集内容
1	レコード区分	C	1	「D」をセットする。
2	請求区分	C	1	「1」をセットする。
3	機構加入者コード	C	7	提出者である機構加入者の機構加入者コード（対象加入者の口座が属するもの）を設定する。
4	請求対象月	9	6	請求対象データの発生月を設定する（YYYYMM 形式）。
5	請求の種別	C	1	「1」（情報提供請求（全部情報））又は「2」（情報提供請求（部分情報））を設定する。（注10）
6	銘柄コード	C	9	銘柄コードを設定する（前4桁はスペースとする。）。
7	加入者口座コード	C	21	対象加入者の加入者口座コードを設定する。
8	記録先加入者口座コード	C	21	対象加入者の保有する株式が記録された口座の加入者口座コードを設定する。（注11）
9	受付番号	C	16	請求の対象となる情報提供請求の受付番号を設定する。
10	報告日	9	8	「振替口座簿記録事項報告データ」又は「対象加入者保有株式数報告データ」の機構に対する報告日を設定する（YYYYMMDD 形式）。
11	請求額（消費税込）	9	13	口座管理機関が請求しようとする情報提供料請求額を設定する（前0は不要。左詰め）。
12	消費税額相当額	9	13	請求額に含まれる消費税額相当額を設定する（前0は不要。左詰め）。

(注10) 口座管理機関が、機構から受領した「振替口座簿情報提供請求書」に基づいて情報提供を行ったときは、「1」（情報提供請求（全部情報））を設定する。

(注11) 対象加入者の口座に記録された数についての情報提供を行った場合には、対象加入者の加入者口座コードを設定する（結果として、項番7の「加入者口座コード」と同一の値を設定することになる。）。

(ハ) エンドレコード

項番	項目名	属性	桁数	編集内容
1	レコード区分	C	1	「E」をセットする。
2	レコード件数	9	10	データレコードの合計件数をセットする。

(3) 情報提供料請求データの提出方法

口座管理機関は、「情報提供料請求内容明細書」の提出に代えて、「情報提供料請求データ」を提出しようとするときは、機構が定める事項を記載した「情報提供料請求データ通知書」に、機構が定める方法によって暗号化（注１２）した「情報提供料請求データ」を格納したＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒを添付する方法により、情報提供料請求データの提出を行う。

なお、提出に際しての注意点は次のとおり。

- イ．情報提供料請求データを格納したＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒの表面には、機構が指定したラベルを貼付する。
- ロ．情報提供料請求データを格納したＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒは正・副２枚を提出する。

【情報提供料請求データ通知書の記載事項】

- イ．口座管理機関の名称
- ロ．口座管理機関コード
- ハ．請求対象月
- ニ．添付されたＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒに格納された情報提供料請求データのレコード件数
- ホ．添付されたＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒに格納された情報提供料請求データ中の情報提供料請求額の合計額

(注１２) 「情報提供料請求データ」の暗号化は、口座管理機関の利便性及び事務の効率性を考慮して、いわゆる自己復号型の暗号化形式（※）を使用する（口座管理機関が暗号化に際して利用するソフトウェアは限定しない。）。なお、復号のために使用するパスワードは半角英数字８桁以内で口座管理機関において設定し、「情報提供料請求データ」を格納した媒体とは別に、あらかじめ機構へ通知しなければならないものとする。また、次の５．（２）で口座管理機関に通知されるエラーファイルについて機構が設定するパスワードは、媒体提出時に設定されたものと同一のものを設定する。

(※) 「自己復号型の暗号化形式」とは、暗号化したソフトウェアが実装されていない環境であっても、所定のパスワードのみで暗号を復号化することができる形式をいう。

5. 情報提供料請求額の受付時における機構の処理

(1) 請求内容の確認

機構は、口座管理機関から「情報提供料請求内容明細書」又は「情報提供料請求データ通知書」の提出を受けたときは、その請求内容について、機構の行った情報提供請求の取次ぎ内容との整合性その他必要と認める内容の確認を行う。

(2) 請求内容にエラーが存在する場合の取扱い

機構は、口座管理機関から提出を受けた「情報提供料請求内容明細書」又は「情報提供料請求データ通知書」の内容にエラーが存在するときは、速やかに、その内容を口座管理機関に通知する。(注13)

この場合において、口座管理機関は、必要に応じ、訂正内容を反映した「情報提供料請求内容明細書」又は「情報提供料請求データ通知書」(注14)を、毎月第5営業日までに(注15)機構に提出するものとする。

(注13) 口座管理機関に対する通知は、エラーデータを格納したCD-R又はDVD-Rを交付する方法その他の機構が適当と認める方法により行う。

(注14) 「情報提供料請求データ」の訂正は、訂正対象となったデータをファイル単位で再提出する方法による(請求内容にエラーが存在しない場合の訂正(請求額の訂正など)についても、同様に取り扱い扱う。)

(注15) 毎月第5営業日の経過後に、訂正の必要が生じた場合の取扱いについては、口座管理機関と機構との間の個別調整により決定する。

以 上

株式等振替制度対応に関する説明会資料

発行日 平成20年6月

編集・発行 株式会社 証券保管振替機構
〒103-0025
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号(第二証券会館)

(お問合せ先)
業務部 TEL 03-3661-0190

e-mail : denshika-gyomu@jasdec.com
ホームページアドレス : <http://www.jasdec.com/index.html>